

第2期 島根県環境基本計画

豊かな環境を守り、はぐくみ 持続的に発展する活力ある島根をめざして



平成23年3月
島根県

豊かな環境を守り、はぐくみ 持続的に発展する活力ある島根をめざして



私たちが暮らす島根には、四季折々の移ろいを見せる豊かで多様な自然がよく残されています。この自然環境を守り、未来に引き継いでいくことは、私たちの願いであるとともに、私たちに課せられた責務でもあります。

しかしながら、今日の環境問題は、地球規模での温暖化の進行や生物多様性の危機、身近なところではゴミの処理など多岐に渡り、また、これらを取り巻く状況も複雑化しています。

特に、地球の温暖化による気象の変化や健康・食料・災害への影響、黄砂や酸性雨、光化学オキシダントの濃度上昇などの越境汚染による影響、更には鳥インフルエンザや口蹄疫など様々な脅威に私たちの生活はさらされています。

その一方で、私たちの日々の生活や経済活動が、環境に負荷を与えている場合もあり、私たちの行動により、それらの脅威が改善される可能性も大きいと言えます。

島根県では、これらの課題に的確に対応していくため、従来の計画を見直し、新たに「第2期島根県環境基本計画」を策定しました。見直し後の計画では、10年後のあるべき島根の将来を展望し、7つの基本目標を掲げ、22の基本施策の下に60の具体的な施策を置いています。そして、60の施策のうち、特に対応を急がなければならないものや島根らしさを発揮できる7つの施策を「重点施策」とし、今後、重点的に推進してまいります。

そのためには、県独自の環境保全を進める「産業廃棄物減量税」や「水と緑の森づくり税」の有効活用を図るのはもちろんのこと、県民や事業者、NPOなどの皆様と行政が情報を共有し、一体となって具体的に行動していく取組が不可欠です。

島根県では、「自然共生社会」、「低炭素社会」、「循環型社会」などの実現や「豊かな環境を守り、はぐくみ、持続的に発展する活力ある島根」を目指して、取り組んでまいります。

終わりに、この計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「島根県環境審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた県民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

島根県知事
溝口善兵衛

第2期島根県環境基本計画 目次

第1章 基本的事項

1	はじめに	1
2	環境をめぐる動き	2
3	環境の現状と課題	4
4	計画の基本理念	8
5	計画の基本目標	8
6	計画の構成	11
7	計画の役割	11
8	計画の期間	11
9	計画の対象とする環境	11
10	第2期島根県環境基本計画と他の計画等との関連	12
11	各主体の役割	13
12	環境の将来像	14

第2章 施策の推進

	環境の保全に関する施策体系	18
1	人と自然との共生の確保	20
1-1	自然とのふれあいの推進	21
1-2	生物の多様性の確保	24
1-3	森林・農地・漁場の保全と活用	28
1-4	景観保全と快適な生活空間の形成	31
2	安全で安心できる生活環境の保全	33
2-1	水環境等の保全	34
2-2	大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策	39
2-3	化学物質の環境リスク対策	43
2-4	原子力発電所周辺環境安全対策の推進	45
3	地球環境保全の積極的推進	47
3-1	地球温暖化対策の推進	48
3-2	オゾン層の保護・酸性雨対策の推進	53
4	環境への負荷の少ない循環型社会の推進	55
4-1	3Rの推進に向けた意識の醸成	56
4-2	環境への負荷の少ない適正処理の推進	59
5	環境保全と経済発展の好循環の推進	60
5-1	環境関連産業の創出と振興	61
5-2	環境関連市場の活性化	64

6	環境保全に向けての参加の促進	66
6-1	環境教育・環境学習の推進	67
6-2	各主体の環境保全活動の促進	69
6-3	参加と協働による地域環境づくりの推進	72
7	共通的・基盤的な施策の推進	74
7-1	環境に配慮した施策手法の推進	74
7-2	調査研究・監視等の充実	75
7-3	環境情報提供・交流体制の整備	77
7-4	公害防止と環境防災体制の整備	78
7-5	経済的措置	79

第3章 計画の推進

1	推進体制	80
2	進行管理	82
3	計画の見直し	82

参考資料

1	用語の解説	84
2	計画策定の経緯	95
3	島根県環境基本条例	97

(注)本文中「※」が付されている用語については、参考資料「用語の解説」にその意味を解説しています。

第1章 基本的事項

1. はじめに

本県では、様々な環境問題に対処し、県民の健康で文化的な生活を確保していくために、環境保全のための基本理念と県、市町村、事業者、県民の責務などを明らかにした「**島根県環境基本条例**」を平成9年に制定しました。また、県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的計画として、平成11年2月に「**島根県環境基本計画**」を策定し環境保全の取組を進めてきました。

平成18年3月には湖沼の水質改善、循環型社会の構築、地球温暖化*防止活動の強化などを一層推進するため、一部見直しを行ったところです。

これまでの取組により、河川の水質や大気環境の改善など一定の成果が現れる一方で、産業廃棄物*最終処分量の増加や湖沼の環境基準*が達成されていないなど、今後ますます力を入れていかなければならない課題も明らかになっています。また、地球環境という空間的広がりや将来の世代に影響を及ぼすという時間的な広がりや併せ持つ地球温暖化*は急速に進んでおり、地球の生態系への影響、異常気象の発生頻度や強度の増大など人の健康や経済社会に深刻な影響が予想されています。この他、技術の発達や人口の急増により地球資源の有限性が明らかとなりつつある今日、環境に配慮した経済活動や消費活動は長期的には経済の持続的な発展のために欠くことのできないものとなっています。

こうした、今日の環境問題の多くは、私たち一人ひとりが被害者であると同時に加害者でもあるように複雑・多様化しています。環境問題を克服するため、人の活動が環境に大きな負荷を与えていることを私たち一人ひとりが十分認識し、ライフスタイルをはじめ、産業経済活動や地域づくりなどあらゆる分野において、環境の視点を取り入れることが不可欠です。さらに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に向けて、県民、事業者、NPO等、行政などの各主体が一体となって取り組んでいかなければなりません。

これらの状況を踏まえて、持続的に発展する活力ある島根が実現できるよう新たな計画を策定することとしました。

(注) 本計画において「NPO等」とは、NPO法人や市民活動団体、地縁団体、社団法人など公益団体を含んだすべての民間非営利活動団体を指します。

2. 環境をめぐる動き

2-1. 国内の動き

平成 18 年 3 月の旧計画改訂以降の国内の動きを見ると、平成 18 年に国の「第三次環境基本計画」が策定され、第二次計画の課題を踏まえながら、環境保全に取り組みつつ、それらが経済的に評価されることを推進するため、「環境と経済の好循環」などが盛り込まれました。

自然環境について

自然環境に関しては、生物多様性^{*}の保全と持続可能な利用を推進するため生物多様性基本法が制定されました。また、平成 22 年には愛知県名古屋市を会場として「生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10)」が開催され、生物多様性の損失速度の減少に向けた国際的な枠組みについての検討が行われました。

地球温暖化問題について

2008 (平成 20) 年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」「エネルギーの使用の合理化に関する法律」^{*}を改正し、国への温室効果ガス^{*}排出量報告義務の対象となる事業者の範囲を拡大するなど、積極的な地球温暖化対策を推進しています。また、2009 (平成 21) 年に鳩山内閣総理大臣 (当時) が 2020 (平成 32) 年までに 1990 (平成 2) 年対比で温室効果ガスを 25%削減することを宣言し、「チャレンジ 25^{*}」の推進、新エネルギー導入補助制度実施などが行われてきました。

循環型社会の構築について

循環型社会^{*}の構築に関しては、3R^{*} (リデュース、リユース、リサイクル) を推進するため、「容器包装リサイクル法」の改正や「新ゴミゼロ国際化行動計画」の策定などが行われ、小売店におけるレジ袋の無料配布の中止などが全国的に広がっています。また、国の「第二次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、国の循環型社会形成に向けた施策の方針が示されました。

国の第三次環境基本計画等において示されたとおり、国は、環境分野を新たな経済成長の柱ととらえ、低炭素社会^{*}、循環型社会の構築を進めようとしています。これまでの社会構造、経済構造を大きく変えていくことが求められています。

2-2. 県内の動き

本県では、平成 19 年度に策定した「島根総合発展計画」において、島根が目指すべき将来像に「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」を掲げるとともに、基本目標に「活力あるしまね」「安心して暮らせるしまね」「心豊かなしまね」の3つを設定し、総合的かつ計画的な島根県の地域づくりを推進しているところです。

島根県環境基本計画は、「島根総合発展計画」を環境の側面から具体化するものであり、国の取組との整合を図りながら、個別計画に基づきつつ、環境保全施策を推進してきました。

自然環境について

自然環境については、島根県を代表する地域資源であり、ラムサール条約^{*}湿地に登録された宍道湖・中海の水環境保全に向けた「第5期湖沼水質保全計画」の策定や「KODOMO ラムサール全国湿地交流（中海・宍道湖）」の開催などに取り組むとともに、「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、生物多様性の確保などを推進してきました。

地球温暖化問題について

地球温暖化問題については、島根県地球温暖化推進協議会を中心として「しまね CO₂ ダイエット作戦」など、家庭、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策に取り組んできました。また、地球温暖化対策として期待される新エネルギー^{*}は、「島根県地域新エネルギー導入促進計画」を策定するとともに、「島根県住宅用太陽光発電等導入促進事業」により、県民・事業者の新エネルギー導入に向けた経済的支援を行ってきました。

循環型社会の構築について

循環型社会の構築については、「島根県分別収集促進計画」や「島根県資源循環型技術開発補助事業」などにより、一般廃棄物^{*}及び産業廃棄物の適正処理、再生利用など 3R を推進してきました。

今後も、県民に最も近い立場である市町村と県との連携を深めるとともに、環境保全の主役となる県民・事業者・NPO 等との協働により、本県の美しい自然を守り、育て、活用していくことが求められます。

(注) 本計画において「協働」とは、行政と各主体が、共通の目的を達成するために、お互いの特性を認識、尊重し合い意思の疎通を図りながら協力、協調する関係及びその過程をいいます。

3. 環境の現状と課題

3-1. 環境指標など環境の現状

旧計画策定時・改訂時と最新の環境指標とを比較すると、大気環境や土壌等の環境が良好に維持されています。また、河川や海域の水質が改善されつつあります。

一方、産業廃棄物最終処分量の増加や湖沼の環境基準が達成されていないなどの項目もあり、引き続き改善に向けた努力が必要です。

3-2. 旧計画に掲げる重点プロジェクトの達成状況

旧計画においては、4つの基本目標のもとに18の施策区分を設け、特に重要と考えられる施策等については、8つの重点プロジェクトを設け67項目の目標を設定し重点的に取り組んできました。

8つの重点プロジェクトごとに進捗をまとめると下表のとおりとなります。評価項目の数にばらつきがあるため一概にはいえませんが、全体平均 2.31 より点が小さいプロジェクトは相対的に進捗が遅れているという見方ができます。

重点プロジェクト	(A) 項目	(B) 評価 (配点)				項目数×評価点 = (C) 総得点	(D)=(C)/(A) 平均点
		◎=3点	○=2点	△=1点	×=0点		
1. きよらかな水環境保全	8	4	4	0	0	20	2.50
2. 安全・安心確保に向けた化学物質の管理推進	8	6	2	0	0	22	2.75
3. しまね循環型社会推進	12	3	9	0	0	27	2.25
4. 循環型社会を構築する環境関連産業振興	2	1	0	0	1	3	1.50
5. 自然と共生する島根ふれあい四季空間創造	16	5	5	5	1	30	1.88
6. 恵み豊かな森林・農地の保全と活用	5	3	2	0	0	13	2.60
7. 地球を守るしまね地球温暖化防止	7	3	3	1	0	16	2.29
8. みんなで取り組む島根の環境づくり推進	9	7	1	1	0	24	2.67
合計	67	32	27	7	2	155	2.31

「循環型社会を構築する環境関連産業振興」「自然と共生する島根ふれあい四季空間創造」「しまね循環型社会推進」「地球を守るしまね地球温暖化防止」が平均点を下回っています。

環境指標や重点プロジェクトの達成状況から見えてきた課題として、人と自然とのふれあいの場の確保、宍道湖・中海など湖沼の水質改善、地球温暖化対策の取組の推進、産業廃棄物処理の取組など循環型社会の推進、環境関連産業の振興があげられ、今後は、これらに重点をおいた施策展開が必要です。

(注) 本計画において環境関連産業とは、環境負荷の低減に寄与する製品やサービスを提供する産業だけでなく、環境に配慮した生産活動や事業活動を行うものも含まれます。

3-3. 県民・事業者・環境活動団体の環境に対する意識

県民・事業者・環境活動団体を対象として実施したアンケート調査結果のまとめを以下に示します。

対象	調査項目	環境に対する意識
県民	関心・重要性 (影響力)	<ul style="list-style-type: none"> 多くの県民が環境問題に関心を持っている一方で、10%程度は大きな問題としては捉えておらず、また、20%程度は日常生活が地球環境に及ぼす影響を許される範囲であると考えています。 大部分の県民が、地球的規模の環境問題として最も重要なものを「地球温暖化問題」と考えています。 大部分の県民が、自然とのふれあいを増やしたい、または維持したいと望んでいます。 普段の生活の中で最も関心がある問題は「家庭ごみの減量化・リサイクル」であり、今後の推進を強く求めています。
	満足度	<ul style="list-style-type: none"> 現在住んでいる環境の満足度として、「川・湖・海のきれいさ」を最も高く評価しています。
	快適さ	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境をよりよいものにするために重要な環境の快適さとして、最も重要なものを「川・湖・海のきれいさ」と考えています。
	悪化要因	<ul style="list-style-type: none"> 「空き缶や吸殻などが散乱している道路や公園」を、周辺環境を悪くする最も大きな要因としてあげています。
	購入条件	<ul style="list-style-type: none"> 再生製品を購入するための条件としては、「価格」よりも「品質」を求めています。
	関連性	<ul style="list-style-type: none"> 半数以上が、環境保全の取組と経済発展との関連性を意識しています。
事業者	関心・重要性 (影響力)	<ul style="list-style-type: none"> 大部分の事業者が環境問題に関心を持っていますが、20%程度は、まだそれほど大きな問題ではないと捉えています。 25%の事業者は、企業活動の環境への影響について、地球の自浄可能範囲であると考えています。
	位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 70%の事業者が、環境への取組を「社会貢献のひとつ」と考えています。
	事業化状況	<ul style="list-style-type: none"> 環境への取組を「ビジネスチャンス」と捉える事業者が多く、既に15%が事業化に取り組み、20%が事業化の検討をしています。
	消費者意識	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した企業経営が、消費者の購買意欲や信頼感の醸成につながると考えています。
環境活動団体	活動状況	<ul style="list-style-type: none"> 半数程度の団体が、環境学習などの普及啓発活動に取り組んでいます。 地球温暖化防止活動に取り組む団体が増加しています。 多くの活動団体が、行政や他団体と連携した取組を行っています。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 活動を実施するうえで、「運営費」と「人材」の不足が課題です。

3-4. 島根県の環境が抱える課題

重点プロジェクトの達成状況、環境指標の推移、県民や事業者等の環境に対する意識調査の結果を踏まえて、今後、施策の強化が特に必要と考えられる課題は次のとおりです。

自然とのふれあいの場の充実

本県は、我が国最大の汽水域である宍道湖・中海や、隠岐諸島及び三瓶山などの国立公園をはじめ、海岸線における自然海岸率の高さなど全国に誇れる豊かな自然環境を有しています。

豊かな自然は、ふれあう人に潤いや安らぎを与えてくれるものであり、多くの県民が、自然とのふれあいを増やしたい、または維持したいと考えています。

自然環境を適正に保全・活用するとともに、それらとふれあうことのできる場を充実させ、県民の豊かな生活を支援することが求められます。

水環境の保全

湖沼（宍道湖・中海・神西湖）の水質については、負荷削減の取組が進み水質に改善の見られる流域もあるものの、環境基準を達成していません。

県民の多くが、水環境のきれいさが、周辺環境の良し悪しを決定付けると考えており、水質が改善傾向にある河川や海域の水質を維持・保全するとともに、特に湖沼については重点的な水質改善に取り組むことが求められます。

また、ラムサール条約登録湿地である宍道湖・中海については、周辺地域を含め古代から受け継がれてきた豊かな環境を将来へ引き継ぐため、県民、事業者、NPO等、行政が一体となり自然環境を保全するとともに、「賢明な利用※」の推進に向けた取組を進める必要があります。

地球温暖化対策

地球温暖化問題は、国境を越えた問題であるとともに、世代を超えた問題です。

国は、2020（平成32）年までに、1990（平成2）年対比で温室効果ガスを25%削減することを表明しています。しかし、本県の二酸化炭素排出量は、2007（平成19）年度時点で1990（平成2）年度対比25.4%増加しています。

25%削減を達成するためには、県民一人ひとりが身近な取組を確実に推進することはもとより、公共交通網の大胆な見直しや新技術の導入など、抜本的かつ革新的な取組を推進し、低炭素社会への転換を図ることが求められます。

多くの県民が、地球規模の環境問題として最も重要なものに、地球温暖化問題を挙げています。「島根県地球温暖化対策協議会」の活動など、県民、事業者、NPO等、行政が連携して地球温暖化対策を推進する必要があります。

循環型社会の構築

ごみ問題に対する県民の意識は高く、「家庭ごみの減量化・リサイクル」は、日常生活の中で最も関心がある問題だと考えられています。

廃棄物は、日常生活や事業活動を通じて必ず排出されるものであることから、本県においても3Rの確実な推進を目指して取り組んできたところです。その結果、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、その排出量については減少傾向にあるところですが、産業廃棄物の最終処分量や再資源化に向けた取組については目標としていたような成果が得られていません。

「第2期しまね循環型社会推進計画」に基づき、ごみそのものを出さない取組、再使用する取組、再生利用する取組を総合的かつ計画的に推進することが求められます。

環境と経済の両立

国では、第三次環境基本計画に、環境保全の取組を経済的に評価する仕組みの構築を盛り込み、エコポイントをはじめとした、環境行動を具体的なメリットで評価する取組を積極的に推進しています。また、環境関連産業を、今後の重要な成長分野のひとつと位置づけ、技術開発や研究等に注力しています。

本県では、既に環境ビジネスに取り組んでいる企業があり、今後、取り組もうと検討している企業もかなりあります。こうした企業を支援することにより環境関連産業の振興・創出を図り、環境保全と産業の活性化を両立させることが求められます。

4. 計画の基本理念

環境保全に取り組む本県の基本的方向や決意として、本計画の基本理念を以下のとおりとします。県民・事業者・NPO等・行政など各主体共通の基本理念として設定することにより、一体感ある取組の推進を目指します。

豊かな環境を守り、はぐくみ 持続的に発展する活力ある島根をめざして

私たちは、緑豊かな山々からもたらされる清らかな水や心地よい大気に包まれ、人と自然が織りなす豊かな環境の恵みを受けて、今日のふるさと島根を築いてきました。

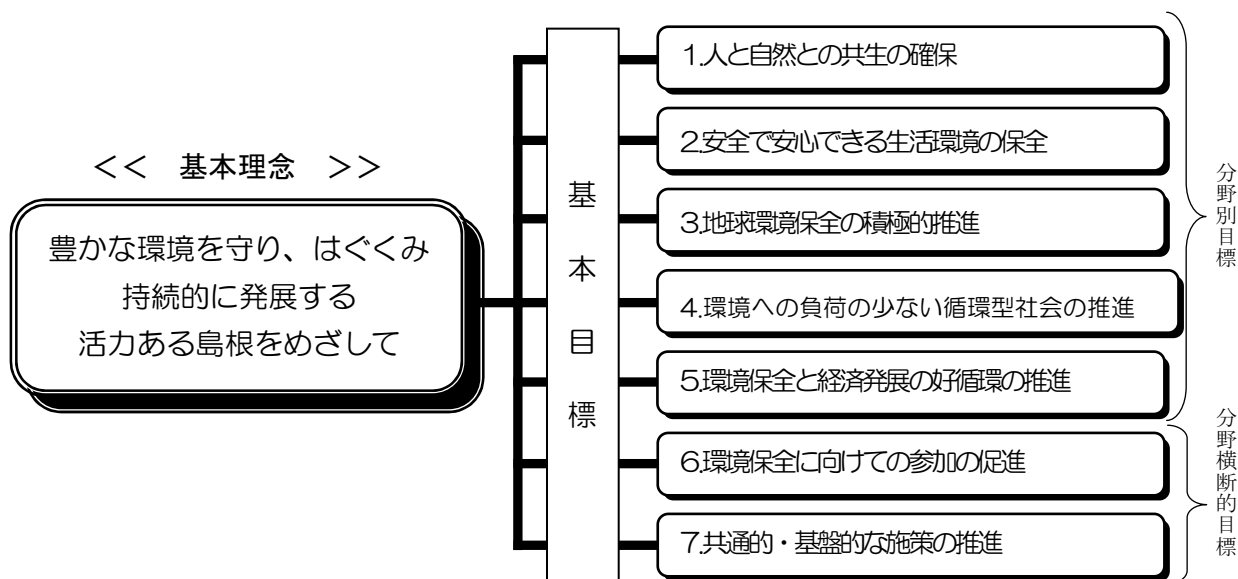
これらのかけがえのない豊かな環境を、将来にわたって県民が享受できるように守り、はぐくんでいくことが必要です。

また、持続的に発展する社会をめざすためには、環境への負荷の少ない循環型社会へ転換を図る必要があります。さらには、社会を支える経済の持続的な発展が求められ、環境保全により経済が停滞することなく環境保全と経済発展が上手く循環する取組が必要です。

本計画では、県民が豊かな自然環境にふれながらその恵みを受けることができるとともに、持続的な発展を続ける活力ある島根の実現を目指します。

5. 計画の基本目標

基本理念を実現するための基本目標を以下のとおりとします。基本目標は、現状と課題を踏まえ、5つの分野に分けた「分野別目標」と、各分野に横断的に関わる「分野横断的目標」に分け設定します。



5-1.分野別目標

人と自然との共生の確保

本県には、全国に誇れる多様で豊かな自然が多く残されており、この自然から多くの恵を享受するとともに、将来の世代へよりよい状態で引き継いでいかなければなりません。

また、県内の野生生物の多様な生態系の健全性を維持するためにも、自然の中の生物と相互に良好な関係を保つ必要があります。

また、森林・農地・漁場などの有する環境保全機能を維持、回復するとともに、豊かな自然とふれあえる水辺空間や良好な景観の保全など、快適な生活空間の形成が求められます。

安全で安心できる生活環境の保全

私たちを取り巻く環境は、水や大気、土壌など様々な要素から構成されています。

しかし、私たちは高度経済成長以来、自然環境の自浄能力を超える大量生産・大量消費によりこれらの環境への負荷を増大させてきました。さらに、豊かな生活を求めるため、化学物質や放射性物質など、使い方によって環境はおろか人体に悪影響を与える物質についても、その消費を拡大しており、私たちの生活環境そのものへの影響も懸念されています。

私たちには、健全で、真に豊かで安全な環境を確保し、より良い状態で将来の世代へ引き継いでいく責務があります。

そのためには、日々の生活や事業活動を見直し、一つひとつの活動から排出される環境への負荷をできる限り低減することや、経済活動における環境への負荷が自然の自浄能力の範囲内となるよう努力を続けることで、環境負荷の少ない、県民一人ひとりが安全で安心できる生活環境とすることが求められます。

地球環境保全の積極的推進

地球の温暖化、酸性雨^{*}、オゾン層^{*}の破壊などの地球環境問題は、その影響が国境を越えて地球的規模に広がっています。既に、地球温暖化による海面上昇や災害の激甚化など、私たちの生活に直接的な悪影響が及んでいます。

地球環境問題は、人類が将来にわたって持続的に発展していくために、力をあわせて解決していかなければならない緊急かつ重要な課題です。

これらの問題は、私たちの生活スタイルや産業活動に起因したものであり、家庭における日々の生活のありかたや、事業内容などを見直し、できることから確実な取組を進めるとともに、地球環境への負荷が少ない社会システムの構築など、抜本的な対策が必要です。

また、地球環境を守るためには世界の国々と連携・協力して取り組むことが重要であり、本県の環境に関する技術、情報、経験などを生かした国際交流・協力により、地球環境保全への取組を推進する必要があります。

環境への負荷の少ない循環型社会の推進

私たちが日々の生活や事業活動を営むことにより、廃棄物が発生します。科学技術の発展や進歩は私たちの生活を豊かにしましたが、同時に大量の廃棄物を発生させ、焼却による二酸化炭素排出量の増加など、地球環境に多大な負荷を与えてきました。

廃棄物を削減するためには、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては適正に処理するとともに、再使用、再生利用するなど、廃棄物を資源として捉え、循環利用を進めていくことが求められます。

そのためには、大量生産、大量消費、そして大量廃棄型の従来の社会のあり方や県民のライフスタイル、事業活動を見直し、社会における物質循環を確保することで、循環型社会の構築を目指す必要があります。

また、森林などのバイオマス※資源を有効に活用することも循環型社会の構築に資する取組であり、地域振興にもつながることが期待されます。

環境保全と経済発展の好循環の推進

地球温暖化対策をはじめとする環境制約の高まりにより、事業者の経営戦略や市場ニーズが変化しています。こうした変化をチャンスととらえ、環境に関連する産業等の振興や環境に配慮した生産活動などにより経済が活性化し、さらに環境がよくなるという好循環の関係を構築することが期待されます。

また、この好循環を実現するためには、環境関連商品・サービスの市場の活性化が必要であり、消費行動促進のための情報発信や仕組みづくりが求められます。

5-2.分野横断的目標

環境保全に向けての参加の促進

環境保全活動をより実効性高いものとして推進するためには、県民・事業者・行政といった各主体が連携し、協働で取組を推進することが求められます。既存の環境保全活動を継続するとともに、そこに多くの主体が参加できる仕組みづくり・ネットワークづくりが重要です。

また、体験学習等を通じて子どもたちの環境教育を積極的に推進し、島根県における次代の環境保全を担う人材として育成することが求められます。

共通的・基盤的な施策の推進

県の環境を保全していくためには、その土台となる土地利用について、計画的かつ適正に推進することが求められます。また、常に大気や水などの環境を測定・監視することにより、環境の変化を速やかに察知し、的確な保全対策を実行することが重要です。

そして、これらの環境に関連する情報を整理・集約し、県民や事業者等が利用しやすい形で提供することにより、環境保全活動のさらなる促進を図ります。

6. 計画の構成

この計画では、第1章で近年の環境をめぐる動きや旧計画の目標達成状況などを基に本県における環境の課題を明らかにしています。そして、それらを踏まえた計画の基本理念や基本目標などを示し、さらに計画の役割や位置付けを示しています。第2章では基本理念や基本目標を実現するための施策展開を明らかにし、第3章でこの計画の実効ある推進を図るため、計画の推進体制や進行管理等について示しています。

7. 計画の役割

環境基本計画は、島根県環境基本条例第10条に基づく環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、以下の役割を担うものです。

- この計画は、環境の保全に関する既存の計画や指針等に対する上位計画として**基本的方向を示す**ものです。環境面からの配慮は、あらゆる計画や事業に不可欠な要素であることから、環境に影響を及ぼす可能性のある各種計画の策定や施策の実施に対して、環境面からの配慮を図る上での**指針**としての役割を担うものです。
- この計画は、環境の保全に関する**長期的な基本目標**を掲げ、これを実現するための**施策の全体像**を明らかにすることにより、県民の環境の保全に対する**共通認識**を醸成する役割を担うものです。
- この計画は、環境の保全に関する**諸施策**を体系化することにより、全体としての**有機的連携**を促し、環境行政の**総合的・計画的な施策の推進**を誘導する役割を担うものです。
- この計画は、県の環境施策はもとより、**県民、事業者、市町村、NPO等**が担うべき**役割や取組**を示すとともに、各主体の環境保全活動への**参加を促進**する役割を担うもの

8. 計画の期間

平成23年度～平成32年度（10年間）

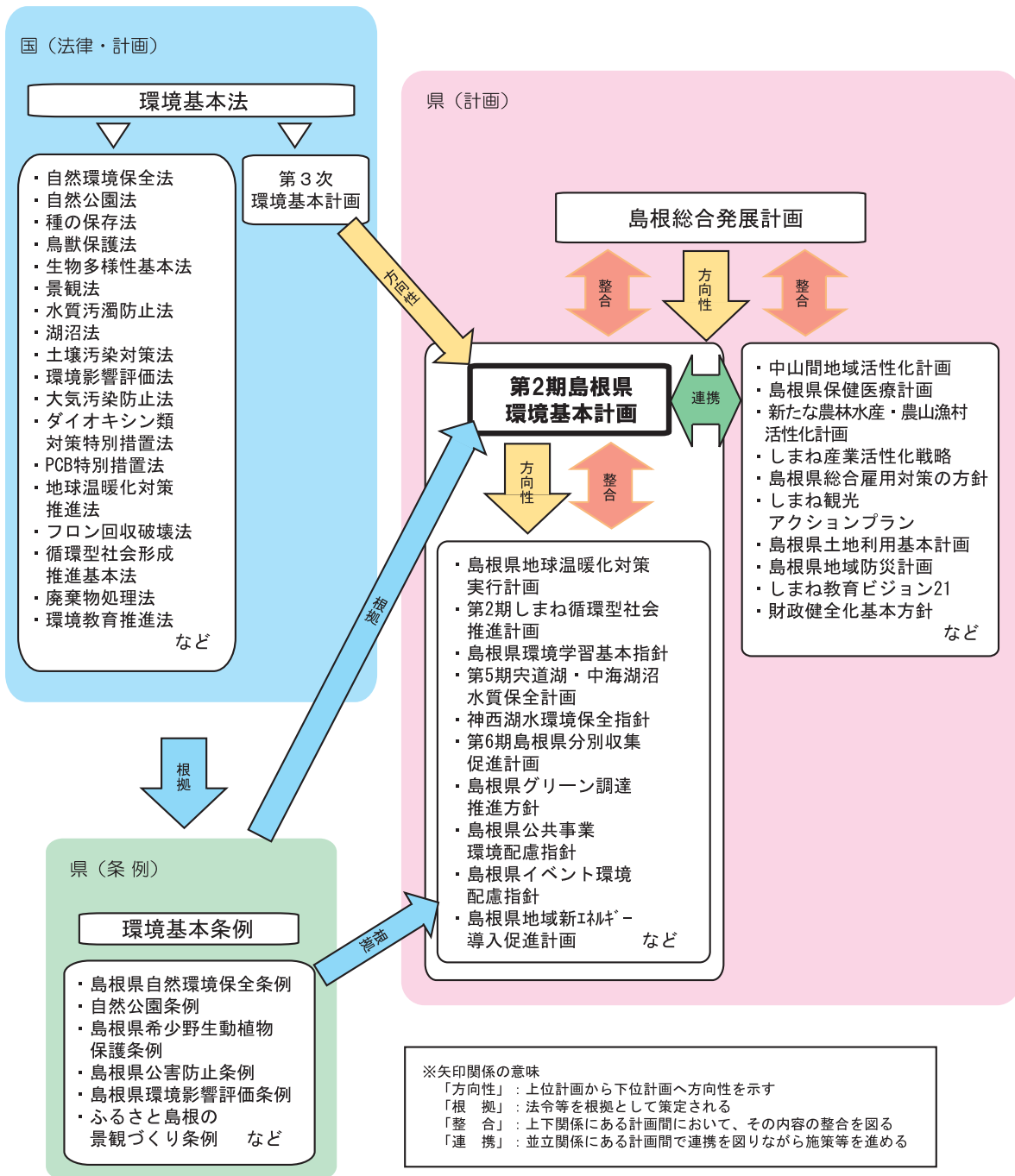
9. 計画の対象とする環境

環境の範囲は、「環境」そのものがそもそも包括的概念であり、社会的ニーズや人々の意識変化によって変遷していくものですが、この計画においては、対象とする環境の範囲を、島根県環境基本条例第2条（定義）及び第9条（施策の策定等に係る指針）等を踏まえ、次のとおりとします。

- 大気、水、騒音・振動、廃棄物などの**生活環境**
- 生物、森林、水辺地などの**自然環境**
- 地球的規模での気候変動や大気の組成などの**地球環境**
- 自然とのふれあいや景観の形成などの**快適な環境**

10. 第2期島根県環境基本計画と 他の計画等との関連

本計画と県政全般の方向や目標等を示した「島根総合発展計画」や各分野の個別計画等とは、整合性を確保するとともに相互に連携し環境保全に向けて一体となって施策を推進します。



11. 各主体の役割

基本目標を実現するためには、すべての主体が環境保全活動に参加して環境に配慮した行動に取り組むことが必要です。

そこで、基本目標の実現に向けて、県、市町村、事業者、県民、NPO 等のそれぞれが担うべき役割について明らかにします。

県の役割

県は、基本目標の実現に向けた各種行政施策を適切かつ効果的に推進するとともに、事業者、消費者としての立場から環境負荷の低減の取組を率先して実行します。

また、県民や事業者が自主的・積極的に、環境保全活動に取り組める仕組みづくりを行い、環境情報の提供、環境教育・環境学習の推進を図ります。

そして、これらの取組が、基本目標の実現に向けて寄与していることを確認し、必要に応じて取組の見直しを行うなど、この計画の適切な進行管理を行います。

さらに、市町村との連携を図るとともに、県民、事業者、NPO 等との協働を進めます。

市町村の役割

市町村は、基礎的自治体として県民や事業者と日常的に深い関わりを持つことから、地域に密着した環境づくりを進める上で、重要な役割を担っています。

このため、地域における各種環境計画の策定等によって、地域特性に応じた目標や事業の方向等を明らかにすることが必要です。また、県との連携による環境保全施策の実施や県民、事業者の自主的・積極的な取組を支援していくことなどが求められます。

また、市町村も事業者、消費者としての立場から、事務・事業全般にわたる環境負荷の低減の取組を率先して行うことが求められます。

事業者の役割

事業活動は、経済活動の中で大きな部分を占めており、その事業活動の実態に応じた環境への負荷を低減する取組が重要です。事業者の社会的責任、事業活動の持続可能性といった観点から環境配慮型経営への転換を図るとともに、新たなビジネスチャンスとして環境分野への参入や優れた環境技術による競争力の強化など、環境への取組を事業経営の発展にいかしていく視点も期待されます。また、地域での環境保全活動に参加・協力するなど、自主的・積極的な取組も期待されます。

県民の役割

私たちの生活が環境に様々な影響を与えていることを理解し、一人ひとりが生活様式を見直すことにより、日常生活に起因する環境への負荷低減に向けて身近なところから行動し、さらには、地域での環境保全活動に積極的に参加することが期待されます。

こうした活動は、様々な人達との出会いの機会となったり、家計の節約になるなど、私たちの生活に潤いや豊かさをもたらすものであり、楽しみながら実践していくことが効果的です。

NPO等の役割

NPO 等は、それぞれの専門性や個別性をいかし、行政では対応できないきめ細やかで柔軟な活動を行うことができます。こうした特性をいかし、自主的・積極的な活動を一層進めることが期待されます。

さらに、他の NPO 等、行政、事業者との連携・協働によって、新たな地域環境づくりを進めることが期待されます。

12. 環境の将来像

この計画の目指している基本目標は長期的な目標であり、平成32年度までの計画期間は、この目標を達成するための第1ステップです。したがって、この計画を着実に実行するとともに、将来にわたって継続的に計画の見直しや改善を行い、長期的に取り組んでいく必要があります。

この計画が展望している21世紀において、豊かな環境が守られ、はぐくまれ、持続的に発展している活力あふれる県土の姿として、この計画が目指している環境像を次のように描きます。

〈豊かな自然を守り、はぐくむ島根〉

緑豊かな山々からもたらされる清らかな水や心地よい大気に包まれ、また、四季が織りなす恵まれた自然環境の中で一人ひとりが生活の豊かさを享受して暮らしています。

日本有数の水質を誇る高津川をはじめとして、江の川や宍道湖、中海などの豊かな水系、日本海や中国山地の山々には、多様な動植物が繁殖する一方、各保護対策により県民生活と上手く調和しており、隠岐の島々などの美しい景観は県民に潤いと安らぎを与えています。

幼稚園から大学にいたるまですべての学校種において環境教育はすっかり定着しており、子どもたちは、本県の豊かな自然を体験する事で、環境保全の大切さを学んでいます。地域では、社会教育施設などにおいて、NPO等や行政との連携により環境に関する講座や発表会などが毎週のように行われ多数の人がつめかけており、住民参画による環境保全の地域づくりへとつながっています。

〈持続的に発展する活力ある島根〉

人々の日常生活においては、3Rをはじめとした廃棄物を出さない取組はすっかり浸透し、レジ袋を置いている店舗はめずらしくさえなりました。また、環境にやさしいことが商品購入の第一条件となるなど県民の環境保全意識が高まる一方です。多くの事業者は、持続可能な社会システムづくりの一翼を担っており、廃棄物のリサイクルなどにより最終処分量をゼロにする取組や高効率の省エネ・新エネ機器の導入が進んでいます。

中山間地域や農山漁村では、農林水産業の従事者により水資源の涵養や二酸化炭素吸収などの公益的機能が保全され、また、豊かな森林から生まれるバイオマスを活用した資源循環の仕組みが構築されています。都市部では、集約型のまちづくりや自転車、歩行者の利用に配慮した道路整備などが進んでいます。まちなかで見かける自動車の大部分がクリーンエネルギー自動車*となり、電気自動車用急速充電器などのインフラ整備が着々と進展しています。

古代から受け継がれてきたかけがえのない自然が、県民一人ひとりによって守り、はぐくまれ、引き継がれていることが、本県に暮らす全ての人々の誇りとなっています。本県は、日本で一番暮らしやすい県といわれるようになり、県内の自然、伝統、文化を目当てに県外から多くの観光客が訪れるだけでなく、このすばらしい環境の中で生活することを望み定住する人が増え、地域の元気が生み出されています。

そして、さらに次の世代へ豊かな自然環境を引き継ぎ、持続的に発展できる社会を目指して地域づくりが続けられています。



豊かな環境を守り、はぐくみ
持続的に発展する活力ある島根

エコツリー

環境基本計画の推進イメージを、「エコツリー」で示します。

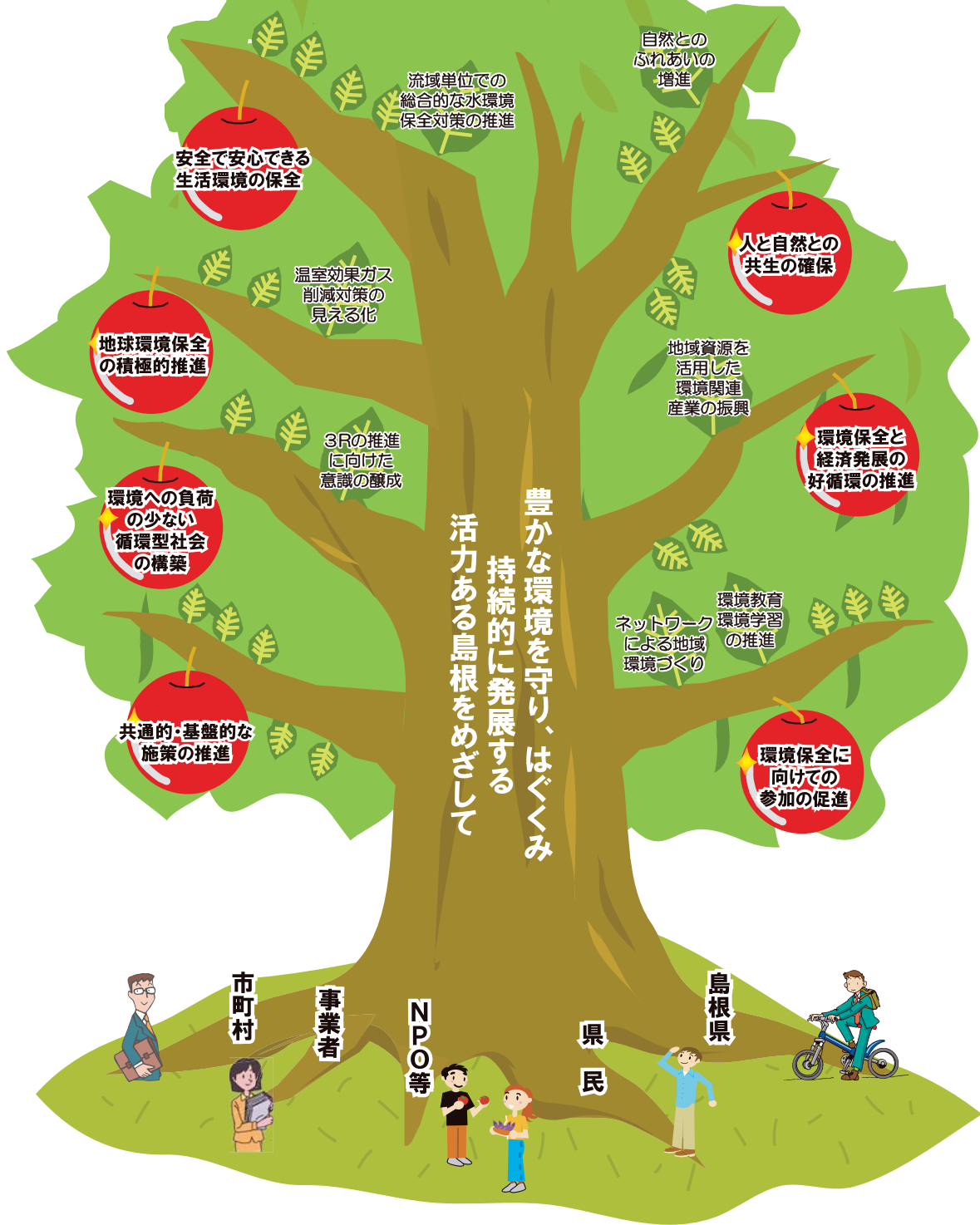
「幹」は、計画の全体的な目標である「基本理念」。

「実」は、基本理念を実現するための「基本目標」。

「葉」は、幹や実を成長させるための「基本施策」。大きな葉は「重点施策」。

「根」は、基本施策を実行していく「各主体」。

県民やNPO等、事業者、島根県、市町村などの主体が連携して、環境保全活動という栄養などを提供することで、エコツリーは大きく成長し、島根県の環境が守られます。



第2章 施策の推進

島根県環境基本条例第9条では、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっての指針として、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない、と規定しています。

- 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、良好な景観の形成その他の潤いと安らぎのある生活空間の形成が図られること。

この章では、第1章で掲げた7つの目標ごとに、上述の指針に沿って策定・実施する22の施策を基本施策と位置付け、さらにその基本施策の下により具体的な60の施策を置き体系化しています。この60の施策の内、特に対応を急がなければならない施策、本県の特徴をいかした島根らしさを発揮する施策、県民、事業者、NPO等が主体的に参加することを促進し、その効果が期待される施策を「**重点施策**」と位置付け、計画期間中に重点的に推進をはかることとします。

基本施策ごとに次の「現況と課題」「施策目標」「施策展開」「環境指標」「私たちにできること」を示します。

構成項目	内容
現況と課題	本県における基本施策に関連する現況や課題を示しています。必要に応じて図表等を挿入しています。
施策目標	基本施策を実施することにより目指す各主体（県民・事業者・NPO等・行政）共通の目標です。
県の施策展開	基本施策において、県が実施する具体的な取組です。 (7つの重点施策を含む)
環境指標	基本施策の進捗状況を包括的に示す値です。これにより、各施策を評価し、進行管理します。 なお、本計画の指標は、総合発展計画または関連する個別計画の目標年度及び目標値と整合させていますので、★印箇所については、これらの計画の見直しに伴い本計画の指標も見直します。
私たちにできること	施策目標の実現を目指して、私たちが環境に与える負荷を軽減するため、各主体（県民・事業者・NPO等・行政）が日常生活や産業経済活動等において実践することが望ましい取組の例を示しています。

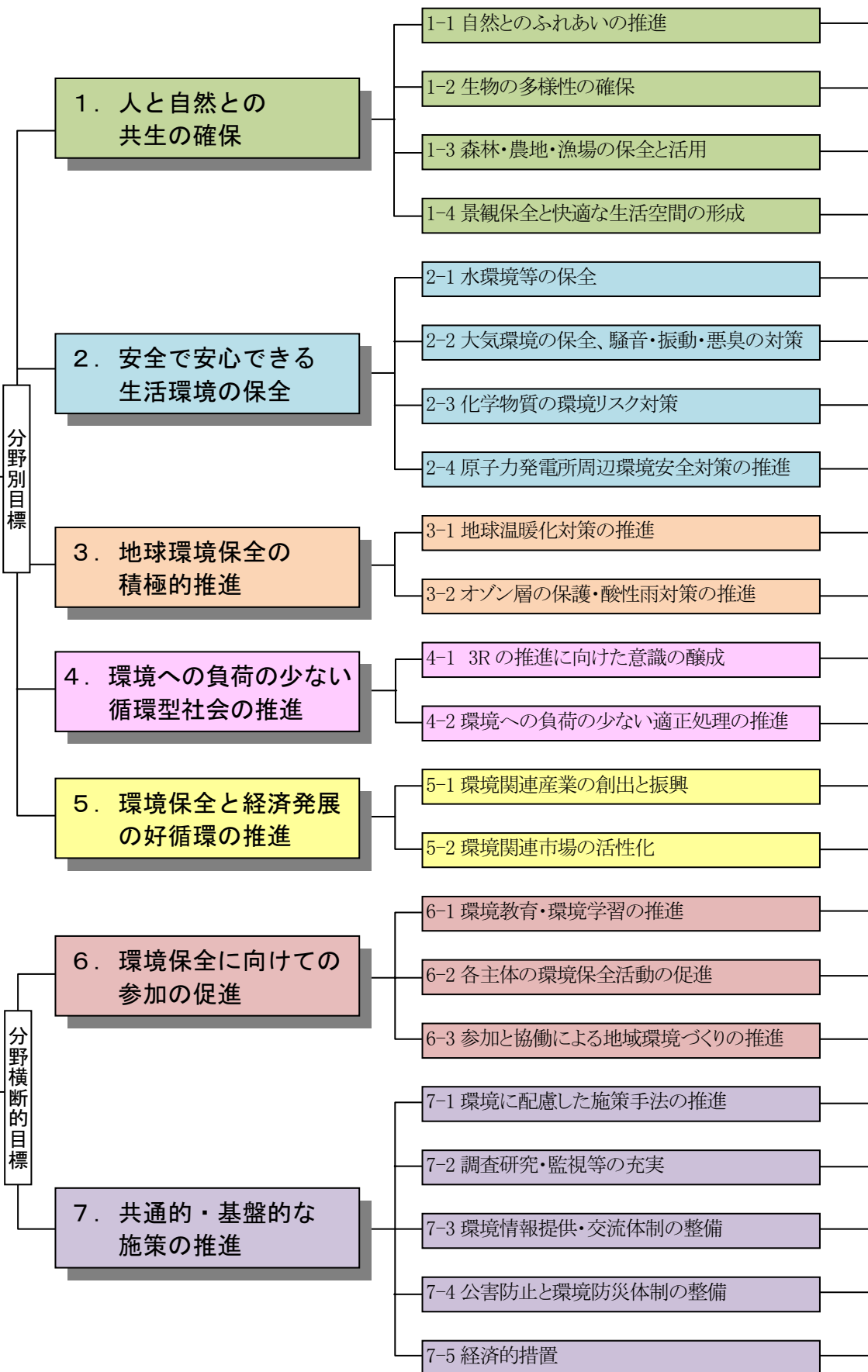
環境の保全に関する施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】

豊かな環境を守り、はぐくみ 持続的に発展する活力ある島根をめざして



【県の施策展開】

(太字は重点施策)

1-1-1.優れた自然の保全

1-1-2.自然とのふれあいの増進

1-1-3.自然環境の観光資源としての活用

1-1-4.環境に配慮した工事の推進

1-2-1.野生動植物の保護と管理

1-2-2.ラムサール条約登録湿地の保全と活用

1-3-1.森林・農地・漁場環境の保全

1-3-2.森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

1-4-1.水辺と緑の保全と創出

1-4-2.良好な景観の保全と形成

1-4-3.歴史的・文化的環境の保全

2-1-1.流域単位での総合的な水環境保全対策の推進

2-1-2.住民・事業者が自ら実施する水環境保全対策の推進

2-1-3.工場・事業場排水対策の推進

2-1-4.土壌汚染対策の推進

2-1-5.地下水汚染対策の推進

2-2-1.工場・事業場対策の推進

2-2-2.自動車排出ガス対策の推進

2-2-3.アスベスト対策の推進

2-2-4.騒音・振動防止対策の推進

2-2-5.悪臭防止対策の推進

2-3-1.化学物質の適正管理

2-3-2.ダイオキシン類対策

2-4-1.安全協定の厳格な運用

2-4-2.原子力広報の充実による県民理解の向上

3-1-1.温室効果ガス削減対策の見える化

3-1-2.「島根県地球温暖化対策協議会」を中心として地球温暖化対策を全县で展開

3-1-3.森林資源の積極的な活用による森林循環の促進

3-1-4.しまねの地域特性を活かした新エネルギーの導入促進

3-1-5.地球温暖化対策と経済発展の両立による産業振興と地域の活性化

3-2-1.オゾン層保護のためのフロン対策の推進

3-2-2.酸性雨の環境影響調査と共同調査研究等国際協力の推進

4-1-1.3Rの推進に向けた意識の醸成

4-2-1.環境への負荷の少ない適正処理の推進

5-1-1.環境関連産業の研究開発・事業化の促進

5-1-2.新分野参入への支援

5-1-3.環境関連産業の誘致

5-1-4.地域資源を活用した環境関連産業の振興

5-1-5.環境配慮型経営・サービスの促進

5-2-1.環境関連市場の活性化、消費者の意識啓発

6-1-1.環境教育・環境学習の推進

6-2-1.県の環境保全に向けた取組の率先実行

6-2-2.市町村による環境保全施策の推進

6-2-3.事業者の環境保全活動の促進

6-2-4.県民、NPO 法人、民間団体の環境保全活動の促進

6-3-1.地域環境保全活動の推進

6-3-2.ネットワークによる地域環境づくり

7-1-1.適正な土地利用の推進

7-1-2.戦略的環境アセスメント手法の導入の検討

7-1-3.環境影響評価制度の適正な運用

7-1-4.条例等の見直し、充実

7-2-1.調査研究の充実

7-2-2.モニタリングの推進

7-3-1.環境情報の充実

7-4-1.公害発生の未然防止

7-4-2.公害苦情・紛争の適正処理

7-4-3.健康被害の救済・予防

7-4-4.速やかに対応できる体制の整備

7-5-1.環境保全に関する助成措置の推進

1. 人と自然との共生の確保

基本目標「人と自然との共生の確保」を実現するために、基本施策「自然とのふれあいの推進」等を実施することで、本県の環境は以下の将来像（平成 32 年）のような社会となることが期待されます。

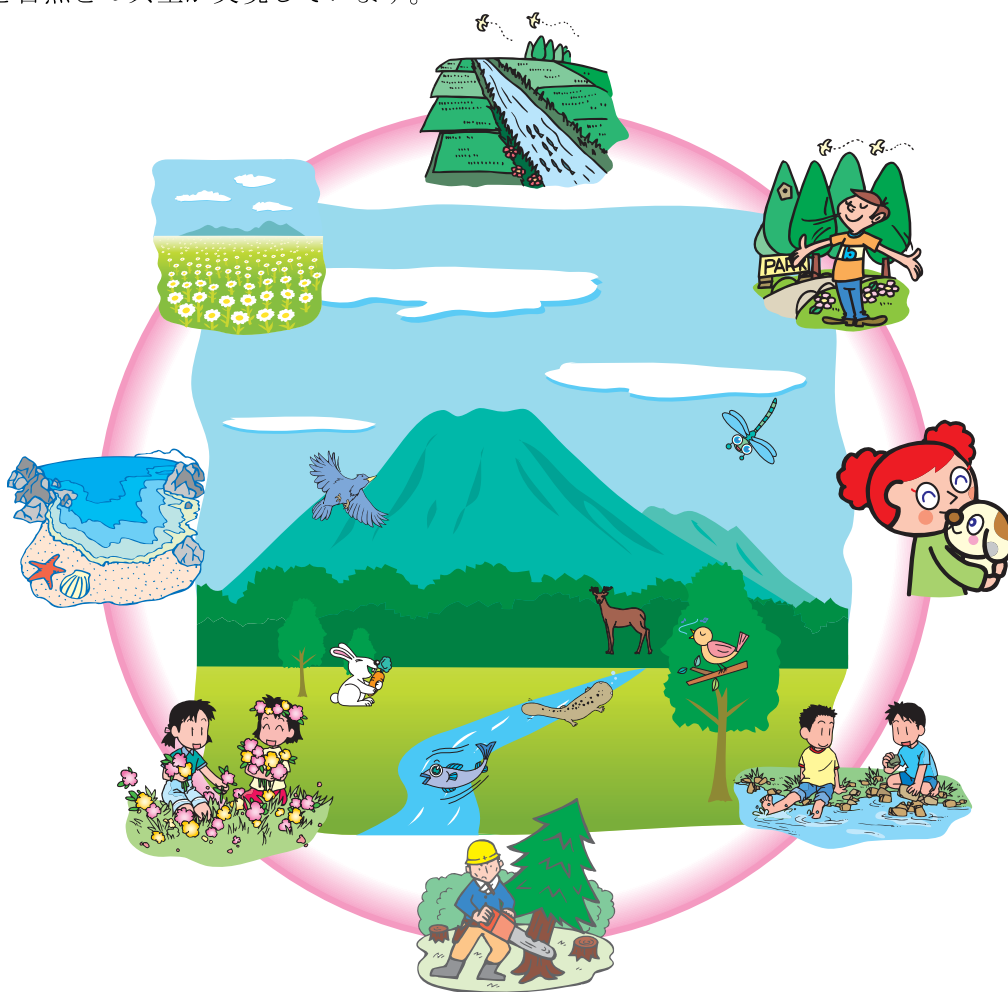
『人と自然との共生の確保』により目指す将来像

本県の豊かな水や緑が、県民・事業者・NPO 等・行政など様々な主体の連携と協働により美しい自然として保全されています。また、自然とふれあうための場が県内各地に整備され、県民や来訪者へ生活の潤いや安らぎを与えています。

豊かな自然の中では各種の各保護対策の推進等により、県民生活とうまく調和しながら多種多様な動植物が生息生育しています。

農業や林業、漁業などの就業者は、本県の自然環境に誇りをもちながら生き活きと仕事に従事しています。

豊かな水や緑、生物多様性が守られることで、本県が有する全国に誇るべき自然環境や景観等の評価は高まり、多くの観光客が島根県を訪れるだけでなく定住をする人が増えるなど、人と自然との共生が実現しています。



1-1. 自然とのふれあいの推進

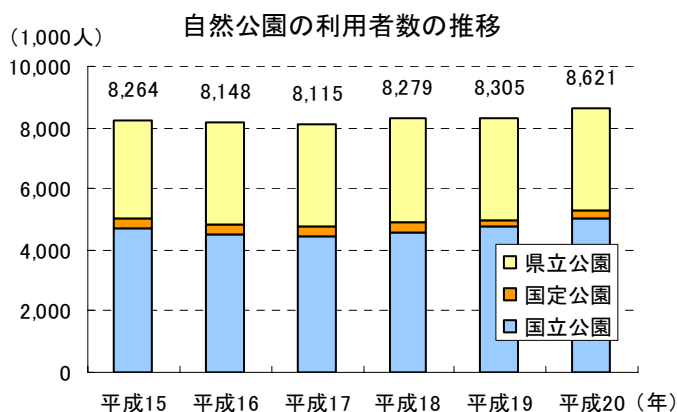
現況と課題

県内には、全国に誇れる多様で豊かな自然が多く残されており、国立・国定公園をはじめ、県立自然公園や県自然環境保全地域*が指定されています。

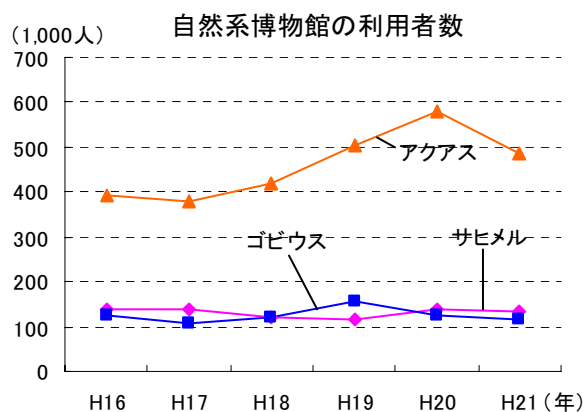
また、自然とのふれあいを求める県民のニーズの高まりから、三瓶自然館サヒメルや宍道湖自然館ゴビウス等の自然体験学習の拠点整備を行い、自然とのふれあいの場の整備を推進してきました。

県民意識調査結果によると県民の9割近くが自然とのふれあいを増やしたい、または維持したいと望んでいます。今後も、自然を適切に保全するとともに、環境学習施設や身近にある自然環境を有効に活用し、人と自然とのふれあいの場や学習の機会の確保と充実を図り、人と自然との豊かなふれあいを目指します。

さらに、こうした豊かな自然環境を保全しながら活用するエコツーリズム*など、環境保全や環境そのものを観光資源とした取組の推進や、観光客等に対しての本県の自然環境保全に向けた取組をPRすることなども求められています。



資料：島根県環境白書



資料：島根県観光動態調査結果

施策目標

豊かな自然環境を保全し、人と自然とのふれあいの場として活用します

県の施策展開

1-1-1. 優れた自然の保全

○自然環境保全地域の指定と管理の推進	「島根県自然環境保全条例」に基づき、指定している県自然環境保全地域について、地元の保護育成会等の協力を得て適正な管理を行います。
○優れた自然財産の保護と活用	<p>国立公園、国定公園、県立自然公園などの自然公園をはじめ、貴重野生動植物の生息・生育地など、将来にわたって自然環境の保全を図る必要がある地域については、規制の強化や各種の啓発活動等を行い、積極的に優れた自然財産の保護を図ります。</p> <p>また、「みんなで守る郷土の自然」地域として選定した地域のシンボルとなっている自然や貴重な自然については、地域と連携して保全を図ります。</p>

○天然記念物の保護と活用	県民の将来にわたる貴重な財産として、本県の自然環境を特徴づける天然記念物の保護・活用を図ります。
○自然保護意識の普及・啓発	自然環境の適正な保全と利用を推進するため、自然保護意識の普及・啓発を図ります。

【重点施策】 1-1-2. 自然とのふれあいの増進

○自然とのふれあいの場の整備と提供	<p>国立公園、国定公園、県立自然公園などの自然公園は、優れた自然を人々が学び、体験し、ふれあうことができる場として、安全で快適な利用施設の整備等を推進します。</p> <p>また、社会経済情勢や自然的要素の変化を踏まえて、公園計画の見直しを必要に応じて行います。</p> <p>自然公園のみならず、本県の自然の特徴を最大限活かして、全県全域を「生きた自然の博物館（フィールドミュージアム※）」として、県民はもとより来県者にも様々な自然学習の場や機会などを提供します。</p> <p>都市や近郊においても、点在する既存の公園や緑地などを自然とのふれあう場として有効活用を図ります。</p>
○自然公園の適正な管理と利用促進	<p>自然公園への県民の理解を深め、適正な許認可を行うとともに、適正な管理を行い、自然公園の景観の維持と快適で安全な利用を促進します。</p> <p>また、季節ごとの見どころや動植物、公園等の情報を提供し、利用の促進に努めます。</p>
○自然とのふれあいの機会の増進	<p>自然観察会の開催やみんなで調べる島根の身近な自然調査、林業体験など、県民が楽しく参加できる自然とのふれあう機会を提供していきます。</p>
○地域との連携による住民参加型の維持管理の充実	<p>自然公園の美化や活用を支えるボランティア等と連携して、施設等の維持管理を行い、自然公園や中国自然歩道などをより快適に利用できるよう努めます。</p>
○自然解説員などの人材育成	<p>優れた自然の価値や大切さを伝える自然解説員の養成や地域に根づいた自然保護活動を行う人材や団体の育成に努めます。</p>

自然観察会



自然調査



1-1-3. 自然環境の観光資源としての活用

○自然を資源としたエコツアーなどの推進	自然資源を活用しながら保護意識の醸成を図る取組として、エコツアーなどを推進します。
○都市住民との交流の促進	しまね田舎ツーリズム*など、島根の豊かな自然を活用した都市住民との交流の取組を推進します。
○ガイドの育成	エコツアーなどの実施に重要となるガイドの育成を推進します。

1-1-4. 環境に配慮した工事の推進

○事業計画策定に当たっての自然環境への配慮の促進	各種事業計画の策定に際しては、自然環境情報等の収集を行い、環境に配慮した計画の策定に努めます。
○事業実施工法における自然環境への配慮の促進	公共工事の実施においては、「島根県公共事業環境配慮指針」に基づき自然環境との調和、生活環境の向上、多様な生物が生息する空間の確保等を図るとともに、必要に応じて、ビオトープ*手法やミティゲーション*の導入を図るなど環境に配慮した公共工事の推進に努めます。
○河川工事における自然環境への配慮	本県においては、良好な水辺空間を有する所が多く、特に河川整備においては、生物の生息環境に配慮しながら、地域の特性に応じた多自然川づくりや親水性を確保し、潤いある水辺空間の形成に努めます。

環境指標

項目	単位	現況		目標	
自然公園利用者数	千人	H21	7,940	H23*	8,115*
三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館への入場者数	人	H21	778,869	H23*	760,000*
自然観察員等のボランティアを対象とした研修会の参加者数	人	H21	78	毎年度	80
三瓶自然館及び付属施設での自然とのふれあいを目的とした自然観察会の参加者数	人	H21	11,707	毎年度	10,000㊦

㊦：三瓶自然館については平成 21 年度に施設の一部を廃止し規模を縮小しており、これに伴い目標値を下げています。

私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護活動、自然観察会などへの積極的な参加による自然理解の深化 自然公園などの利用にあたっての、ゴミの持ち帰り、動植物の採取の禁止、車両の乗り入れ禁止など、利用マナーの遵守、環境への負荷をできるだけ与えない行動 など
NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護活動、自然観察会などの企画、積極的な参画など、県民が自然への理解を深めることへの協力 自然公園などの利用マナーの遵守や環境への負荷を抑える行動の呼びかけ など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護活動、自然観察会などに積極的に参加・協力するとともに、可能な範囲での支援 自然公園等の自然豊かな環境の周辺部において、開発や整備、活動を行う際には、自然環境へ配慮した工事や行動を励行 など
行政 (県及び市町村)	<ul style="list-style-type: none"> 各種事業計画の策定に際して、自然環境情報等の収集による環境に配慮した計画の策定 自然環境の状況を調査し、保全が必要な地域における保全施策の実施 自然とのふれあい体験などを通じた、自然への理解を深める機会の創出 自然解説員の養成や地域に根づいた自然保護活動を行う人材・団体の育成 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特色ある自然環境の保護、回復推進 地域で取り組む自然保護活動や自然観察会などの開催支援 など
県	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園などの指定区域については、保全状況等を確認し、県民が自然とのふれあいの場として、快適、安全に利用できるように適正管理 各種の情報提供を行うなど、自然公園などの利用促進や自然保護活動への参加促進 など

1-2.生物の多様性の確保

現況と課題

生物の多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素であり、個々の生物種や地域における個体群が維持され、全体として生態系が保全されることにより確保されます。

大規模開発や外来生物の影響等により、この生物多様性の喪失が危惧されることから、平成15年に「自然再生推進法」、平成16年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」が制定されました。また、平成20年には生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的に推進するために「生物多様性基本法」が制定されました。

本県における野生動植物を取り巻く環境も同様であり、県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物を取りまとめた「しまねレッドデータブック」を改訂し保護対策を検討するとともに、三瓶の姫逃池などでは自然再生に取り組んできました。さらに、希少野生動植物の保護を図り生物多様性が確保された健全な自然環境を次代に継承していくため、平成22年3月に「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」を公布し、希少野生動植物の過度な捕獲・採取などを防ぐための規制、生息地等を保護するための行為規制、効果的・計画的な保護管理事業の実施、県民・NPO等との協働した保護活動の取組などを定めました。

今後は、こうした希少な野生動植物を適正に保護するとともに、有害鳥獣など、県民の生活や身体に被害を及ぼす生物について、人との共存を視野にいれながら、保護と被害対策を推進することが求められています。また、もともと生息・生育していない地域に人間活動によって他地域から侵入し、従来の生態系に影響を及ぼす外来生物については、外来生物法に基づく適正な管理などを行うとともに、不用意な飼育や繁殖・ペット化などを未然に防ぐよう、県民への普及啓発を推進することが求められています。

このほか、出雲市トキ分散飼育センターでは、国のトキ保護増殖事業計画の一翼を担う取組として、希少種で国際保護鳥であるトキの分散飼育を平成23年1月から始めており、トキを環境のシンボルとして、人と野生動植物が共存できるような取組の推進に力を注いでいます。

また、平成17年11月にラムサール条約湿地に登録された宍道湖・中海についてはその「環境の保全」と「賢明な利用」を推進します。

島根県内における絶滅危惧Ⅰ類の野生動植物の例



施策目標

野生動植物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します

県の施策展開

1-2-1. 野生動植物の保護と管理

○野生動植物の生息・生育分布調査と保護の推進	<p>県内の野生動植物の生息・生育の実態について調査と情報収集等を行い、多様な生態系の保全に努めます。</p> <p>また、鳥獣保護区を設定し人との共存を視野に入れながら、保護・被害対策に努めます。</p>
○野生動植物保護意識の啓発	<p>野生動植物保護意識啓発のためのパンフレットの作成や、自然環境保全地域などの野生動植物の生息・生育地に看板を設置するなど、住民とともに保護対策を図ります。</p>
○外来生物の対策	<p>外来生物の中には自然生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのあるものがあります。これらの外来生物について生息生育実態や分布状況などの基礎的な調査、情報収集を行うとともに、被害拡大防止に努めます。</p>
○大型動物の保護対策	<p>特定鳥獣保護管理計画に基づき、ツキノワグマについては人身被害の回避、農林作物被害の軽減とともに、地域個体群の長期にわたる維持を図ります。</p> <p>また、弥山山地に生息するニホンジカについても、特定鳥獣保護管理計画に基づき、捕獲による適正な生息個体数への誘導と農林作物被害対策を実施することにより、人との共存を図ります。</p>
○絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策	<p>「改訂しまねレッドデータブック」に掲載される野生動植物種のうち、絶滅の危険性の高いものを中心として生息・生育地の環境調査などを実施するとともに、地元保護団体等の協力も得ながら保護・増殖などの適正な保護対策を図ります。</p> <p>また、過度の捕獲・採取等によって種の存続が危ぶまれている野生動植物については、「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」の「指定希少野生動植物」に指定し、捕獲・採取等を規制するとともに、県民及びNPO等と協働して保護管理事業に取り組みます。</p>
○自然の再生	<p>県民、事業者及び学術関係者等と連携して、開発により失われる自然や逆に人の関わりでの減少等により損なわれつつある自然環境の積極的な再生、修復に取り組みます。</p>

1-2-2. ラムサール条約登録湿地の保全と活用

○普及・啓発の推進	<p>ラムサール条約の基本理念は、「湿地環境の保全」とそこからもたされる貴重な資源を「賢明に利用」していくことです。</p> <p>それには、行政だけではなく、湿地周辺の住民や関係する団体等が基本理念を正しく理解して様々な取組を進める必要があります。そのため、行政と拠点施設等が連携し、出前講座等による基本理念の普及や湿地の保全等に関する情報を連携して発信・啓発します。</p>
○環境学習の推進	<p>宍道湖・中海の環境について、実際に現地において五感を使って学習することは、情操教育の観点からも極めて有効な手段です。冬鳥や水の中の植物、魚介類等を観察すること、また、伝統的な漁法や水質と私たちの生活との関連等を学習することは、子どもたちの郷土愛をはぐくむことにもつながります。</p> <p>そのため、自然観察会の機会の提供と参加しやすい環境学習体制を構築します。</p>

○生態系保全のための対策の推進	生態系の保全や水産業の振興のために動植物調査等を実施します。
○宍道湖・中海の環境保全活動への参加の促進	宍道湖・中海の一斉清掃をはじめ環境保全活動への県民、事業者、行政等の参加の促進を図ります。
○宍道湖・中海の水質保全対策の推進	(内容については「2-1-1」を参照)
○「賢明な利用」の推進	「賢明な利用」に関する意見交換会等を継続的に開催し情報の共有を行うとともに、多方面から「賢明な利用」の方策を考えます。また、宍道湖・中海の水産振興や観光資源としての活用等、地域振興につながる利用の推進に努めます。

環境指標

項目	単位	現況		目標	
島根県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく「希少野生動植物保護巡視員又は希少野生動植物保護巡視団体」の認定数	認定数	H22	0	H32	50
一斉清掃などラムサール条約湿地中海・宍道湖湖沼環境保全活動の参加者数	人	H22	7,232	毎年度	7,500

私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> 希少野生動植物や特定外来生物の生息・生育情報の提供及び生息・生育状況等調査への協力 野生動植物や生態系の保全活動参加 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 学校や地域におけるビオトープづくりなどへの参加、協力 <input checked="" type="checkbox"/> 地域で行われている里山、里地、里海の保全活動への積極的参加 野外活動を行う場合ににおける野生動植物の生息・生育環境に支障を及ぼさないモラルの学習と行動実践 外来生物の放逐抑制、ペットの責任ある飼育 観賞・栽培用の外来植物の適正な管理 傷ついた鳥類等の保護 など
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> 希少野生動植物や特定外来生物の生息・生育情報の提供及び生息・生育状況等調査への協力 外来生物の被害防止に関する普及啓発への協力 野生動植物や生態系の保全活動などの企画・参画 野外活動を行う場合ににおける野生動植物の生息・生育環境に支障を及ぼさないモラルの学習と行動実践 など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 野生動植物や生態系の保全活動などへの積極的な参加・協力及び、可能な範囲での支援 開発や整備、活動を行う際の、野生動植物の生育・生息環境へ配慮した工事や行動 など

行政 (県及び市町村)	<ul style="list-style-type: none"> 希少野生動植物の保護などの事業推進 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 農林作物等に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲、地域住民が主体となった防護・捕獲体制の構築 野生動植物の保護や生物多様性の保全、特定外来生物に関する意識を高めるための自然観察会や講習会開催による住民への啓発 地域で行う生物や生態系の保全活動に関する情報提供による活動への参加促進支援 NPO 等の民間団体が行う自主的な取組の支援 など
県	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全や希少野生動植物の適切な保護管理のための希少野生動植物の生息・生育状況調査実施 農林作物等に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲、地域住民が主体となった防護・捕獲体制の構築 野生動植物の保護や生物多様性の保全、特定外来生物に関する意識を高めるための、市町村との連携による住民への啓発実施 地域で行う生物や生態系の保全活動に関する情報提供による活動への参加促進支援 市町村や NPO 等の民間団体が行う自主的な取組の支援 など

シカ防護策設置



自然環境保護意識啓発看板



KODOMO ラムサール全国湿地交流会



1-3.森林・農地・漁場の保全と活用

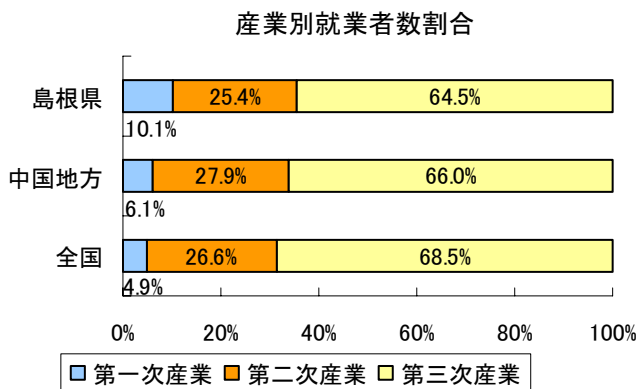
現況と課題

本県の大部分を占める中山間地域は、農林水産物の生産の場であるとともに、土砂流出・崩壊防止、水源かん養[※]等の公益的機能を有するなど重要かつ多様な役割を果たしています。また、本県の海岸地域には、良好な自然海岸が多くあり、その沖合の豊かな海域は日本海有数の漁場となるとともに、宍道湖等の湖沼や河川も多様な水産資源をはぐくんでいます。

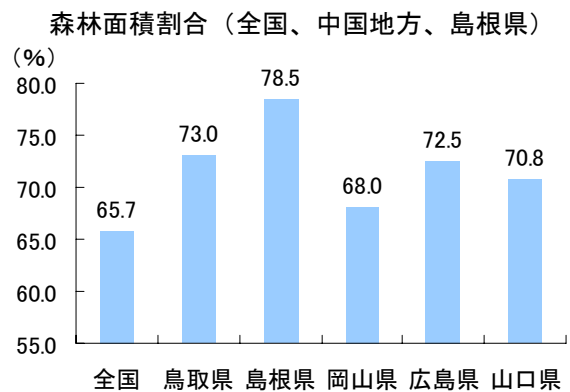
しかし、過疎化・高齢化や農林水産物貿易の自由化の進展等により、森林の管理放棄や農地の耕作放棄が拡大し、森林・農地の持つ多面的機能の低下が危惧されるとともに、磯やけ[※]など漁場環境の悪化が懸念されています。

このため、産業としての農林水産業の振興に努める中で、適正な森林管理や耕作放棄地対策、水産資源の保全の推進等、環境保全と経済活動を両立させる仕組みの構築を目指します。

また、「中山間地域等直接支払制度[※]」や「水と緑の森づくり税[※]」の活用、「しまね田舎ツアーリズム」の推進など、森林・農地・漁場の維持保全や資源を活かした多様な地域づくりの取組を推進します。



資料：平成17年度国勢調査



資料：統計で見る都道府県のすがた 2010

施策目標

**森林、農地、漁場を適切に管理・活用しつつ、
環境への負荷の少ない健全な地域経済の発展を目指します**

県の施策展開

1-3-1. 森林・農地・漁場環境の保全

○森林の公益的機能の維持保全

適切な森林経営・森林管理により島根の森林の健全性を維持するとともに、特に重要な森林については保安林に指定し保全に努めるほか、機能低下が著しいものについては治山事業により機能回復を図るなど、水源かん養や災害防止等の公益機能の維持・保全に努めます。

また、その担い手となる新規林業就業者の確保と育成に努めます。

○森林整備への県民・企業の参画推進	<p>森林に対する理解を深め、県民自らの行動を喚起するため、森林と親しむ活動や森林を守り育てる活動の機会を創出します。</p> <p>また、県民のアイデアと参加による新しい「森づくり」を進めるために、県民提案型事業を実施し、多様な主体と協働して「水を育む豊かな森」を次世代に引き継ぐ取組を進めます。</p> <p>さらに、県内外の企業が、島根県の森林整備に参画する仕組みとして「企業参加による森づくり」を実施していくとともに森林整備による二酸化炭素吸収量を算定し認証する仕組みを構築し、より多くの企業が、島根県の森林を活用したCSR*活動に参加されるよう推進していきます。</p>
○森林被害対策の推進	<p>山火事の未然防止のため、普及活動を行うとともに、松くい虫被害対策及びカシノガキクイムシによるナラ枯れ*対策を行う市町村や市民団体等の取組に対する支援を図ります。</p>
○農地保全対策の推進	<p>農地が有する食料生産や災害の防止・環境保全等の公益的機能確保のため、地域における農地保全活動や必要な基盤整備等を総合的に支援することにより、農地の適正な保全に努めます。</p>
○環境にやさしい農業の推進	<p>環境に配慮し、安全な農作物を安定的に生産するため、農業のもつ物質の循環機能を活かし、生産性や品質の維持を図りながら有機農業を始めとする環境にやさしい農業の拡大による農薬・化学肥料使用の低減や廃棄物の適正処理・再生利用を推進します。また、環境にやさしい農業の意義や収益性等に対する消費者の理解の醸成を促進します。</p>
○水産資源の保護・管理及び漁場環境保全対策の推進	<p>水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持するため、資源管理型漁業の推進、規制遵守のための監視などに努めるとともに、一部の沿岸や内水面で行われている磯やけを防止するための藻場*の造成やオゴノリの除去など、これら漁業集落や漁業者等の取組を支援します。</p> <p>また、海域や湖沼の漁場環境は、流入する河川の影響を受け、河川はその上流の森林の影響を受けることから、一部の地域で始まっている漁業関係者や地域住民等による森づくり等森林復興の取組を促進します。</p>

1-3-2. 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

○森林資源の利用の推進	<p>再生可能な資源である木材を建築用材等として積極的に利用するとともに、木質バイオマスの有効利用を推進し、森林資源を活かしながら森林を適切に管理する「森林と木材の循環利用（伐って、使って、植えて育てる）」を構築し、農山村地域の活性化を図ります。</p>
○棚田地域の保全とその利活用	<p>棚田の有する水源かん養等の多面的な役割や景観の維持保全を図るため、棚田地域の保全活動や棚田オーナー制度等の交流活動の促進に向けた取組を総合的に支援します。</p>
○都市と農山漁村の交流の促進	<p>都市と農山漁村の交流を通して自然とのふれあいを促進するため、市民農園や漁業体験施設の整備を行うとともに、「しまね田舎ツーリズム」などの滞在型の余暇活動を推進します。</p>

環境指標

項目	単位	現況		目標	
農地面積	ha	H21	38,400	H32	38,500
荒廃した森林の再生面積(H22～26の5年間、700×5年間)	ha	-	-	H26★	3,500★
エコロジー農産物※の推奨面積	ha	H21	992	H23★	1,000★

私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の所有する森林や農地の適正管理 ・ 里山や海辺・水辺での、自然とのふれあい <ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業・林業・漁業の体験活動参加 ➢ しまね田舎ツーリズムなどへの参加 ・ 森林づくり、里山や里海の保全活動、海岸や水辺の清掃活動などへの積極的な参加 ・ 環境に配慮した農業などで生産された農産物や地域で生産された農産物への理解を深め、優先的に購入 ・ 県産木材やその間伐材を使用した製品の購入 など
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林づくり、里山や里海の保全活動、海岸や水辺の清掃活動、景観保全活動などへの継続した取組 ・ 環境イベントや自然体験の場における、森林や農地、海辺の保全呼びかけ ・ 地産地消の推進 ・ 農林業、漁業に従事する人々とそれ以外の人々との交流促進 ・ しまね田舎ツーリズムの実施 など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林づくり、里山や里海の保全活動、海岸や水辺の清掃活動などへの積極的な参加・協力 ・ 農薬や化学肥料の適正使用など、環境にやさしい農業の実践 ・ 建築資材への県産木材の使用 ・ 県産木材やその間伐材を使用した製品の開発 など
行政 (県及び市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽や間伐の実施など森林の適正管理支援 ・ 一次産業における環境保全の取組の積極的な支援 ・ 藻場の造成等の促進 ・ 住民や事業者の森林づくり活動、里山や里海の保全活動等への参加を促進することによる森林を適正に管理する担い手の拡大 ・ 環境にやさしい農業の実施や遊休農地の活用支援 ・ 公共事業・公共施設における間伐材、県産材の利用推進 ・ 公共建築物等の木造化・木質化の推進 ・ 森林や農地水辺等が織り成す景観を守り、観光資源等として積極的な活用 ・ しまね田舎ツーリズムの推進 ・ 森林や農地の保全を図り、癒しの場や環境学習等の場として活用 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に密着した森林づくりや農地保全の取組推進 ・ 森林づくり、里山や里海の保全活動、海辺の清掃活動などの情報提供や活動支援 ・ 住民の森林や農地とのふれあいを促進 など
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な森林に関する、保安林の指定や治山事業による、適正な森林管理 ・ 森林や農地の持つ様々な公益的機能の維持保全、拡大を図る活動等を総合的に支援 ・ 市町村との連携による、県民や事業者が参加する森林づくり活動、里山や里海の保全活動等のしくみづくり など

1-4.景観保全と快適な生活空間の形成

現況と課題

近年、生活様式の都市化が進む一方で、潤いと安らぎのあるより快適な生活空間への期待が高まっています。本県には、豊かな自然や文化などによって形作られた、全国に誇れる景観資源が各所に存在しています。「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づき意識啓発を図るとともに、身近な生活空間における水辺と緑の保全や周辺と調和した美しい景観づくり、歴史的・文化的資源の保存、これらの観光資源としての活用、無電柱化等道路環境整備を図りながら快適な環境づくりを推進します。また、「景観法」に基づく市町村の景観計画策定などをさらに支援します。

施策目標

潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります

県の施策展開

1-4-1. 水辺と緑の保全と創出

○親しみのもてる水辺の保全と創出(再掲:2-1-1)	河川や海岸の整備に際しては、生物の生息環境、景観形成等に配慮しながら、地域の特性に応じて、多自然型や親しめる護岸づくり等により親水性を確保するなど、潤いのある水辺空間の形成を図るとともに、漁港・港湾景観の保全や美しい水辺の維持・保全に努めます。
○緑の総合的対策の推進	本県の都市計画区域全域を対象として、広域的観点から緑の配置等についての「広域緑地計画」を策定するとともに、各市町村での「緑の基本計画」の策定に対して支援を行い、緑化の推進を図ります。
○公共施設や工場、道路の緑化の推進	公共施設や道路については、潤いと安らぎのある生活空間の形成を図るため、積極的に緑化を推進するとともに、工業団地などの整備の際は、周囲の自然環境との調和に配慮した「緑の工業団地」の建設に努めます。
○県民の緑づくりの推進	「できることからはじめよう！身近な緑づくり運動」やツリーバンク制度 [*] の活用などを通じて、緑豊かな生活環境づくりを推進します。

1-4-2. 良好な景観の保全と形成

○地域の魅力ある景観づくりの推進	<p>心の豊かさを育む快適な環境をつくるために「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づき、景観づくりに対する意識の啓発を図りながら地域住民や事業者による自主的な景観づくりを促進し、個性豊かな地域景観づくりを推進します。</p> <p>また、特徴ある景観資源を保全し、これを活かした魅力ある景観の形成を図るとともに、公共事業や公共施設の建設においては先導的・総合的な景観形成に取り組みます。</p> <p>さらに、市町村における景観法を活用した景観計画の策定や条例の制定等を支援します。</p>
------------------	---

○良好な街並み景観の形成	電線類の無電柱化、「しまね景観色彩ガイドライン」に基づく建物や屋外広告物等の色彩の景観的配慮、「しまね観光案内サインガイドライン」に基づく景観に配慮した観光案内板整備など、地域固有の景観の保全と活用により、調和のとれた街並みや快適な沿道景観づくりを推進します。
○魅力ある景観の観光資源としての活用	本県の自然環境や歴史文化が形作る、全国に誇れる景観を適正に保全するとともに、積極的なPRやNPO等の活動を支援することなどにより、観光資源としての活用を推進します。

1-4-3. 歴史的・文化的環境の保全

○天然記念物の保護と活用（再掲：1-1-1）	県民の将来にわたる貴重な財産として、本県の自然環境を特徴づける天然記念物の保護・活用を図ります。
○世界遺産石見銀山遺跡の保存管理と活用	将来の世代への継承をはかるために、遺跡の適切な保存管理・整備活用を推進するとともに、世界遺産としての価値の更なる解明・情報発信を図ります。
○地域の歴史や街並みを活かした街づくりの推進	歴史的街並みや文化的建造物、また地域の生活・風土により形成された文化的景観の保全と活用を図り、郷土に対する親しみがはぐくまれるよう街づくり・景観づくりに努めます。

環境指標

項目	単位	現況		目標	
大規模行為の届出がされたもののうち景観形成基準に適合するものの割合	%	H21	100	H32	100
沿道の無電中化延長	Km	H21	31.3	H26*	38*
景観法に基づく景観計画・景観条例策定市町村数	市町村	H21	4	H32	8

私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> 庭やベランダなどの緑化 自然や景観、歴史・文化遺産との積極的なふれあい など
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> 水辺や緑、自然が織り成す景観、歴史・文化を活用したイベント等による、その魅力の県民や観光客等への発信 など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業所周辺における積極的な緑地配置 広告看板等の設置時における、景観に配慮した素材、色彩等の採用 など
行政 (県及び市町村)	<ul style="list-style-type: none"> 都市部の緑化推進 道路等公共事業や公共施設建設等における、積極的な緑地の配置 道路管理者として、無電柱化等を計画的に推進 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域に密着した緑化活動、里山保全活動等の実施 「緑の基本計画」を策定し、計画的な緑地配置を推進 地域固有の自然や景観資源、歴史・文化を保全 など
県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村との連携による、県民や事業者が参加する緑化活動、里山保全活動等の仕組みづくり 市町村の「緑の基本計画」策定等緑化推進の支援 広域的な視点から、島根県固有の自然や景観資源、歴史・文化についての、市町村やNPO等と連携した保全 など

2. 安全で安心できる生活環境の保全

基本目標「安全で安心できる生活環境の保全」を実現するために、基本施策「水環境等の保全」等を実施することで、本県の環境は以下の将来像(平成 32 年)のような社会となることが期待されます。

『安全で安心できる生活環境の保全』により目指す将来像

本県には、水質日本一となったことのある高津川や、ラムサール条約に登録され多くの水鳥が飛来する宍道湖・中海などの豊かな水系があります。家庭や事業所での環境保全の取組等により河川や湖沼、海などの水環境は概ね良好に保たれています。

クリーンエネルギー自動車の大幅な普及や環境にやさしいエネルギーの利用などにより大気環境は良好に保たれています。化学物質の適正な利用を全ての事業者が心がけており、日常生活がこれらの危険にさらされることはなく、安全で安心できる生活環境の中でみんながいきいきと暮らしています。



2-1.水環境等の保全

現況と課題

(水環境)

本県の河川や湖沼、海域は、多様な水辺環境を形成し、地域住民に潤いと安らぎを提供していますが、生活排水等による汚濁負荷の流入、過疎化や高齢化の進行などにより、森林・農地等の公益的機能の維持が困難になるなど、水環境への影響が懸念されています。

河川や海域では、生活排水対策や工場・事業場対策等により近年改善傾向にあり、ほとんどの水域では環境基準を達成していますが、湖沼では各種対策にもかかわらず環境基準が達成されていません。

水環境指針等を策定した水域にあつてはこれらに基づいた対策を引き続き推進するとともに、住民・事業者が自ら実施する水環境保全対策を支援するなど、県民参加による水環境保全対策を推進します。

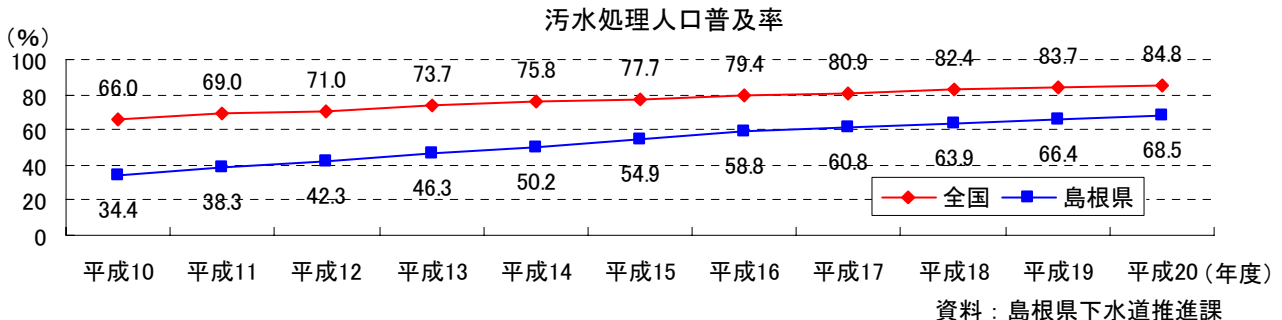
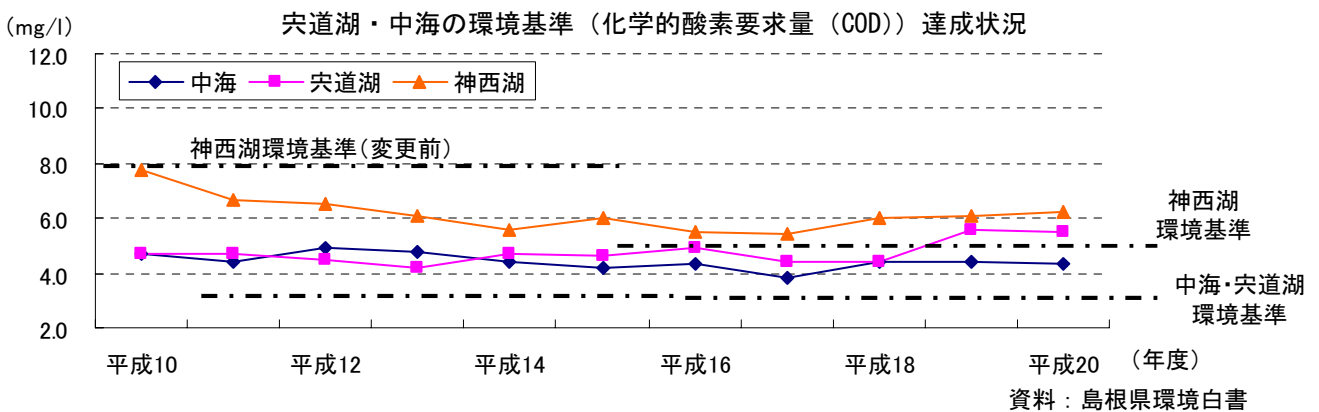
また、宍道湖・中海については、湖沼のあるべき姿を示した長期ビジョンをめざして、湖沼水質保全計画の着実な推進を図るとともに、ラムサール条約湿地として、県民、NPO等、関係市町等との連携と協働により一層の水環境保全の推進に努めます。

(土壌環境)

土壌は、水・大気とともに環境の重要な構成要素であり、物質循環の要として重要な役割を担っています。

本県においては、過去に問題となった休廃止鉱山に係る農用地の土壌環境の監視を継続していますが、現状では問題のない状況です。

今後も、平成22年に改正された「土壌汚染対策法」の適正な運用及び地下水汚染対策等により健全な土壌環境の保全に努めます。



きよらかで豊かな水環境及び安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します

【重点施策】 2-1-1. 流域単位での総合的な水環境保全対策の推進

○河川、海域等の水環境保全対策の推進

・流域水環境指針等に基づく総合的な流域管理の推進

環境基準の達成率の維持及び向上を図るため、同一水系における水の多面的利用の状況や水質の状況、施策展開の方向など水環境に関する情報を網羅した水環境指針などに基づき国や市町村、住民などの各主体と一体となって、地域の特性に応じた水環境づくりを総合的に推進します。

・生活排水対策の推進

公共用水域における水質汚濁の大きな原因となっている生活排水について、市町村が行う施策の総合調整や支援に努めるとともに、NPO等とも連携し、家庭や地域での普及啓発を推進します。

・汚水処理施設の整備促進

県と市町村が一体となって、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設などの整備を推進し、清潔で快適な生活環境の実現を目指すとともに、公共用水域の水質保全を図ります。

・浄化槽の整備促進と適正管理

公共下水道等による集合処理が困難な地域においては、合併処理浄化槽の整備を促進します。また、関係団体と連携し、浄化槽の適正管理についての普及啓発に努めます。

・森林・農地の保全

森林・農地の公益的機能の維持・保全などにより、水環境の保全を図ります。

・親しみのもてる水辺の保全と創出

河川や海岸の整備に際しては、生物の生息環境、景観形成等に配慮しながら、地域の特性に応じて、多自然型や親しめる護岸づくり等により親水性を確保するなど、潤いのある水辺空間の形成を図るとともに、漁港・港湾景観の保全や美しい水辺の維持・保全に努めます。

・海域の水環境の保全

日本海沿岸海域の豊かな水環境を守るとともに、重油等による海洋汚染については国等関係機関と連携し、迅速な対応を図ります。

・水道原水の水質保全の推進

安全で良質な水道水源を将来にわたって持続的に確保するため、下水道等の生活排水対策の促進を図るとともに、水源かん養・地下水かん養*などの公益的機能を有する森林・農地を県民の貴重な財産として保全します。また、必要に応じ、ダム湖について水道利水に配慮した環境基準の設定を行います。

・水質事故対策の推進

工場・事業所等における機械等の故障やミス、交通事故等に起因する油類や化学物質の河川への流出によって発生する水質事故に対して、被害の拡大を回避するために汚濁物質の流下防止措置・回収作業等の緊急かつ的確な対応を行うとともに、緊急時の情報及び連絡、水質監視体制の強化を図っていきます。

<p>○宍道湖・中海の水質保全対策の推進</p>	<p>・宍道湖・中海湖沼水質保全計画の策定と推進 宍道湖・中海の水質保全を総合的に図るため、「湖沼水質保全特別措置法」に基づき策定した「湖沼水質保全計画」を着実に推進します。</p> <p>・宍道湖・中海流域の汚水処理施設の整備 公共下水道、農業集落排水施設等の整備及び普及を図るとともに、処理場で安定的に高度処理を行うことにより、富栄養化[*]対策としての窒素・リン削減対策を進めます。また、合併処理浄化槽についても窒素・リンの除去機能を有する高度処理型浄化槽の整備を促進します。</p> <p>・湖内浄化対策の推進 ヨシ原[*]、浅場、藻場の造成や覆砂など効果的な水質浄化対策について、関係機関の協力を得ながら計画的に進めます。</p> <p>・工場・事業場・畜産施設等の汚濁負荷削減対策の推進 工場・事業場・畜産施設等の各種汚濁源に対して、負荷削減が進むようきめ細かな指導を行うとともに、必要に応じ規制を強化します。</p> <p>・流出水対策の推進 農地、市街地などの非特定汚染源からの汚濁負荷について、流出水対策地区を設定して対策を進めます。</p> <p>・住民の理解と協力及び参加による保全活動の推進 地域住民と行政の協働による湖沼環境保全活動を推進するため、NPO等による住民活動の支援を図ります。</p> <p>・地域住民による環境モニタリングの推進 地域住民の協力を得て、五感による湖沼環境の調査や子どもたちによる流入河川の調査を実施します。</p> <p>・調査研究の推進 宍道湖・中海の水質保全を効率的に進めるため、必要な研究テーマについて関係研究機関と連携し計画的に調査研究を進めます。</p> <p>・鳥取県等との共同組織による水質改善の推進 中海の一層の水質改善を図るため、水質モニタリング結果の分析や水質改善方策等の検討を鳥取県及び関係市町と共同で実施します。</p>
<p>○神西湖の水質保全対策の推進</p>	<p>・総合的な水環境保全の推進 神西湖の水質保全を図るため、県と出雲市が策定した「神西湖水環境保全指針」により、総合的な水環境保全に取り組みます。</p> <p>・湖内浄化対策の推進 ヨシ帯の造成や覆砂など効果的な水質浄化対策について、関係機関の協力を得ながら実施に努めます。</p> <p>・汽水環境の保全 自然豊かな生態系を維持するため、関係機関の協力を得ながら塩分濃度の観測や塩分調整堰の適正管理により、汽水環境の保全に努めます。</p>

島根県を代表する水環境の例



2-1-2. 住民・事業者が自ら実施する水環境保全対策の推進

水環境は地域での水利用や歴史・文化等に深く関わっていることから、地域の住民、事業者が自ら水環境の保全に関する目標を定め、自ら取り組むことができるよう、情報提供や活動の場を提供するよう努めます。

2-1-3. 工場・事業場排水対策の推進

○工場・事業場の排水対策の推進	「水質汚濁防止法」や「島根県公害防止条例」等に基づき、工場や事業場等からの排水の規制・指導を実施するとともに、規制対象外の小規模工場や事業場からの排水についても、その実態把握と併せて排水指導等を進めます。
○ゴルフ場における水質汚濁防止の推進	ゴルフ場で使用される農薬等による水質汚濁を防止するため、定期的に水質調査を実施し、適切な指導を行います。

2-1-4. 土壌汚染対策の推進

○有害物質による土壌汚染対策	事業活動に伴う有害物質の排出による土壌汚染や地下水汚染を未然に防止するとともに、土壌汚染対策法に基づき土壌汚染が確認された場合は、汚染土壌の改善対策の指導等を行います。
○農用地の土壌汚染対策	「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、土壌汚染対策地域調査等を実施し再汚染の監視を行います。

2-1-5. 地下水汚染対策の推進

土壌汚染と密接に関係する地下水の汚染状況を把握するため、地下水の調査を進め必要に応じて対策を講じます。

また、水質汚濁防止法に基づき工場等からの排水の指導を実施することにより、地下水汚染等の未然防止を図ります。

環境指標

項目	単位	現況		目標	
BOD [※] 及び COD [※] に係る環境基準の達成率(河川、湖沼、海域)	%	H20	85.3	H32	85.3
健康項目 [※] に関わる環境基準の達成率	%	H20	100	H32	100
海水浴場の水質状況(AA(特に良好)及び A(良好)の箇所数)[県内対象箇所数 31]	箇所	H20	31	H32	31
汚水処理人口普及率	%	H21	70.4	H30 [★]	概ね8割 [★]
地下水に係る環境基準の超過率	%	H20	0.0	H32	0.0
宍道湖・中海 COD についての生活系負荷	Kg/日	H20	1,649.9	H32	1,317.0
宍道湖・中海に流入する河川流域の小中学生による河川調査参加校	校	H21	49	H32	50

私たちにできること

<p>県民</p>	<ul style="list-style-type: none"> 油は流さず工夫して使い切る、米のとぎ汁の肥料などとしての利用、自然環境にやさしい洗剤の使用など家庭でできる生活排水の対策の実行 汚水処理施設への接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換など、適正な生活排水処理への協力。設置した浄化槽の適正な維持管理 節水の励行 雨水の地下浸透など地下水涵養への協力 身近な河川・湖沼等の美化などの環境保全活動への参加 庭や家庭菜園、畑等での肥料の過剰使用抑制 など
<p>NPO等</p>	<ul style="list-style-type: none"> より多くの周辺住民が参加できる河川・湖沼等の美化などの環境保全活動実施 水環境を島根県が誇る財産として守り、育て、活用するための取組の積極的な企画・実施 肥料の適正使用を呼びかけるとともに、地域住民等と連携し、遊休地等を活用した環境にやさしい農産物の栽培等実施 など
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「水質汚濁防止法」等に定める基準を遵守し、水質汚濁物質の定期監視、排出削減の実施 法・条例及び「公害防止協定」の遵守 浄化槽の適正な維持管理 節水の励行 事業活動の中で、可能な限り下水処理水などの雑用水を利用 土壌汚染の未然防止のため、原材料や廃棄物を適正に管理 有害物質使用施設においては敷地内の土壌汚染状況調査を行い、有害物質による土壌、地下水汚染があった場合には健康被害の防止措置を速やかに実施 肥効調整型肥料、有機質肥料の施用や土壌診断等に基づく減肥など、環境保全型農業を行う など
<p>行政 (県及び市町村)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備による、汚水処理人口普及率の向上 「公害防止協定」に基づく、事業者への汚染物質の排出抑制徹底 エコファーマーの育成推進、エコロジー農産物推奨制度の普及促進 島根県が誇る水環境の大切さを環境学習を通じて子どもたちに伝える 住民や事業者、NPO等の水環境や土壌環境を守る取組が促進されるよう、情報提供や活動の場を提供し支援 など
<p>市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携し、地域固有の水環境に関する水質監視の実施 河川の上流・下流に位置する市町村等と連携した、総合的な水環境対策推進 ゴルフ場や田畑等における農薬使用の削減の普及 など
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> 宍道湖・中海の汚濁メカニズムを解明し、早期の水質環境改善実現 浄化槽の維持管理に関する指導徹底 市町村に対する水質改善等の技術的指導や財政的支援 水系全体を見渡した総合的な水環境づくりを国や市町村、県民等と連携しながら推進 日本海沿岸の水環境を保全するとともに、海洋汚染があった場合には国等との連携のもと速やかに対応 など

2-2.大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策

現況と課題

(大気)

工場・事業場からのばい煙[※]や自動車排出ガス等により大気環境への影響が懸念されるため、一般大気環境の常時監視や工場・事業場に対する監視・指導の徹底を図っており、本県の大気環境は概ね良好な状態を保っています。

しかし、近年、自動車保有台数の増加による排出ガスや大陸からの大気汚染物質による影響も懸念されています。

今後も、工場・事業場に対する一層の指導の徹底を図るとともに、一般大気環境測定情報を広く県民に提供します。

さらに、大気汚染防止、地球温暖化防止の観点から、自家用車から公共交通機関への一層の利用転換を推進するとともに、都市部に比べて公共交通網が未発達である本県においては、特に低公害車の普及やエコドライブの促進、渋滞緩和のための道路整備等を図る必要があります。

また、社会問題化したアスベスト[※]による被害を防止するため、大気汚染防止法に基づく届出の徹底等の対策を推進します。

(騒音・振動・悪臭)

騒音・振動・悪臭は感覚公害として、日常生活と密接な関係があり、県民からの苦情件数は全体の約15%(平成21年度)を占めています。

騒音・振動の発生源は、工場・事業場や特定の建設作業、主要な交通機関によるものであり、悪臭については、特定の製造業等の事業場によるものであることから、それぞれの対策が重要です。

このため、市町村と連携を図りながら、環境基準監視や発生源対策、公害苦情処理への対応を進めるとともに、事業者や住民に対する啓発・指導を強化します。

大気的环境基準達成状況

環境基準項目	島根県	全国
光化学オキシダント [※]	0.0%	0.2%
窒素酸化物 [※]	100.0%	98.7%
浮遊粒子状物質 [※]	88.9%	89.3%
二酸化硫黄 [※]	100.0%	99.8%
一酸化炭素 [※]	100.0%	100.0%

自動車騒音の環境基準達成状況

環境基準項目	島根県	全国
自動車騒音	98.8%	88.0%

資料：島根県環境白書

注) 島根県は平成20年度、全国は平成19年度実績
それぞれ、全環境基準測定地点に占める環境基準達成地点の割合

施策目標

**さわやかで心地よい大気環境及び
静かで、やすらぎが感じられる生活環境を確保します**

県の施策展開

2-2-1. 工場・事業場対策の推進

○固定発生源対策の推進	「大気汚染防止法」及び「島根県公害防止条例」に基づくばい煙発生施設、粉じん*発生施設等における排出基準の監視・指導を実施するとともに、大気汚染物質の排出の少ない燃料や機器の利用促進、施設の適正な維持管理の徹底など必要な排出抑制指導を行い、大気汚染の防止を図ります。
○火力発電所周辺環境対策の推進	中国電力株式会社三隅発電所からの環境影響について、大気環境監視テレメーターシステム等で監視するとともに、「三隅発電所周辺環境対策連絡協議会」により周辺地域住民へ環境情報提供を行います。
○有害大気汚染物質対策の推進	人の健康に有害な影響を及ぼすダイオキシン類*などの有害大気汚染物質について、大気中濃度の監視を実施するとともに、工場・事業場などの発生源に対する指導を徹底します。

2-2-2. 自動車排出ガス対策の推進

○低公害車等の普及促進	大気汚染物質の排出の抑制はもとより、地球温暖化防止の観点からも、低公害車、低燃費車の導入を促進します。
○エコドライブ運動の推進	急発進、急加速を避け、駐車時にはアイドリングストップ*を行うなど環境に配慮した運転運動であるエコドライブ運動を展開するとともに、自転車利用などの啓発活動を推進します。
○公共交通機関の利用促進	改正省エネ法において、事業者に、通勤における自家用自動車対策として、公共交通機関の利用推進等の努力義務規定が設けられたことから、ノーマイカーデーへの参加やパークアンドライド*の利用拡大及び運行ダイヤ・路線の改善等により、バス・鉄道等公共交通機関の利用促進を図ります。
○交通渋滞対策の推進	平成17年に国と共同で策定した「CO ₂ 削減アクションプログラム」等に基づき、山陰道等の整備、交差点の改良、交通信号機及び交通管制システムの高度化を推進するとともに、交通情報の提供による交通の分散、円滑化を図り、都市及びその周辺地域や幹線道路における交通渋滞を緩和・解消し、自動車排出ガスの低減を図ります。
○物流対策の推進	高速道路ネットワークの構築、並びに物流拠点の整備や共同輸配送の促進等により物流の効率化を推進し、交通流の改善を図ります。

2-2-3. アスベスト対策の推進

○アスベスト飛散防止対策の推進	建築物等の解体、補修作業時におけるアスベストの大気環境中への飛散防止を図るために、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出作業の監視・指導に努めます。
○アスベスト被害未然防止のための総合的な対策の推進	住民のアスベストに対する健康不安等にきめ細かく対応するために相談に応じるとともに、アスベストの適正な除去処理等について、啓発及び指導を強化します。

2-2-4. 騒音・振動防止対策の推進

○法令に基づく適切な地域指定	騒音の環境基準及び騒音・振動の規制地域については、土地利用状況の実態に合わせて地域指定の見直しを行うとともに、未指定地域についても、実態を把握した上で適切な地域指定に努めます。
○監視体制の充実	「自動車騒音常時監視5ヵ年計画」及び「航空機騒音調査要領」に基づき道路騒音・航空機騒音の実態を把握するとともに、特定事業場に係る騒音・振動については、市町村の監視体制への支援を行います。

2-2-5. 悪臭防止対策の推進

○法令に基づく適切な規制地域の指定	悪臭規制地域については、土地利用の状況の実態に合わせて規制地域の見直しを行うとともに、未指定地域については、実態を把握した上で適切な地域指定に努めます。
○事業者、住民に対する指導と啓発	悪臭により、良好な生活環境を妨げられることのないように、事業者への指導・啓発を徹底するとともに、家庭生活からの悪臭についても、啓発を進めます。
○悪臭監視・測定体制の充実	事業場等から発生する悪臭に対応するため、市町村の監視体制への支援を行います。

環境指標

項目	単位	現況		目標	
環境基準達成率(二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素)	%	H20	100	毎年度	100
クリーンエネルギー自動車の登録台数/総登録台数	%	H21	1.9	H32	16.0
自動車騒音に係る環境基準の達成率	%	H21	98.8	H32	100
道路交通振動に係る要請限度適合率	%	H19	100	H32	100
自転車道整備	km	H21	46.5	H32	49.9

大気環境測定局



エコドライブ教習会の様子



私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野外焼却しない、家庭におけるペットの鳴き声や楽器の音などが近隣への騒音とならないよう配慮するなど、身近な取組の確実な実践 ・ できる限り公共交通機関を利用し、マイカーの使用を抑制 ・ マイカーを使用する際には、エコドライブを励行 ・ 低公害車や低燃費車の購入 など
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の利用やエコドライブの普及啓発などを旨とする取組を積極的に企画・立案し、多くの県民等の参加呼びかけ など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「大気汚染防止法」や「島根県公害防止条例」等に基づき、大気汚染物質の排出基準を遵守し、排出量の削減に努めるとともに、環境にやさしい燃料や機器を積極的に導入 ・ 「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」等を遵守し、騒音・振動・悪臭の発生をできる限り防止 ・ 通勤時のマイカー、出張時の社用車など車の使用をできるだけ控え、公共交通機関の利用を励行 ・ エコドライブに関する社内研修などを行い、確実に実践 ・ 低公害車や低燃費車の導入 ・ 地産地消やモーダルシフト※を推進し、輸送による大気環境への影響を低減など
行政 (県及び市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「大気汚染防止法」や「公害防止協定」に基づき、大気汚染物質の排出基準の遵守、騒音・振動・悪臭対策の指導徹底 ・ 大気環境に関する調査測定結果等関連情報を収集し、ホームページなどを通じて情報提供 ・ 特に人体に悪影響を及ぼすアスベストやダイオキシン類などについては、事業者への指導を徹底するとともに、基礎知識や取り扱いなどについて情報提供実施 ・ 公共交通機関を利用した通勤形態への転換の率先実施 ・ 低公害車、低燃費車を率先して導入 ・ 道路管理者として計画的な道路整備を行うことによる、渋滞緩和を通じた排出ガス削減 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内での大気汚染や騒音・振動・悪臭に関する情報収集に努め、問題が発生している場合には、島根県等と連携して迅速に対処 ・ 住民から寄せられる大気汚染や騒音・振動・悪臭に関する意見や要望等への適正な対処 ・ 住民に対し、エアコン、ピアノ、ペットの鳴き声など、近隣への騒音に配慮するよう呼びかけ ・ エコドライブの実践、公共交通機関の利用促進呼びかけ ・ 住民が一体となって取り組むことができるノーマイカーウィークの設定や、自転車利用を促進するための補助・支援制度導入などを積極的に実施 ・ 地域内の公共交通網の整備に取り組み、自動車車利用の抑制、公共交通機関の利用促進により自動車からの排気ガスを削減 など
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般大気環境測定局・自動車排出ガス測定局における大気環境の常時監視により大気汚染の状況を的確に把握し、市町村や県民へ情報提供 ・ 三隅火力発電所周辺の大気環境監視により環境への影響を把握し、市町村や周辺住民へ情報提供 ・ 自動車交通騒音、航空機騒音等について測定等を行い、必要に応じて環境基準の地域類型の追加指定、公安委員会への要請等の対応を実施 ・ 光化学オキシダント濃度の上昇により人の健康や生活環境に被害が生じる恐れのある場合は注意報等を発令するなど被害防止策の実施 ・ 「騒音規制法」や「振動規制法」等に基づく地域指定や規制基準の設定 ・ 広域的な公共交通網の整備に取り組み、自動車車利用の抑制、公共交通機関の利用促進により自動車からの排気ガスを削減 など

2-3.化学物質の環境リスク対策

現況と課題

今日の社会では、様々な化学物質が製造、使用されており、事業活動においても、また日常生活においても、化学物質との関わりが避けられない状況にあるため、身の回りの化学物質について正しく理解して付き合うことが大切です。

このため、国において個別の化学物質の有害性の評価が進められるとともに、化学物質の流通の際にその情報が伝えられる制度（MSDS 制度）や、事業者が排出・移動した化学物質の量を届け出るとともに、その集計データを国及び都道府県が公表する制度（PRTR 制度）が整えられています。

私たちの住む地域において、どんな物質がどれだけ環境へ排出されているのかという情報は、人の健康や環境への影響を把握する上で重要であるとともに、それらの化学物質を取り扱う事業者が自主管理を行うためにも有用であり、情報の収集と公表が必要です。

ダイオキシン類濃度の環境基準達成状況

環境基準項目	島根県	全国
大気	100.0%	100.0%
公共用水域水質	100.0%	97.5%
公共用水域底質	100.0%	99.5%
地下水質	100.0%	99.7%
土壌	100.0%	100.0%

資料：島根県環境白書

注）島根県は平成 20 年度、全国は平成 19 年度実績
それぞれ、全環境基準測定地点に占める環境基準達成地点の割合

施策目標

化学物質による環境汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせる環境を確保します

県の施策展開

2-3-1. 化学物質の適正管理

○化学物質環境リスク低減対策の推進	有害性が指摘されている化学物質の使用量及び排出量等を把握、公表するとともに、国等と連携を図りながら、事業者への排出抑制指導、県民への化学物質の毒性や取り扱い等についての情報提供、事業者と県民のリスクコミュニケーション（環境リスク [*] に関する情報の共有及び相互理解）の促進及び化学物質の環境中濃度の監視を行います。 また、ポリ塩化ビフェニル（PCB） [*] が使用され、または混入している製品等の廃棄物（PCB 廃棄物）の適正、確実な処分を推進します。
○農薬の適正使用の推進	農薬の使用者及び販売者に対して、農薬の適正使用及び適正管理に関する情報の提供、研修会の開催等を行うとともに、農薬の取り扱いについて指導的役割を担う者を農薬管理指導士として認定し、農薬の安全かつ適正な使用・管理の徹底を図ります。

	また、農薬だけに頼ることなく、様々な防除技術を適切に組み合わせることで、環境負荷を低減しつつ、病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理（IPM）への転換を推進します。
--	--

2-3-2. ダイオキシン類対策

○ダイオキシン類対策の推進	「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、県内の環境中の汚染状況を把握するため、計画的な常時監視を実施します。 また、ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉等の特定施設に対しては、立入検査等により排出基準の遵守を指導し、排出量の抑制を図ります。
---------------	--

環境指標

項目	単位	現況		目標	
○PCB 廃棄物の保管事業場数	事業場	H21	453	H28*	0*
○ダイオキシン類の環境基準達成率	%	H21	100	H32	100

私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質に関する情報を収集し、取り扱いや毒性等の理解の深化 ダイオキシン類発生防止のため、廃棄物の野外焼却をしない など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> PRTR制度に基づいた、対象物質の環境への排出量把握・届出を確実に実施するとともに、環境への影響低減実施 農薬の適正な保管と最小限の使用 保管している PCB 廃棄物の確実な処分 廃棄物焼却炉等の特定施設設置者は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ダイオキシン類の排出の状況を定期的に測定するとともに、排出削減の実施 周辺住民とのリスクコミュニケーションの積極的実施 など
行政 (県及び市町村)	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質に関する取り扱いや毒性などの情報提供 農薬使用者等への、農薬の適正使用に関する普及啓発 化学物質の適正管理に関する事業者への指導 環境中のダイオキシン類濃度監視 など
市町村 (一部事務組合を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 野外焼却の防止や農薬の適正使用などの呼びかけ 管理する一般廃棄物処理施設等からのダイオキシン類の排出削減 など
県	<ul style="list-style-type: none"> PRTR制度で得られたデータを、県民に公表 事業者に対し、化学物質の排出抑制対策の実施、管理体制の構築及び周辺住民とのリスクコミュニケーションの実施などの指導 化学物質による汚染が発見された場合には、排出者、市町村、保健所等と連携し、迅速な対策及び再汚染防止策を実施 ダイオキシン類の発生源となる特定施設への立ち入り検査によりダイオキシン類の排出量の測定を行うとともに、排出削減についての指導 化学物質について、国等と協力した新たな知見の収集や調査研究の実施 など

2-4.原子力発電所周辺環境安全対策の推進

現況と課題

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保に万全を期すため、松江市とともに中国電力(株)との間で締結した安全協定に基づき、環境放射線、温排水調査を実施するほか、発電所の運転状況の把握等に努めるとともに、広報誌、環境放射線情報システムの活用等により公表、周知を行い、県民の原子力に対する理解を深めるなど、その適切な運用に努めます。

さらに、国、松江市、中国電力(株)、警察や消防等関係機関と連携し、原子力災害を想定した防災体制の充実に努めます。

施策目標

原子力発電所周辺地域住民の健康と安全を確保するための連携を深めます

県の施策展開

2-4-1. 安全協定の厳格な運用

○安全協定の厳格な運用	「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」の厳格な運用を行うことにより、発電所の運転状況を把握し、安全運転されていることを確認するとともに、異常時には迅速な状況把握を行い、必要があると認める場合には事業者に対して適切な措置を求めるなど、周辺地域住民の安全確保を図ります。
○原子力発電所周辺環境放射線等測定調査の実施	原子力発電所周辺地域等を対象に空間放射線をはじめ、各種の環境試料中の放射能を測定し、発電所の周辺環境への影響を調査します。 また、発電所から放出される温排水について、水温や水色を継続して測定し、拡散状況の調査を行います。
○島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会の開催	「島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会」を開催し、環境放射線等の調査結果の把握と県民への周知を図ります。

2-4-2. 原子力広報の充実による県民理解の向上

原子力について住民の理解を深めてもらうため、関連施設の見学会や原子力講演会の開催、さらに、広報誌等による普及啓発や環境放射線等測定結果及び安全確保対策などに関する情報提供を行います。また、広報普及体制を一層充実するとともに、関係職員の研修を積極的に行います。

2-4-3. 原子力災害を想定した防災体制の充実

原子力防災訓練を定期的実施し、より多くの関係者の参加を推進するとともに、関係機関と連携し、原子力災害時の防護対策等が迅速に実施できるよう、防災体制の充実に努めます。

環境指標

項目	単位	現況		目標	
○島根原子力発電所に起因する発電所周辺の放射線量	mSv	H21	0	毎年度	0.05 以下
○原子力に対する理解を深める活動					
・原子力広報誌 年間発行回数	回	H21	5	毎年度	4 以上
・原子力施設見学会 年間開催回数	回	H21	9	毎年度	4 以上
・原子力講演会 年間開催回数	回	H21	1	毎年度	1
・原子力防災訓練 年間開催回数	回	H21	1	毎年度	1

私たちにできること

県民 NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> 原子力及び安全協定等に関する理解の深化 など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令や安全協定の遵守 など
行政 (県及び市町村)	<ul style="list-style-type: none"> 安全協定の厳格な運用 原子力発電所周辺環境放射線等測定調査の実施及び、調査結果の把握・県民周知の実施 原子力についての県民理解を深める広報活動の実施 防災訓練の実施による防災体制の充実 など

原子力防災訓練



3. 地球環境保全の積極的推進

基本目標「地球環境保全の積極的推進」を実現するために、基本施策「地球温暖化対策の推進」等を実施することで、本県の環境は以下の将来像（平成 32 年頃）のような社会となることが期待されます。

『地球環境保全の積極的推進』により目指す将来像

「温室効果ガス削減対策の見える化」の取組により、事業者や県民一人ひとりが現状や取組の成果などをよく理解できるようになり、社会全体で地球温暖化防止の取組が進むことにより、大幅な温室効果ガス削減が進んでいます。

住まいは、新築やリフォームにより断熱効果の高い省エネ住宅の割合が増え、エネルギーを効率的に使用できる家電製品や給湯システムにより快適な生活を送ることができています。

オフィスや学校、店舗、病院などでは、照明は全て LED*や有機 EL*などの次世代照明になり、空調機器や給湯システムの省エネ化、再生可能エネルギー設備などの導入が進み、上質な職場環境とサービスの提供により、利用者にとって満足度の高い社会になっています。

中山間地域や農山漁村では、地域エネルギーの活用や自然環境と調和した地域づくりが進められ、都市部では集約型のまちづくりや自転車や歩行者の利用に配慮した道路の整備などが進んでいきます。また、電気自動車などのクリーンエネルギー自動車の普及も急速に進んでいきます。

森林は適正な管理と県産木材の利活用により、荒廃森林の整備も進み、水を育む緑豊かな森として県民に愛され、二酸化炭素吸収源等の公益的機能は十分に保たれています。



3-1.地球温暖化対策の推進

現況と課題

海面水位の上昇、大雨・洪水・干ばつといった異常気象など、すでに地球温暖化の影響とみられる現象が世界各地で現れています。日本でも、熱帯夜や猛暑日、大雨の日数が増加するなどの気候変動が観測され、温暖化が原因と考えられる影響が報告されています。今後も地球温暖化が進めば、その影響は一層大きくなると考えられます。

このような中で、本県でも地球温暖化対策の重要性は認識されているものの、現在の温室効果ガス排出量の状況、取組努力の成果や評価などが見えるかたちで示されないと今後の取組の意欲に結びつかないことから、県民や事業者の取組成果を可能な限り“見える化”し、継続的な活動展開に結び付けていくことが求められます。

島根県は、県土に占める森林面積の割合や一次産業就業者割合が高いという特徴を持っており、本県の財産ともいえる豊かな森林資源を守り、育て、適正に利用していくことにより、地球温暖化防止及び林業など一次産業の活性化を目指すことが求められます。

県民アンケート調査結果によると、省エネルギー機器や、新エネルギーの導入意向が高く、近年、太陽光発電やクリーンエネルギー自動車、大規模風力発電施設などの新エネルギーの導入が急速に進みつつあります。また、木質バイオマスなど、島根県の特徴を活かした新エネルギーの導入を進めていくことも求められます。

島根県地球温暖化対策協議会では会員数が 15,000 をこえ、市町村単位での地域協議会の設立数も徐々に増えつつあり、島根県地球温暖化防止活動推進員を始め住民・事業者・行政が一体となった取組が進められてきました。

一方、島根県地球温暖化対策協議会と市町村地域協議会、島根県地球温暖化防止活動推進員などの情報共有や相互連携が不足しているという課題も明らかになってきており、組織体制の充実と市町村地域協議会や島根県地球温暖化防止活動推進員などへの支援、連携調整、補完機能が求められます。

施策目標

**すべての県民が地球温暖化の防止に取り組み、
かけがえのない地球環境を将来の世代へ継承します**

県の施策展開

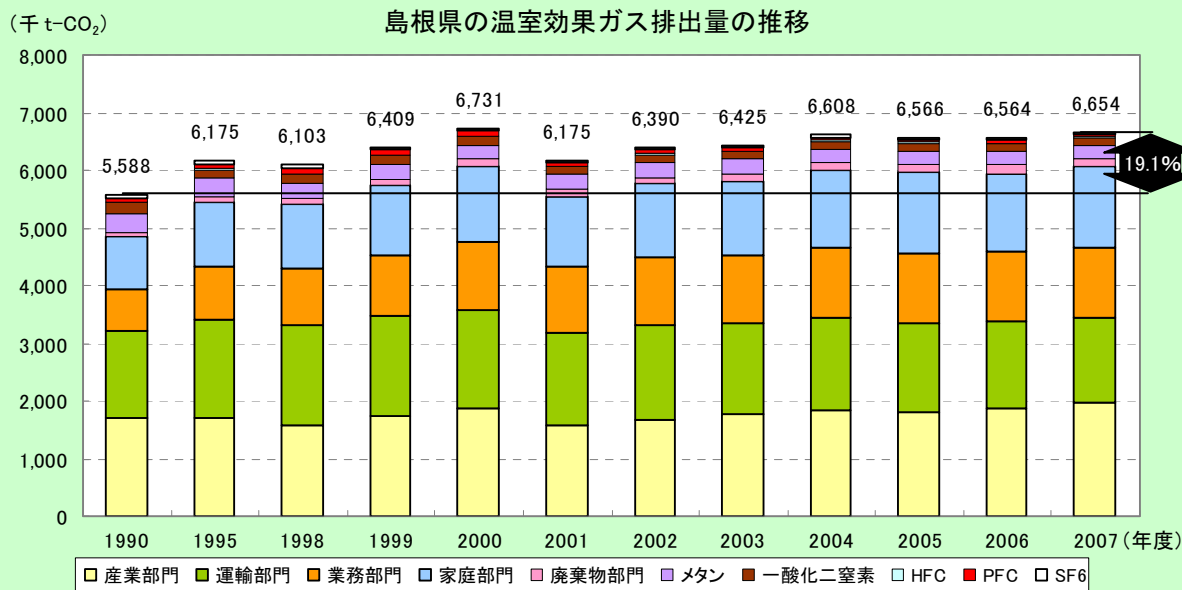
【重点施策】 3-1-1. 温室効果ガス削減対策の見える化

○温室効果ガス削減対策の見える化

島根県における 2007(平成 19)年度のエネルギー起源による二酸化炭素排出量は、1990(平成 2)年度と比べると 25.7%の増加であるのに対し、二酸化炭素排出量の大半を占めるエネルギー使用量を見ると、5.9%の増加にとどまっており、エネルギー使用量の増加以上に二酸化炭素排出量が増加していることとなります。このように、二酸化炭素排出量とエネルギー使用量に乖離があるのは、電力における二酸化炭素排出係数の変動が二酸化炭素排出量の増減に影響を及ぼすことによるもので、二酸

化炭素排出量の推移からでは、エネルギー使用量削減などの県民の努力が見えにくくなっています。そこで、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量の両面から地球温暖化対策の効果を測り、県民や事業者の取組成果を可能な限り“見える化”し、高い意欲の持続や、継続的な活動展開に結び付けていきます。

- ・「温室効果ガス削減対策の見える化プラン」による取組行動の支援
- ・温室効果ガス排出量及び森林吸収量の迅速な公表
- ・生活や事業活動における取組成果の分析・公表
- ・県内のエネルギー生産に関する情報の提供



3-1-2. 「島根県地球温暖化対策協議会」を中心として地球温暖化対策を全県で展開

<p>○「島根県地球温暖化対策協議会」を中心として地球温暖化対策を全県で展開</p>	<p>「温室効果ガス削減対策の見える化」を実現し、着実な地球温暖化対策を推進していくために、県内のあらゆる主体が島根県地球温暖化対策協議会に結集し、市町村地域協議会、島根県地球温暖化防止活動推進センター、島根県地球温暖化防止活動推進員等との連携のとれた体制を2011（平成23）年度に構築し、全国でも先進的な取組体制として地球温暖化対策を全県で展開していきます。また、取組の評価・検証機関を設け、「温室効果ガス削減対策の見える化」の推進と、次年度への取組につなげていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県地球温暖化対策協議会を中心とした体制の再構築と全県で展開する地球温暖化対策 ・取組の検証と公表制度の導入 ・島根県地球温暖化防止活動推進員による取組の推進
--	---

3-1-3. 森林資源の積極的な活用による森林循環の促進

<p>○森林資源の積極的な活用による森林循環の促進</p>	<p>島根県は森林面積の割合が高く、森林率は全国三位です。森林は地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、その公益的機能は多岐にわたっています。</p> <p>特に、地球温暖化対策においては、二酸化炭素を吸収する機能が大きな役割としてあり、吸収源としての森林の整備を進めることと、炭素を</p>
-------------------------------	--

	<p>固定した木材を有効活用することにより、森林率の高い島根県の特徴を活かし、地球温暖化対策と産業や地域の活性化につながっていくことから、積極的な森林循環（植林→育林→伐採→木材利用→再植林）の促進に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂吸収源対策としての森林整備 ・島根 CO₂ 吸収認証制度 ・しまね CO₂ 固定認証制度の検討 ・森林整備と木材利活用の推進 ・木質バイオマス燃料の活用 ・水と緑の森づくり税を活用した森林整備 ・森林の保全・利用への県民の参画と意識の醸成
--	--

3-1-4. しまねの地域特性を活かした新エネルギーの導入促進

○しまねの地域特性を活かした新エネルギーの導入促進	<p>島根県は豊富な自然環境に恵まれ、冬期には季節風が強い地域があるなど、木質バイオマスの活用や風力発電など、地域特性を活かした新エネルギーの導入が期待される分野があります。普及が進む太陽光発電とともに、こうした特性を活かした新エネルギーの導入促進により、雇用創出や地域の活性化につながることも期待されています。また、将来、自然環境と共生した持続可能な社会をつくっていくためにも、地域特性を活かした新エネルギーの導入を積極的に促進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「島根県地域新エネルギー導入促進計画」の着実な推進 ・新エネルギーの導入による CO₂ 削減効果の公表
---------------------------	---

3-1-5. 地球温暖化対策と経済発展の両立による産業振興と地域の活性化

○地球温暖化対策と経済発展の両立による産業振興と地域の活性化	<p>新（省）エネルギーの技術を活かした製品製造・販売に関連する産業は、今後の拡大が見込まれ、そうした産業で扱う技術や製品は需要先で地球温暖化対策に貢献するとともに、雇用の創出や地域の活性化にもつながります。また、あらゆる産業分野での地球温暖化対策の取組は、直接的な温室効果ガス排出削減につながるるとともに、設備更新等によるコスト削減と経済効果も見込まれます。そのため、地球温暖化対策の推進と経済発展の両立を図っていくことができるよう進めていきます。</p> <p>また、今後、地球温暖化対策に伴い低炭素社会へ移行していく中で、地域づくりや中山間地域における地球温暖化対策について、地域の活性化につながるような工夫をするとともに、地域全体で地球温暖化対策を進めることができるよう努めていきます。あわせて、地域の効率的なエネルギー利用の推進についても検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新（省）エネルギーに関連する産業の支援 ・新（省）エネルギーに関連する産業の誘致 ・新（省）エネルギー（風力発電、太陽光発電等）生産施設等の導入促進 ・低炭素社会への転換に向けた産業への支援 ・低炭素社会への転換に向けた地域づくり ・地域での効率的なエネルギー利用の推進 ・中山間地域における地球温暖化対策の取組
--------------------------------	---

環境指標

項目	単位	現況		目標	
○鳥根県内の温室効果ガス排出量 ④2020年(平成32年)の削減目標(基準年:1990(平成2年)比-23%)	%	2007(H19)	6,155	2020(H32)	23%以上削減
○鳥根県内のエネルギー使用量 ④2020年(平成32年)の削減目標(基準年:1990(平成2年)比-8%)	%	2007(H19)	5,6028	2020(H32)	8%以上削減

④単位：温室効果ガス排出量=千t/CO₂ エネルギー使用量=TJ

私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家電製品の適正使用など、日常生活での省エネルギー徹底 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 電気・ガス・水道などの使用量確認 ➢ 冷暖房温度の控えめな設定 ➢ 不要な照明やテレビの消灯 ➢ 電気製品を長時間使用しないときはコンセントからプラグを抜くなど、待機時消費電力の削減 ➢ 蛇口をこまめに閉めるなど節水の実施 ➢ 廃食用油の回収への協力 ・ 環境に配慮した買い物の実践 <ul style="list-style-type: none"> ➢ マイバグの持参などによるレジ袋使用の削減 ➢ 地産地消など、なるべく近くで生産された食料の購入 ➢ 高効率型機器や再生資源を利用した製品など、環境に配慮した製品の購入・使用 ・ 環境に配慮した自動車の使用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公共交通機関や自転車の利用による、マイカー使用の抑制 ➢ 自動車を運転するときは、アイドリングストップの励行など、エコドライブを実践 ➢ 自動車を購入する際は、必要に応じた大きさの低燃費車を選択 ・ 住宅の新築や増改築の際における、県産木材の利用及び省エネルギー性能の向上や太陽光発電など新エネルギーの導入 ・ 木製品やバイオマスプラスチック[※]など、バイオマス由来の製品使用 など
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の事業活動の中における、率先した温室効果ガス削減への取組実施 ・ 多様な交流を通じた、地球温暖化防止に関する情報収集と県民への周知 ・ 団体の持つ知識を活かし、行政や県民、事業者の取組を外から評価するとともに、温室効果ガスの削減に関する具体的な手法を提案 ・ バイオマスの利活用に関する県民への普及啓発 ・ 菜の花や廃食用油から作るバイオ燃料[※]やバイオマスプラスチックなどバイオマス由来の製品づくり ・ 身近な緑化活動、里山保全活動の中から生じたバイオマス資源の活用 など

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定規模の事業者は、法令に従い、事業活動に伴い発生する温室効果ガスの算定・報告・公表を行うとともに、それ以外の事業者においても、自主的に排出量を把握し、排出削減に向けた取組を進め、その実施状況を公表 ・ 日々の事業活動における、省エネルギーなどの環境配慮の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ➢ エアコンなどの空調設備の温度の適正管理 ➢ 不要時における OA 機器の主電源切断など、エネルギー消費機器適正管理 ➢ 事業者独自のノーマイカーデーの設定などによる自動車使用の抑制、社用車への低公害車・低燃費車の導入、エコドライブの実践 ➢ 再生資源を利用した製品など、環境配慮型事務用機器や備品の購入・使用 ➢ クールビズ、ウォームビズなどによる季節に応じた省エネルギーの推進 ・ 工場や事業所への新エネルギーや省エネルギーシステムの導入 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 太陽光やバイオマス等の利用拡大による燃料転換 ➢ コージェネレーション※や熱回収※ヒートポンプ等高効率機器・設備導入 ・ 工場、事務所等の新築や増改築における、省エネルギー性能の向上 ・ 建築物等への県産木材の使用の推進 ・ 事業所内の緑化推進、屋上緑化や壁面緑化の実施 ・ 環境に配慮した製品・サービスの提供 ・ 従業員に対する省エネルギー教育の実施 ・ バイオマス由来の製品づくり ・ 事業活動の中で生じるバイオマス資源の利活用 ・ 菜の花や廃食用油から作るバイオ燃料や木製品、バイオマスプラスチックなど、バイオマス由来の製品使用 など
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画策定及び、率先した温室効果ガス排出削減への取組実施 ・ 市町村と連携したノーマイカーデーやエコドライブの実施、クリーンエネルギー自動車の導入 ・ 島根県地球温暖化対策実行計画に基づく、県民、事業者、行政の取組推進など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画を策定及び、率先した温室効果ガス排出削減への取組実施 ・ 地域の実情に応じて、ノーマイカーデーやエコドライブの実施、クリーンエネルギー自動車の導入 ・ 地球温暖化対策実行計画もしくは地球温暖化対策地域推進計画に基づく、市町村の取組推進 など

3-2.オゾン層の保護・酸性雨対策の推進

現況と課題

オゾン層は、太陽光線に含まれる有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守る重要な役割を果たしています。オゾン層が破壊されると、地上に到達する有害な紫外線が増加し、人の健康被害や生態系への影響があるといわれています。

フロン[※]等の主なオゾン層破壊物質の生産は、平成7年度をもって既に全廃されていますが、過去に生産されたフロン等は、冷蔵庫やカーエアコン等の機器の中に充填された形で存在しており、今後、確実に回収し破壊することが大きな課題となっています。

このため、国において「家電リサイクル法^{※1}」や「自動車リサイクル法^{※2}」及び「フロン回収・破壊法^{※3}」等の法律が整備されたところであり、今後も、関係機関が連携し、フロン類の適正な回収・破壊処理が実施されるよう積極的な情報提供を行います。

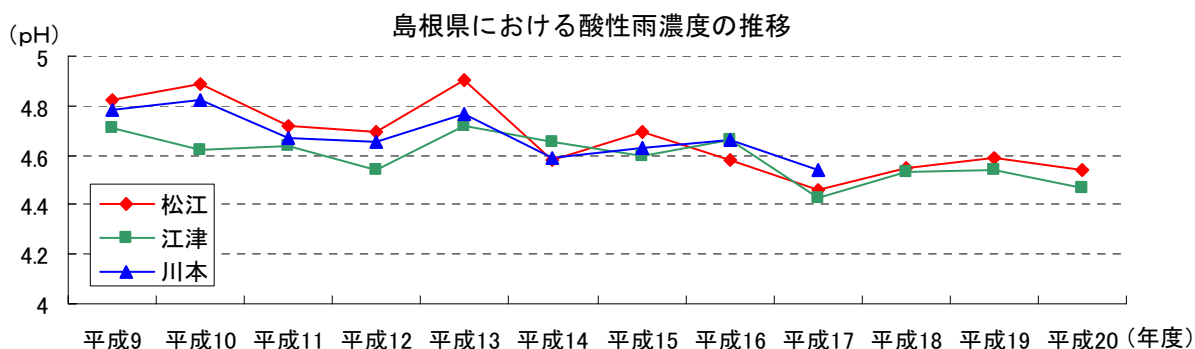
また、化石燃料の燃焼に起因する酸性雨問題については、東アジア地域のめざましい経済成長やエネルギー消費の増加が、酸性雨として影響してくることが懸念されています。

現時点では、県内に顕著な影響は認められていませんが、環境省が実施する東アジア酸性雨モニタリングネットワークの調査地点として環境影響調査を継続的に実施します。

※1 「特定家庭用機器再商品化法」の通称

※2 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の通称

※3 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律」の通称



資料：島根県環境白書

注)平成13年度川本、平成14年度江津は採取装置故障による長期欠測あり。
平成18年度以降、川本地点の計測は行っていない。

施策目標

**フロン回収・破壊処理の促進や酸性雨の調査を通して、
地域から地球環境保全に貢献します**

県の施策展開

3-2-1. オゾン層保護のためのフロン対策の推進

家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン回収・破壊法の周知を図り、フロン類の適正な回収・破壊処理を図ります。

3-2-2. 酸性雨の環境影響調査と共同調査研究等国際協力の推進

県内における酸性雨の実態調査及び森林、土壌、湖沼等の環境への影響の調査・研究を進めます。

また、酸性雨などの地球環境問題や海岸漂着物等の自然環境の保全をテーマに北東アジア地域の自治体、研究者等との共同調査・研究を実施するなどのする国際環境協力を推進します。

私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> ノンフロン冷蔵庫、ノンフロンカーエアコンを使用した自動車など、代替物質を使用した製品の使用 冷蔵庫やエアコン廃棄時の、家電リサイクル券購入及び、家電小売店への回収依頼の実施 自動車を廃棄する際の、登録を受けた引取業者への引渡し 日本各地で取り組まれている環境保全・再生活動や地球規模の環境問題に関心を持ち、県民レベルの地域交流・国際交流に参加 など
NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> オゾン層保護など地球環境保全に関する意識啓発 国・地方公共団体・国際協力団体が行う国際環境協力への参加 など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> フロンを使った製品(特定製品)を使用する事業者は、冷却性能の低下等の異常が認められた場合の、冷媒漏洩を防止するための速やかな補修その他必要な措置の実施 フロン回収、引渡し等の際におけるフロンの大気中への放出防止 フロンを回収した事業者による、フロンを大気中に放出させることなく、確実に許可を受けた破壊業者への引渡し フロンの引渡しを受けた破壊業者による、大気放出させることのない、確実な破壊の実施 特定製品に使用されているフロンの回収及び破壊の意義及び法を遵守するために必要な知識に関する従業員その他関係者への周知徹底 県域を越えた広域的な環境保全・再生に向けた取組への協力 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> オゾン層保護とフロン使用・回収の関係周知による、オゾン層保護の重要性の意識啓発 家電リサイクル法、自動車リサイクル法及びフロン回収・破壊法の周知 同じ環境課題を抱える地方自治体間での、環境に関する情報や技術などの交換 など
県	<ul style="list-style-type: none"> オゾン層保護とフロン使用・回収の関係周知による、オゾン層保護の重要性の意識啓発 家電リサイクル法、自動車リサイクル法及びフロン回収・破壊法などの定めに基づく、フロンの回収・破壊処理推進 県域を越える広域的な環境問題に効果的に対応するための、関係する他の地方自治体との情報交換や連携した施策の構築推進 など

4. 環境への負荷の少ない循環型社会の推進

基本目標「環境への負荷の少ない循環型社会の推進」を実現するために、基本施策「3Rの推進に向けた意識の醸成」等を実施することで、本県の環境は以下の環境像（平成32年）のような社会となることが期待されます。

『環境への負荷の少ない循環型社会の推進』により目指す島根県の環境の将来像

日常生活においては廃棄物を出さない取組がすっかり定着し、ものの本来の値打ちを無駄にすることなく活かしていく「もったいない」という昔ながらの考え方が、県民運動として様々な行動に広がっています。環境にやさしいことが商品購入の優先的な条件となり、スーパーなど小売店では、詰め替え商品など環境配慮型製品が数多く陳列・販売され、全ての消費者がマイバッグを持参しています。

事業者は、自らが排出する廃棄物のリサイクル等により最終処分量をゼロにする取組や生産・流通・使用・廃棄といった製品のライフスタイル全体を通じて天然資源等投入量の最小化を目指す取組を積極的に展開しています。

また、中山間地においては豊富な森林資源や堆肥などのバイオマスを利活用した地域拠点の整備が進んでいます。生ごみなどのバイオマスは、地域における小規模なバイオマス活用プラント等による利用が進んでいます。



4-1. 3Rの推進に向けた意識の醸成

現況と課題

ごみ減量化、再使用、再生利用を推進するため、ごみ排出量やごみ再資源化率[※]等の数値目標を設定し施策を展開しています。一般廃棄物の排出量は、現在、目標値の水準で推移しており、今後も排出抑制が進むと見込まれます。また、旧計画策定以降、国において、循環型社会の形成を推進するための基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」が制定されるとともに、「容器包装リサイクル法」等のリサイクル関連法が整備され、循環型社会推進に向けた取組が進められています。

大量生産・大量消費・大量廃棄の使い捨て社会から、物を大切にし、豊かな自然をいつくしむ県民性をはぐくみつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」を構築していくために、廃棄物の排出抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正な処理により、天然資源やエネルギーの消費抑制、環境への負荷の低減を図ります。

【循環型社会構築実現に向けた廃棄物削減等目標の設定】

島根県では、「しまね循環型社会推進計画」に基づいた循環型社会構築に向けた取組を推進していきます。排出量の目標については一般廃棄物・産業廃棄物ともに目標値の水準で推移する見込みです。しかし、再生利用に関する目標は達成困難な状況であり、新たなリサイクル製品の開発やリサイクル商品の販路の拡大を推進していく必要があります。

【レジ袋削減に向けた事業者の取組の加速と県民への周知】

県内の市町村において、レジ袋削減に向けた消費者、事業者及び行政による取組が開始され、レジ袋の削減、マイバッグ持参率の増加といった効果が現れています。こうした家庭での取組に向けた支援を行うことにより、県民のごみ問題に対する関心が高まるよう、継続的に意識啓発を行います。

【環境関連産業の発展に向けた支援の充実】

循環型社会形成の中で発生する廃棄物を有効利用することで、地球温暖化対策や地域活性化につなげることができます。循環資源の活用は、産業活動と深く結びついており、地域経済の振興を図ることにもつながることから、積極的に支援することが求められています。

施策目標

**環境への負荷の少ない持続的に発展する
「しまね循環型社会」の構築を目指します**

県の施策展開

【重点施策】 4-1-1. 3Rの推進に向けた意識の醸成

○リデュース（発生抑制）の推進	ごみの減量化を推進するため、ごみになりにくい製品の利用やマイバッグの利用等の普及啓発を行うなど、ごみのリデュース（発生抑制）の取組を促進します。
○リユース（再使用）の推進	リターナルびんなど再使用できる商品の利用促進を図るなど、リユース（再使用）の取組を促進します。
○リサイクル（再生利用）の推進	資源の循環利用を推進するため、容器包装リサイクル法等リサイクル関連法の適正な運用や「しまねグリーン製品*認定制度」の普及啓発を行うなど、リサイクル（再生利用）の取組を促進します。



環境指標

項目	単位	現況		目標	
【一般廃棄物】					
○平成 27 年度の排出量を基準年（平成 20 年度）に対して、5%以上削減。	千 t	H20	241	H27★	229★
○平成 27 年度の再生利用率を 25%以上	%	H20	22	H27★	26★
○平成 27 年度の最終処分量を基準年（平成 20 年度）に対して、22%以上削減	千 t	H20	39	H27★	30★
【産業廃棄物】					
○平成 27 年度の排出量を基準年（平成 20 年度）の排出量の 1%増以下	千 t	H20	1,612	H27★	1,628★
○平成 27 年度の再生利用率は 61%以上	%	H20	60	H27★	61★
○平成 27 年度の最終処分量を基準年（平成 20 年度）に対して、96%以下	千 t	H20	411	H27★	395★
【循環型社会形成】					
○エコショップ**認定店舗数	店舗	H21	264	H27★	300★
○グリーン製品認定製品数	品目	H21	115	H27★	125★

<p>県民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの排出抑制(リデュース) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 物を大切に使い、長期の使用、不要なものは買わない ➢ 食べ残しや未利用食材廃棄の防止 ➢ 生ごみの水切りを行うなど、ごみの減量化実施 ➢ 買い物時には、簡易包装や詰め替え商品、ばら売りの商品を選択 ➢ マイバッグの利用 ➢ 再生品の優先購入 ➢ レンタル、リース制度の利用 ・ ごみの再使用(リユース) <ul style="list-style-type: none"> ➢ リサイクルショップやフリーマーケットの活用 ➢ リターナブル容器を利用した商品の選択 ・ ごみの再生利用(リサイクル) <ul style="list-style-type: none"> ➢ リサイクル可能なごみの適正分別 ➢ リサイクル施設の活用 ➢ バイオマスの利活用 ・ 適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 分別方法や収集日などを守った適正なごみ出し ➢ 不法投棄や野外焼却の防止 ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「しまねエコショップ」を利用し、リサイクル商品や環境ラベルのついた商品を選択 ➢ 地元の農林水産物や農林水産加工品等を購入するなど、地産地消の推進 ➢ 環境家計簿やエコファミリーの取組への参加 ➢ 地域の環境への関心 など
<p>NPO 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境美化運動等の率先実施 ・ 3R についての普及啓発活動を実施し、情報伝達の担い手として、県民のライフスタイルの変革に向けた先導的な取組を実践 など
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの排出抑制(リデュース) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 壊れにくい製品など製品の長寿命化推進 ➢ 製造工程における生産ライン、工事手順等の改善、流通工程における容器包装、販売形態等の改善による廃棄物量の削減 ・ ごみのリユース(再使用) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 包装、梱包、充填剤等の繰り返し使用促進 ・ ごみの再生利用(リサイクル) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 再生利用を前提とした設計、製造を行い、リサイクルしやすい製品を製造 ➢ 製造、販売した商品の回収ルートの整備 ➢ リサイクル関連法の適用のないものに関する有効利用の推進 ➢ 事業活動に伴い発生する副産物や不要資源の他事業者での有効利用促進 ・ 適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ➢ リサイクルが困難なものの適正処理 ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ➢ グリーン購入*促進 ➢ 設備導入、更新時における、省エネ・省資源タイプ製品の導入 ➢ 環境マネジメントシステム**の導入・運用 ➢ 新たな環境産業や環境事業への取組推進 など
<p>行政 (県及び市町村)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメントシステムの導入、運用 ・ 3R 活動の推進 ・ 地球温暖化対策率先実行計画の策定及び実行 ・ グリーン調達方針**の作成及び調達の推進 ・ 環境配慮型行政の実践 ・ 公共事業におけるリサイクル製品の活用 など
<p>市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 循環型社会形成を踏まえた一般廃棄物処理計画の策定 ・ 他の市町村との連携などごみの広域処理の取組の推進 など
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「しまね循環型社会」の構築の推進 ・ 市町村が行うごみの広域処理の取組の支援 など

4-2. 環境への負荷の少ない適正処理の推進

現況と課題

依然として後を絶たない不法投棄や野外焼却等の不適正処理事案について、原因者の究明と厳正な指導を行うとともに、これら不適正処理が行われやすい地域を重点監視地域として、積極的に監視・パトロール等の諸対策を講じることにより、不適正処理事案の発生と再発抑制を図ります。

産業廃棄物に対する住民の不安を払拭するためには、安全で信頼できる産業廃棄物処理体制の確保が必要であることから、排出事業者や処理事業者に対して指導等を継続して実施します。

施策目標

環境への負荷の少ない廃棄物の適正な処理を目指します

県の施策展開

4-2-1. 環境への負荷の少ない適正処理の推進

○育成・指導・監視	産業廃棄物の適正な処理が行われるよう、排出者責任の徹底、マニフェスト制度の適正な運用、処理業者に対する審査・指導を行います。また、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の周知を図るとともに、(社)島根県産業廃棄物協会と連携して優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めます。
○不法投棄の防止	不法投棄を防止するため、監視体制の強化を図るほか、県民、産業廃棄物処理業界、市町村等の関係機関との協力体制を強化し、合同パトロールや不適正処理等の監視・指導、適正処理の普及啓発を図ります。
○海岸漂着ごみの回収・発生防止	「海岸漂着物処理推進法」に基づき県の地域計画を作成し、円滑な処理体制や多様な主体の連携の構築を図ります。また、漂着ごみのうち国内割合は半分を占めることから、発生抑制に向けた普及啓発を図ります。
○有害化学物質等の対策の推進	廃棄物焼却施設において「廃棄物処理法」に基づくダイオキシン類の排出基準に適合した施設稼働が確保されるよう設置者に対する監視・指導を行い、環境負荷の低減の徹底を図ります。 ポリ塩化ビフェニル(PCB)やアスベスト等の有害廃棄物について適正な処理が行われるよう指導を行います。

私たちにできること

県民	・ ごみを排出する際には、地域のルールを守り、不法投棄をしない など
NPO等	・ ごみの適正排出及び分別の呼びかけ ・ 環境美化運動等の率先実施 など
事業者	・ 廃棄物処理法に基づく排出事業者責任による廃棄物の適正処理 ・ 有害化学物質の適正処理 ・ 環境意識の普及啓発及び環境美化運動への参加 など
行政 (県及び市町村)	・ 不法投棄を未然に防止するための監視及び普及啓発 ・ 有害化学物質の適正処理の推進 など
市町村	・ 野外焼却(野焼き)に対する指導、啓発の実施 など
県	・ 産業廃棄物の不法投棄を未然に防止するための監視体制の強化 ・ 排出事業者、産業廃棄物処理業者等に対する指導等の徹底 など

5. 環境保全と経済発展の好循環の推進

基本目標「環境保全と経済発展の好循環」を実現するために、基本施策「環境関連産業の創出と振興」等を推進することで、本県の環境は以下の将来像(平成 32 年)のような社会となることが期待されます。

『環境保全と経済発展の好循環の推進』により目指す将来像

県内の事業者は、省エネ・省資源の技術による環境に配慮した生産活動を推進しており、また、特色ある環境関連企業が立地しています。

多くの事業者が環境マネジメントシステムを構築し、自社の環境保全活動によって従来に比べて大きなコストメリットを創出しており、それをさらなる環境保全活動の原資として活用しています。

県民をはじめとした消費者は、環境保全に取り組む事業者を積極的に評価し、そうした事業者の製品やサービスを優先的に購入しています。



5-1. 環境関連産業の創出と振興

現況と課題

地球温暖化対策を始めとする環境制約の高まりは、製造業をはじめ産業分野において事業者の経営戦略や市場ニーズにも変化を与えてきています。こうした変化は環境配慮に関わる技術・製品の普及に向けたチャンスでもあり、環境保全性能に優れた新商品の開発といった環境を良くする取組が経済を発展させ、経済が活性化することによって環境もよくなっていくという環境と経済の関係（好循環）につながるがと考えています。

この好循環を実現するためには、省エネルギーや 3R 推進等に向けた技術革新、製品設計や製造過程等における環境配慮、さらには新たな環境関連産業の創出や企業誘致の促進が必要であり、また、これらの環境負荷を減少させる努力が正当に評価される社会づくりが必要です。

市場においては、環境負荷を低減する事業分野や新（省）エネルギー分野のニーズが高まっており、また、国においても環境関連産業の振興を重要な施策として掲げるなど、この分野の大きな成長が期待されています。

本県においては、廃棄物処理やリサイクル分野、水環境保全などを中心とした環境関連産業が成長しており、また、県内企業の環境関連産業に関する共同研究等の活動も継続して実施されています。今後、さらに産業振興を図る上で、環境関連産業の振興を図るとともに、国内外の厳しい競争下であっても本県の産業を牽引している製造業等については、環境負荷低減努力を評価した上で、省エネ・省資源技術による環境に配慮した生産活動の推進に向けた支援が必要です。

このほか、環境保全型農業の推進、本県が有している豊かな自然、自然が織り成す風景、歴史・文化など全国に誇るべき地域資源を活用した環境関連コミュニティビジネスなどの振興、木質バイオマスなどの森林資源を活用することによる地域経済の振興も必要です。これにより、活動の場となる自然の保護や維持・管理を促進し、また、それらの自然を保全することによって産業の基盤が保たれるような関係を作り出す（好循環）など、資源である自然を保全することがその持続的な発展につながります。

施策目標

環境関連産業の育成や産業全般の環境配慮に向けた技術革新、 生産活動を支援し、地域経済を発展させます

県の施策展開

5-1-1. 環境関連産業の研究開発・事業化の促進

環境修復・保全、資源循環技術等に関する研究開発、事業化を促進するため、産学官連携による取組を推進するとともに、各種助成制度により支援します。

5-1-2. 新分野参入への支援

環境配慮に関わる技術・製品の普及に向けた取組や環境保全性能に優れた新商品開発を支援するため、以下の取組を行います。

○環境関連産業へ進出する企業への支援	環境負荷の低減や廃棄物、騒音などの問題の解決に資する製品やサービスの提供など新たに環境関連産業に進出しようとする企業に対して、「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画の承認。
○新商品による新事業分野開拓事業者認定制度の推進	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする企業等を「島根県新商品による新事業分野開拓事業者」として認定。
○新技術活用支援制度の推進	従来技術より「環境負荷の低減」「リサイクル原料の使用」「品質の向上」「安全性の向上」「コスト縮減」などの機能が向上するよう県内の建設業者及び建設関連企業が開発した新技術・新工法の活用機会の拡大を図るための、県内開発新技術活用支援「しまね・ハツ・建設ブランド※」登録制度による支援。
○環境関連産業情報の発信	「島根県地球温暖化対策協議会」の事業者部会におけるセミナーの開催等により、環境関連産業への進出の動機付けとなる情報の発信。 また、環境関連産業に関する相談窓口を設けソフト面（技術面）での支援。

5-1-3. 環境関連産業の誘致

○環境関連産業の誘致	太陽光などの新エネルギー分野に係る新製品やリサイクル等により環境負荷の少ない新製品を作り出す環境関連産業を企業誘致活動の重点分野の一つとして取り組みます。
------------	---

【重点施策】 5-1-4. 地域資源を活用した環境関連産業の振興

○自然エネルギー等を活用した新エネルギー産業の推進	地域に存在する資源をエネルギーとして利用するバイオマス発電、風力発電、太陽光発電など地球温暖化対策に効果が期待される事業を推進し、地域産業として成立するよう支援します。
○耕畜連携による環境にやさしい農業の推進	家畜や地域の未利用資源を活用し、化学肥料を削減することによる環境にやさしい農業を推進し、環境負荷軽減と環境保全型農産物の生産拡大を支援します。
○循環型林業の推進	県産木材を活用した公共木造建築物や木造住宅づくりの促進などにより県産木質資源の需要拡大を支援します。
○エコツーリズム・環境関連コミュニティビジネスの支援	地域の自然環境・歴史文化などの価値と保護・保存の大切さを再認識するとともに観光資源として活用するエコツーリズムの取組を支援します。また、地域の生活課題の解決に向けて地域資源を活かして取り組まれる環境保護活動等が、環境関連コミュニティビジネスとして成立するように支援します。



木質ペレット焚ボイラー



新出雲風力発電所

写真提供：ユーラスエナジージャパン



エコツアー：シーカヤック体験

5-1-5. 環境配慮型経営・サービスの促進

○環境配慮型経営の促進	環境配慮経営の相談や環境セミナーの開催、省エネ診断の実施、施設の省エネルギー化を進める上で有効な各種補助事業の普及など環境配慮型経営の取組を促します。
○環境配慮型経営向けの支援	ISO14001*及びエコアクション 21*などの環境マネジメントシステムは、環境改善はもとより、業務の改善にもつながることから、認証取得を助成し、事業者が環境配慮型の経営を行うことを支援します。 また、事業者においては、環境保全活動などのCSR（社会的責任）活動が求められており、商工団体等と連携して活動を促進し、情報発信を支援します。
○環境保全施設改修等に対する融資制度	環境負荷低減を図るための設備の設置や、より省エネルギー化を図るための設備更新などを行う企業に対して、長期低利な融資制度により設備投資等への支援をします。

環境指標

項目	単位	現況		目標	
○新エネルギーほか環境関連産業の立地件数(累計)	件	H21	1(単年)	H 32	10
○エコロジー農産物の推奨面積（再掲）	ha	H21	992	H 23*	1,000*
○エコアクション 21 認証・登録事業所数、ISO14001 適合組織数	団体	H21	116	H 32	150

私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスを優先的に選択し購入 住宅の新築や増改築の際には、太陽光発電など新エネルギー設備の導入や県産木材の使用 環境にやさしい農産物を選択し購入 エコツーリズムや環境関連コミュニティなどの活動への積極的な協力 など
NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスなどの情報提供 エコツーリズムや環境関連コミュニティなどの活動への積極的な取組 など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮型経営への取組 地域での環境保全活動への参加 環境に関する取組の状況などの公開 環境保全型農産物の生産への取組 県産木質資源の需要拡大への取組 など
行政 (県及び市町村)	<ul style="list-style-type: none"> 環境関連産業への支援 環境関連産業の誘致 地域に存在する資源を活用した新エネルギー産業の取組の支援 地域住民や関係機関と連携・協働した環境保全型農産物生産拡大の取組 地域住民や関係機関と連携・協働した県産木質資源の需要拡大の取組 地域住民や関係機関との連携・協働を促し環境関連コミュニティ活動の支援 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 商工団体等と連携した活動促進 など
県	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発、人材育成の支援 環境配慮型経営の相談や関連セミナーの開催 など

5-2.環境関連市場の活性化

現況と課題

環境保全と経済発展の好循環を実現するためには、経済システムやライフスタイルの変革をしていくことが求められています。県民、事業者、行政等の全てのものが、環境保全への関心を高め、現状を認識し、日常生活や事業活動から生じる環境負荷を減らす具体的な行動を進めて行くことが必要です。また、環境に良い商品・サービスが普及し、更なる改善・開発につながっていくためには、商品・サービスに関する情報発信や消費者が環境に良い商品・サービスを選択するような仕組みづくりが必要です。

施策目標

日常生活や事業活動など身近な経済活動の中から 環境負荷を減らす行動に心がけます

県の施策展開

5-2-1. 環境関連市場の活性化、消費者の意識啓発

○首都圏等販路開拓支援事業の推進	産業振興に関する協定を締結した商社のもつノウハウ、ネットワークなどを活用し、首都圏を中心とした販路開拓を支援します。
○「しまねグリーン製品認定制度」の推進	循環資源の再資源化をした県産品を認定する「しまねグリーン製品認定制度」を普及させ、県内環境関連産業の育成・振興を図ります。
○グリーン購入の率先と普及	県において物品・サービスの購入について定めた「島根県グリーン調達推進方針」に基づき、県自らがグリーン購入の促進を図り、「しまねグリーン製品」をはじめとする環境配慮型製品の生産、流通、消費を促進します。 また、市町村や民間等へのグリーン購入の普及を図ります。
○グリーンコンシューマーの普及	県民、事業者、市町村等と連携し、グリーンコンシューマー（環境のことを考えて、より環境に対する負荷の少ない買い物をする人）の輪を広げ、環境配慮型製品市場の活性化につなげます。
○環境配慮型商品・サービスの購入の促進	環境配慮型商品・サービスの販売時の割引や、簡易包装の協力への割引など、消費者へのメリットを付与する店舗を認定し、その内容を広く県民に周知することにより、環境配慮型商品・サービスの購入の促進を図ります。
○エコポイント制度の促進	環境に良い商品・サービスを購入する際などにポイントを付与し、貯まったポイントで、様々な商品・サービスや他のポイントや電子マネー等との交換ができる共通エコポイントなどの仕組みづくりの促進を図ります。
○県産品の利用促進	島根県産農林水産物のPRや取り扱い拡大に向けた普及啓発に努め、県内利用を促進します。
○環境関連産業の情報収集・情報発信	環境関連産業に取り組んでいる事業者やその商品、環境配慮型経営の事業者などの情報を収集し、県民への情報発信を推進します。

環境指標

項目	単位	現況		目標	
新エネルギー導入量(原油換算)	kl	H21	85,495	H27★	161,117★
グリーン製品認定製品数(再掲)	品目	H21	115	H27★	125★

私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスを優先的に選択し購入、友人への情報伝達 など
NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスなどの情報提供 など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮型経営への取り組み。 地域での環境保全活動への参加 環境に関する取組の状況などの公開 環境配慮型商品・サービスの積極的な提供 など
行政 (県及び市町村)	<ul style="list-style-type: none"> グリーン製品の率先した購入及び促進 販路開拓の支援 エコポイント制度の促進 環境配慮型製品・サービスなどの情報提供 県産品の利用促進に関する情報提供 など

6. 環境保全に向けての参加の促進

基本目標「環境保全に向けての参加の促進」を実現するために、基本施策「環境教育・環境学習の推進」等を実施することで、本県の環境は以下の将来像(平成 32 年)のような社会となることが期待されます。

『環境保全に向けての参加の促進』により目指す将来像

幼稚園から大学にいたるまで、全ての学校種において環境教育が積極的に実施されており、子どもたちは自然環境を守り、育て、活用していくことの大切さを、島根県の豊かな自然を体験することで、理解しています。社会教育施設などにおいては、環境保全に関する講座や発表会などが行われ、県民の環境保全に対する意識が高まっています。

県民、事業者、NPO 等、行政など、全ての主体が連携した環境保全活動が積極的に実施されており、県内全ての市町村は、住民や事業者を中心としたNPO 等が組織されています。

子どもから高齢者まで、環境について学ぶ機会や参加する場が存在しており、全ての県民が環境保全に対する高い意識をもち、活動を実践しています。



6-1.環境教育・環境学習の推進

現況と課題

大部分の県民や企業の経営者が環境問題に関心をもっており、自らの日常生活や経済活動が環境に影響を与えていると認識していますが、環境について自ら学び、考え、具体的な行動に結びつくところまでいたっていません。

現在の環境問題を解決し持続可能な社会をつくっていくためには、県のみならず県民、事業者、NPO等、市町村が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要であり、そのために環境教育を推進し、環境保全についての一人ひとりの意識を高めていくことが重要です。

そこで、「島根県環境学習基本指針」に基づき、家庭、学校、地域、職場等においてあらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習の一層の充実と関連施策の効果的な推進を図るために、生涯を通じた継続的な環境教育・環境学習の仕組みづくりや、NPO等、事業者、市町村等の連携、ネットワークづくり、情報の共有化などを図ります。

特に、将来を担う子どもたちに対する環境教育の充実に取り組みます。

施策目標

「環境」への正しい理解を通して、一人ひとりが環境に配慮する意識を高め、環境保全活動を推進します

県の施策展開

【重点施策】 6-1-1. 環境教育・環境学習の推進

○環境教育・環境学習の連携促進	あらゆる世代が環境について学習できるようにするため、県民、学校、事業者、NPO等が連携して総合的・体系的な環境教育・環境学習の推進を図ります。 特に、教育委員会と環境担当部局との連携体制を整備し、各学校における取組の底上げを目指すなど学校における環境教育の充実を図ります。
○環境教育・環境学習手法の充実	環境学習を行うために必要なプログラムや教材の作成、指導者の育成を推進するとともに質の向上に努めます。
○環境学習拠点施設の活用	各主体による環境保全活動の促進に重要な情報の共有化及び連携を図るため、三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館等の環境学習施設をはじめ、学校、教育センター、社会教育研修センター及び公民館、少年自然の家などの社会教育施設等の活用を図ります。
○学習機会の提供	本県の特徴である多様で豊かな自然を活用し、様々な分野、地域や年齢など幅広い対象者に応じた多様な学習会、自然観察会、講演会等の機会の提供に取り組むとともに、指導者の派遣を行うなど、県民が身近なところで楽しく環境学習に取り組める場や機会の充実を図ります。
○情報提供・普及啓発	各主体における環境学習の活動を活性化し、活動の拡大を図るため情報発信の体制を整備し、また、普及啓発活動に努めます。

クリーンセンター見学(安来市立赤江小学校)



緑のカーテンづくり(斐川町立荘原小学校)



環境指標

項目	単位	現況		目標	
小中学校及び高等学校並びに特別支援学校における「学校版エコライフチャレンジしまね」への参加率	%	H21	70.1	H32	100
県主催の環境学習指導者研修開催数	回	H21	7	毎年度	10
県主催の環境学習参加団体数	団体	H21	55	毎年度	60

私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> 水や緑などの自然環境と積極的にふれあい、子供たちの環境を守り、育てる心の育成 環境に関するいわゆる「生活の知恵」の年輩者から若年者に伝承 環境に関連する情報の積極的な収集、家庭で取り組むことができるものの確実な実践 地域の環境学習などへの積極的な参加 など
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> 団体がもっている知識や経験などを積極的に住民等へ伝達 住民等が気軽に参加できる環境学習イベントなどの企画・立案及び実施 など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地域や教育機関等からの要請があれば、環境保全に関する技術や専門性の高いスタッフを派遣するなど、各主体と連携した環境学習の推進 従業員に対する環境教育・研修の実施、環境意識の高揚 など
行政 (県及び市町村)	<ul style="list-style-type: none"> 教育機関において、自然体験学習等を積極的に取り入れ、島根県の豊かな自然を体感しながら、それを守り育てていく意識を育成 環境学習教材の貸出や関連情報提供、人材派遣などにより、環境教育に取り組む指導者の支援 環境学習施設の整備や社会教育施設等の利用促進により、住民の環境教育や環境学習の場や機会の提供 職員に関する研修等を通じた、職員の環境意識を高揚 環境学習に関連する情報のホームページや広報等を通じた発信 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自然・社会特性に応じた環境学習の推進 職員の派遣や講師の斡旋、教材の貸出などにより、地域で行われる環境学習の支援 など
県	<ul style="list-style-type: none"> 県内で環境保全に取り組む人や組織のネットワーク化の推進、効率的で効果的な環境教育を実践できる基盤整備 三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館等の環境学習施設の活用の推進 など

6-2.各主体の環境保全活動の促進

現況と課題

今日の環境問題の多くは、日常生活や経済活動に起因していることから、県、市町村、事業者、県民のすべての主体が自らの問題であることを認識し、それぞれの立場から環境保全活動に自主的かつ積極的に取り組むことが必要です。

そこで、各主体がそれぞれの役割に応じた環境保全活動を行うことができるよう環境学習の推進、環境情報の公開・提供、各主体の環境活動への支援や相互の連携や協働の推進に努めます。

施策目標

すべての人々がそれぞれの立場からできる身近な環境保全活動に取り組めます

県の施策展開

6-2-1. 県の環境保全に向けた取組の率先実行

県は、行政の立場から本計画を推進しますが、一方では、事業者、消費者としての経済活動を行う側面を有しており、こうした立場からも県の経済活動に伴う環境への負荷を自主的積極的に低減させる必要があります。

そこで、県においては下記関連計画等に基づく環境に配慮した事務事業を行うとともに、環境マネジメントシステムを運用し、継続的な改善に努め環境保全に向けた取組を率先実行します。

〔関連計画等〕

島根県公共事業環境配慮指針（平成 15 年度）

島根県イベント環境配慮指針（平成 15 年度）

島根県グリーン調達推進方針（毎年度改定）

また、県における各部局間の情報の共有化、連携を図り、各施策を総合的、計画的に推進します。

6-2-2. 市町村による環境保全施策の推進

市町村は、基礎的自治体として地域に密着した環境づくりを進める上で、重要な役割を担っており、各市町村の特性に応じた環境保全に関する条例や各種計画の策定・実施、率先実行への取組、県との連携による環境保全施策などを支援します。

また、複雑化・多様化している環境問題に対しては、専門的な知識が欠かせないため、市町村の環境保全担当職員を対象とした研修等を実施します。

6-2-3. 事業者の環境保全活動の促進

○環境マネジメントシステムの導入支援	企業において環境配慮型経営を推進するため、情報の提供やセミナーの開催、環境マネジメントシステムである ISO14001 やエコアクション 21 などの認証取得に対する支援等を行います。
○事業者の環境保全活動への支援	<p>事業者の自主的な環境保全活動や、リサイクルに考慮した製品製造を促進するため、情報の提供、各種啓発パンフレットの配布、講演会やシンポジウムの開催を行うほか、様々な支援に努めます。</p> <p>さらに、多くの事業者が社会貢献活動の一環として環境保全活動に取り組んでいることから、事業者の環境保全活動への参加の場を創出するとともに、NPO 等の環境保全活動団体との連携を促進します。</p>

6-2-4. 県民、NPO 法人、民間団体の環境保全活動の促進

○日常生活での環境への負荷低減行動の促進	県民一人ひとりの日常生活に起因する環境への負荷を低減するため、また、環境に配慮したライフスタイルの定着を図るため、環境への負荷の少ない製品等の購入（グリーン購入）や、「チャレンジ 25」、「エコライフチャレンジしまね（環境家計簿） [*] 」等の普及並びに情報提供に努めます。
○環境保全のための実践活動に対する支援	<p>県民が緑化活動やリサイクル活動、地域における環境づくり活動などを実践することは、環境を保全する上で大きな役割を果たします。</p> <p>近年は、「特定非営利活動促進法（NPO 法）」に基づき、環境保全を事業内容とした NPO 法人が増加していますが、活動を継続するにあたっては様々な課題をかかえています。NPO 法人による環境保全活動を促進するため、情報の提供や活動への支援を行うとともに、県民、事業者、市町村の連携を積極的に推進します。</p> <p>県は、民間の発想力や企画力を活かした「しまね協働実践事業」等により、NPO 等との協働による地域づくりを推進します。</p> <p>また、「産業廃棄物減量税[*]」、「水と緑の森づくり税」も活用し、これらの取組を活性化し県民の参加を促進します。</p>

NPO 等の環境保全事業



一斉清掃



環境指標

項目	単位	現況		目標	
県主催の環境保全イベント等(一斉清掃、自然保護観察会など)の参加者数	人	H21	18,939	H32	17,500㊦
エコアクション 21 認証・登録事業所数、ISO14001 適合組織数(再掲)	団体	H21	116	H32	150
市町村における地域環境計画策定市町村数	市町村	H21	7	H32	21

㊦：平成 21 年度に三瓶自然館施設の一部を廃止し規模を縮小しており、これに伴い目標値を下げています。

私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> 家庭で手軽に取り組むことができる環境保全活動の確実な実践 地域で行われる環境活動等への積極的な参加 「エコライフチャレンジしまね」など既存の省資源、省エネルギー制度への取り組み など
NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> 県や市町村の支援を有効活用した環境保全活動の実践 地域における環境保全の取組の企画、実施 県民・事業者・教育機関・市町村・県など各主体間の連携に積極的に関わり、環境保全に関する様々な取組のコーディネート など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する担当者を配置するなど、環境保全の取組を推進するための体制整備 環境マネジメントシステムを導入した環境保全型経営、既に導入している事業者は、ホームページ等によりその取組状況の PR 環境に配慮した商品開発・販売、サービス提供などの積極的な推進 CSRの一環として、NPO 等や市町村が行う環境保全活動などへの積極的な協力 など
行政 (県及び市町村)	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関連する情報発信、県民や事業者の身近な環境保全活動の促進 NPO 等環境保全活動に取り組む団体への支援 環境保全活動に係わる住民、事業者、NPO 等の連携を積極的に推進 率先した環境にやさしい行動の実践 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 「環境基本計画」等の策定、環境関連施策の総合的かつ計画的な推進 地域の自然環境や歴史文化などの特性に応じた環境保全事業の実施 など
県	<ul style="list-style-type: none"> 各部局間の情報の共有化、連携、及び各施策の総合的かつ計画的な推進 市町村が策定する環境関連計画策定の支援 市町村職員を対象とした環境関連研修の実施や技術支援等による、市町村の環境関連施策推進の支援 「産業廃棄物減量税」や「水と緑の森づくり税」による税収の活用、環境保全活動の推進 など

6-3.参加と協働による地域環境づくりの推進

現況と課題

真に持続可能な地域づくりを進めていくためには、県、市町村、県民、事業者、NPO等の各主体の参加と協働により、地域全体で環境保全活動に取り組むことが重要です。

このため、県民の積極的な参加を促進するための環境づくりや地域における活動組織の整備、実践活動への支援を通じて、地域環境力を高め、地域における参加と協働による地域環境づくりを促進します。

その促進に当たっては、県、市町村を中心としたネットワークを通じて、環境保全活動を目的の一つとして設立されたNPO等と協働による地域の環境保全活動を推進します。

また、県民や事業者の環境保全活動への参加意欲と、環境保全活動に取り組むNPO等が抱える人材不足等の課題をマッチングさせ、より多くの主体が参加し、協働で地域環境づくりに取り組むことができる体制の構築を目指します。

施策目標

すべての主体の参加と連携による地域特性を いかした地域環境づくりを目指します

県の施策展開

6-3-1. 地域環境保全活動の推進

○地域における環境保全実践活動組織の整備	市町村ごとに、県民、事業者、NPO等すべての主体が参加、連携し、地域の特性を活かし活性化にもつながる地域環境づくりが展開されるよう支援します。
○環境保全活動への支援	環境保全活動を実践する事業者、NPO等に対し助言や情報提供を行うとともに、助成制度などにより支援します。
○環境アドバイザー等の派遣	県民が地域で自主的に行う環境保全を目的とした学習会などに環境アドバイザー*や環境カウンセラー*を派遣し、環境保全活動を支援します。
○環境保全活動等の顕彰	県民や事業者、NPO等が地域で行う環境保全活動等を顕彰し、活動の促進を図ります。
○環境美化運動の推進	6月の環境月間を中心に、県民、事業者、NPO等、市町村が一体となった地域環境保全活動の実践と意識の啓発を図ります。
○「緑の募金」運動の推進	「緑の募金」運動の積極的な推進を図り、森林ボランティアによる森林整備など県民による自主的な活動支援や啓発活動を行います。

【重点施策】 6-3-2. ネットワークによる地域環境づくり

○ネットワークづくり	環境保全活動を実践する県民、事業者、NPO 等及び環境学習施設並びに指導者のネットワークを形成し、各主体相互の環境保全活動参加機会を拡充することで、地域における環境保全活動を促進します。
○協働による環境保全活動の推進	環境保全活動を実践する県民、事業者、NPO 等と行政との協働による環境保全活動を企画します。
○情報収集・情報提供の充実	環境学習施設や環境保全活動を実践する事業者、NPO 等との情報交換を充実し、学習や活動に役立つ情報収集を図り、多くの県民が環境保全活動に参加できる機会の情報提供に努めます。

事業者・NPO 等との協働による環境保全活動



環境指標

項目	単位	現況		目標	
環境保全活動に関するNPO 法人数	団体	H22	87	H32	100
環境月間におけるエコ活動実践事業所数	事業所	H21	56	毎年度	60

私たちにできること

県民	<ul style="list-style-type: none"> 環境関連イベント情報等の積極的な入手、地域での環境保全活動の参加 など
NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> 環境関連イベント情報などの積極的な入手、住民への情報発信をするとともに、地域での環境保全活動への参加 地域での環境保全活動を企画、実行 環境保全活動の実践にあたり、県民・事業者・行政機関など他の主体や他のNPO 等との連携 など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 環境関連イベント情報などの積極的な入手、地域での環境保全活動の参加 環境保全活動の実践にあり、県民・NPO 等・行政機関など他の主体や他の事業者との連携 など
行政 (県及び市町村)	<ul style="list-style-type: none"> 住民やNPO 等が行う環境保全関連イベントなどの情報発信 住民やNPO 等が環境活動を発表する場や、これらの取組を顕彰する場の創設 環境に関するネットワークづくりの支援 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性をいかした環境保全の取組 など
県	<ul style="list-style-type: none"> 地域で自主的に実施する環境保全の学習会などへの専門家の派遣及び取組の支援 など

7. 共通的・基盤的な施策の推進

7-1. 環境に配慮した施策手法の推進

現況と課題

近年の都市化の進展や開発等に伴い、自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進みつつあります。

このため、「島根県土地利用基本計画」における土地利用の基本方向に従って、環境面などに配慮し、適正な土地利用を図ります。

また、開発事業については「環境影響評価法」や「島根県環境影響評価条例」に基づく適正な指導により、自然と共生し環境への負荷の少ない持続的発展が可能な県土の形成を目指します。

県の施策展開

7-1-1. 適正な土地利用の推進

「島根県国土利用計画」における県土の利用に関する基本構想に即し、島根県土地利用基本計画における土地利用の基本方向に従って、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域の区分を行い、適正な土地利用を図ります。

また、市町村において適正かつ計画的な土地利用が図られるよう、市町村国土利用計画の策定などを引き続き促進します。

7-1-2. 戦略的環境アセスメント手法の導入の検討

国においては、事業に先立つ計画段階等で環境配慮を行うための手法である「戦略的環境アセスメント」を盛り込んだ環境影響評価法の改正案の審議が進められています。

本県では、国に先駆け、戦略的環境アセスメントの理念に通ずる、調査・計画段階での環境への配慮を述べた「島根県公共事業環境配慮指針」を平成15年4月に策定し、本県の公共事業に限定し適用しています。

今後は、環境影響評価法の改正の動向を踏まえ、島根県環境影響評価条例の改正の検討を行います。

7-1-3. 環境影響評価制度の適正な運用

大規模な開発事業の実施に先立って行われる環境影響評価については、環境影響評価法又は島根県環境影響評価条例の運用により、公害の発生の防止や自然環境の保全を図ります。

7-1-4. 条例等の見直し、充実

島根県公害防止条例など環境保全に関する条例等については、必要に応じて見直しを行い、島根県環境基本条例に基づく体系的な運用による環境保全の推進を図ります。

7-2. 調査研究・監視等の充実

現況と課題

環境問題は、都市・生活型公害に加え、有害化学物質による環境汚染の懸念、地球環境問題の顕在化など複雑化・多様化しています。このため、地域レベルから地球レベルにまで広がりつつある環境問題に対処するため、環境に関する調査研究の充実やモニタリングを通じて、様々な環境要素の現況、環境変化の実態などを適切に把握し、施策の推進に役立てます。

県の施策展開

7-2-1. 調査研究の充実

○調査研究体制の整備	地球環境問題や廃棄物を含めた都市型・生活型の環境問題などに適切に対処する上で不可欠な科学的知見の充実を図るため、調査研究機能の充実強化に努めます。
------------	---

7-2-2. モニタリングの推進

大気、水質、放射能などの環境の状況を的確に把握し、環境の変化を的確に予測・評価できるようモニタリング体制の整備・充実に努めます。

○公共用水域の監視・測定の充実	公共用水域の水質の状況を常時監視するとともに、県民に監視結果の情報公開を行います。また、水生生物から見た水環境の変化を把握するために調査を行い、情報を収集・提供します。 油や有害化学物質の流出による水質事故については、河川管理者等と連携し、必要な措置を講じます。
○大気環境監視・測定の実	県内の大気環境の状況を常時把握するために、大気環境測定局及び測定機器を計画的に整備・更新するなど監視体制の充実を図ります。 なお、光化学オキシダント等による大気の汚染が環境基準を超え、健康等に影響を及ぼすおそれがある場合には、関係機関と連携し必要な措置を講じます。
○光害*に関する意識啓発	県民に対し、国が実施する全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）への参加を促し、星空観察等の身近な方法により、良好な大気環境を認識することなどを通じて光（ひかり）害に関する県民意識の啓発を図ります。
○大気環境情報提供の充実	大気環境の測定・監視結果について、県民への情報提供項目を随時増やしていきます。
○騒音・振動監視の充実	「自動車騒音常時監視5ヵ年計画」及び「航空機騒音調査要領」に基づき道路騒音・航空機騒音の実態を把握するとともに、特定事業場に係る騒音・振動については、市町村の監視体制への支援を行います。
○悪臭監視・測定の実	事業場等から発生する悪臭に対応するため、市町村の監視体制への支援を行います。

○化学物質の環境調査	化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、各種法令に基づく有害化学物質の監視・指導を実施するとともに、外因性内分泌攪乱物質(いわゆる環境ホルモン)については、国との連携を図りながらモニタリング調査等を実施し、環境汚染の実態把握を進めます。
○化学物質の環境影響等に関する情報の提供	新しい知見に基づく化学物質の特性、毒性等に関する情報や化学物質の環境中への排出実態についての情報などを収集し、県民への的確な情報提供につとめます。
○原子力発電所周辺環境放射線等測定調査	原子力発電所周辺地域等を対象に空間放射線をはじめ、各種の環境試料中の放射能を測定し、発電所の周辺環境への影響を調査します。 また、発電所から放出される温排水について、水温や水色を継続して測定し、拡散状況の調査を行います。

水質測定の様子



大気環境監視の様子



7-3.環境情報提供・交流体制の整備

現況と課題

県民、事業者、NPO等、行政の各主体が連携・協力して環境保全に取り組むためには、環境に関する情報の共有化を図ることが必要です。また、環境に関する社会情勢が広域化・多様化するとともに、ますます重要性を増しています。このため、今後更に、環境情報の体系的な整備とネットワーク化を進め、より有効な媒体を活用して環境関連情報を発信し、環境保全活動への各主体の参加を促進します。

県の施策展開

7-3-1. 環境情報の充実

○環境情報の提供・ネットワーク化の推進	県民、事業者、NPO等へ適切な情報提供に努めるとともに、各主体の参加・交流が促進されるよう環境情報を充実します。
○普及啓発の促進	県民一人ひとりの環境保全に対する意識を醸成するため、新聞、テレビ等のマスメディアによる広報、「環境フェスティバル」のような環境について学習し、意見交換できる機会や実践活動の機会等を提供します。
○情報の体系化	環境情報の体系的な収集、整理に努め、県ホームページでの一元的で分かりやすい情報発信に努めます。
○環境保全活動等の顕彰	顕著な環境保全活動等を行った個人、団体、事業者等に対して顕彰します。
○環境に関する年次報告書の作成と公表	毎年、環境の状況、環境の保全に関して県が講じた施策等に関する年次報告書を「島根県環境白書」として作成し、公表します。

7-4. 公害防止と環境防災体制の整備

現況と課題

公害防止協定・環境保全協定の締結や公害防止管理者の選任など公害防止体制の整備を促進し、公害の未然防止に努めるとともに、公害苦情や公害紛争に対する迅速かつ適切な解決を図ります。また、災害時・緊急時においては、環境汚染を防止するため迅速・的確な対応に努めます。

県の施策展開

7-4-1. 公害発生の未然防止

公害防止協定・環境保全協定の締結や公害防止管理者の選任など公害防止体制の整備を促進し、公害発生の未然防止に努めます。

7-4-2. 公害苦情・紛争の適正処理

公害苦情については、市町村が苦情申立者の対応に当たることが多いため、市町村への適切な技術的支援等により、迅速かつ適切な処理に努めます。

また、公害に係る紛争については公害審査委員によって、あっせん、調停又は仲裁を行い、迅速かつ適切な解決を目指します。

7-4-3. 健康被害の救済・予防

津和野町旧笹ヶ谷鉱山の鉱毒(ヒ素)により健康被害を受けた住民に対し、健康の管理と法に基づく補償を行います。

7-4-4. 速やかに対応できる体制の整備

○原子力発電所異常時等の安全確保と原子力防災対策の推進	<p>発電所の運転状況等を把握し、安全運転されていることを確認するとともにトラブル時には迅速な状況把握を行い、必要があると認める場合には中国電力(株)に対して再発防止対策等適切な措置を求めます。</p> <p>また、発電所の万一の緊急事態に備え、「原子力災害対策特別措置法」及び「地域防災計画(原子力災害編)」に基づき、原子力防災資機材の整備、防災業務従事者の研修事業、原子力防災訓練の実施などを通じて原子力防災体制の充実、強化を図ります。</p>
○緊急時の被害発生防止と対策の推進	<p>大気汚染常時監視体制を充実し、引き続き、緊急時に速やかに対応ができる体制を維持します。</p> <p>また、河川・海域等への油の流出など環境へ異常負荷が生じた場合は、国や関係機関等と連携し、被害の拡大防止や原状回復のための必要な措置を講ずるとともに、原因究明により再発防止に努めます。</p>

7-5.経済的措置

現況と課題

県民、事業者、NPO等、市町村が行う環境への負荷を低減するための取組に対する助成などの経済的支援措置を講じ、各主体の環境保全行動を促進します。

県の施策展開

7-5-1. 環境保全に関する助成措置の推進

県民、事業者、NPO等、市町村の環境保全への取組を促進するための支援を行うほか、環境への負荷低減のための施設整備等が積極的に行われるよう、環境保全に関わる資金融資制度の活用・充実を図るなど、より効果的な経済的支援に努めます。

第3章 計画の推進

環境基本計画の基本目標を実現するためには、この計画が着実かつ効果的に実施されるような仕組みや体制を整備するとともに、計画の進行管理を適切に行い、実効性を確保することが重要です。

このため、県の体制や、すべての主体の参加を促進するための体制を整備し、適切な進行管理等を行い、計画の推進を図ります。

1 推進体制

県の推進体制

この計画で示した環境の保全に関する施策の総合的、効果的な推進等のため、各部局の関係課からなる「環境管理委員会」を設置し、実施状況の把握・評価、情報交換、連携、調整等を行います。また、各個別計画の庁内推進組織との連携も図るほか、重要な課題等については幹部連絡会で協議、調整を行います。

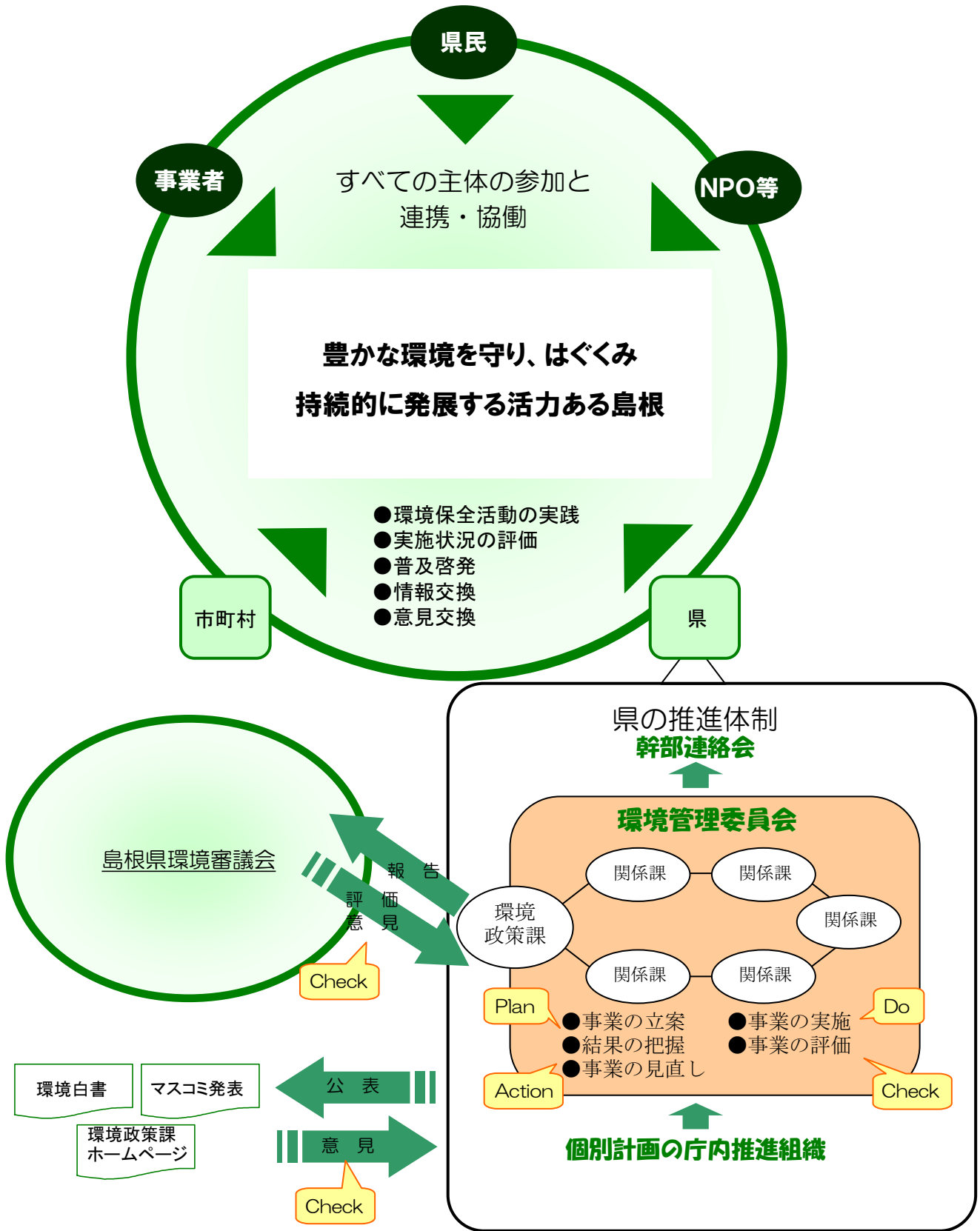
すべての主体の参加と連携・協働

この計画を推進するためには、県民、事業者、NPO等、市町村、県のすべての主体が共通の認識のもとで、本計画で示した「各主体の役割（第1章参照）」や「私たちのできること（第2章参照）」を参考に、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携・協働していくことが重要です。

このため、県は、市町村の協力を得て各主体によるネットワークを構築し、広く計画内容の普及及び啓発、本県の環境に関する情報の発信を行うとともに、各主体の環境保全の取組の活性化を図るための支援、県と各主体が環境に関して情報の共有や意見交換を行う機会の拡充を図るなど、連携・協働を進めます。

また、広域的な環境問題や本県単独で解決できない問題については、国や他の地方公共団体との連携や国際的な連携を図ります。

推進体制、進行管理体制イメージ図



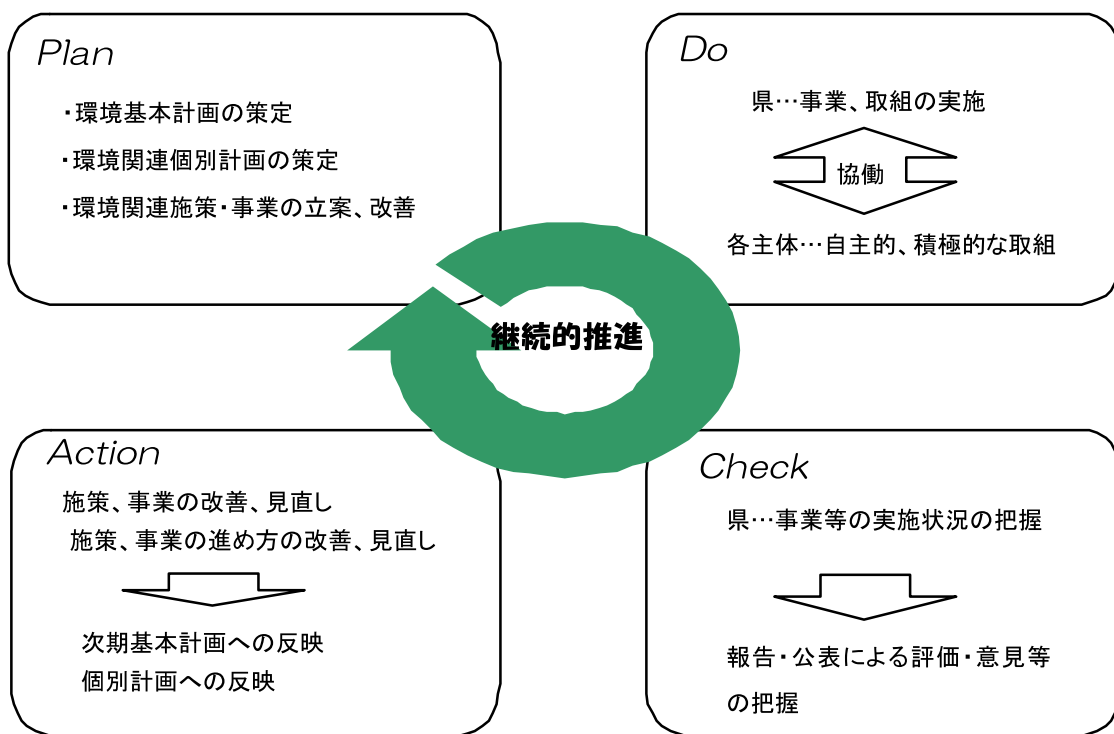
2 進行管理

県は、この計画に掲げた基本目標の実現のためには、施策および事業の成果について把握・評価し、継続的に見直しを図っていく必要があります。

このため、施策や事業の進行管理については、行政評価システムなど既存のシステムの活用も図りながら、第2章で施策ごとに掲げた環境指標により毎年度の進捗状況を把握し、必要な改善を行います。

また、島根県環境審議会に報告するとともに評価、意見を求め、取組の改善を図ります。

さらに、ホームページや環境白書等により県民を始め各主体へ公表し、意見を求め計画の推進に反映させます。



3 計画の見直し

この計画は、平成32年度（2020年度）までを計画期間としていますが、この間の社会経済情勢の変化や環境に関する状況の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

参 考 資 料

資料 1 用語の解説

資料 2 計画策定の経緯

資料 3 島根県環境基本条例

1. 用語の解説

ア行

・ISO14001【p63 ほか】

組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に食い止めることを目的に定められた環境に対する国際的な標準規格。環境負荷が継続的に改善されるシステム、つまり環境マネジメントシステムを構築するための要求事項が盛り込まれている。PDCA サイクルの実行により、環境負荷の低減や事故の未然防止が行われる。

・アイドリングストップ【p40 ほか】

必要以上の暖機運転や運転者が車から離れている間、荷物の積み降ろしの間等の unnecessary エンジンのかけっぱなし（アイドリング）をやめ、さらに、休憩中、人待ち・客待ちのための停車中のアイドリングについても、気候等の状況を考えなるべくやめること。

・アスベスト【p39 ほか】

天然に存在する繊維状の鉱物。耐熱性に優れるなどの特徴から、建築材などに広く利用されていた。しかし、繊維が肺に刺さることで肺がん等の原因となることが明らかになり、日本では大気汚染防止法により 1989 年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

・一酸化炭素【p39 ほか】

炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。環境中の主要な発生源は自動車排出ガス。高濃度の汚染にさらされると、中毒症状として頭痛、めまいから始まり、死に至ることもあるため、1970 年に人体への影響を生じさせない汚染レベルとして環境基準が定められている。

・一般廃棄物【p3 ほか】

家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物（p80 参照）以外のもの（事務所・商店などから排出される紙ごみ、飲食店から排出される生ゴミなど）が該当する。

・磯やけ【p28 ほか】

浅海域に生えているコンブやワカメ、その他多くの種類の海藻が減少し、サンゴモ（石灰藻）と呼ばれる、うすいピンク色をした硬い殻のような海藻が、海底の岩の表面を覆いつくした状態をいう。藻場消失の原因となるため、海の生態系に深刻な影響を及ぼす。

・エコアクション 21【p63 ほか】

環境省が定めた環境マネジメントシステムのこと。中小事業者の環境への取組を促進する

とともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構の ISO14001 規格をベースとしつつ、中小事業所における環境マネジメントシステムのあり方を規定している。導入費用や、実施事項などの面で、ISO14001 に比べて比較的取り組みやすい内容で構成されている。

・エコショップ【p57 ほか】

環境にやさしい商品の販売や簡易包装、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗のこと。島根県では、「エコショップ認定制度」を設け、上記の活動に取り組む店舗をエコショップとして認定している。

・エコツーリズム【p21 ほか】

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

・エコライフチャレンジしまね・環境家計簿【p70 ほか】

環境に負荷を与える行動を記録するため、家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや廃棄物の排出量等を定期的に記録する帳簿のこと。必要に応じて点数化し、収支決算のように一定期間の集計を行い、生活行動を環境に配慮した行動へと改善していくために用いられる。県が独自で開発したものを、「エコライフチャレンジしまね」という。

・(島根県)エコロジー農産物【p30 ほか】

農薬や化学肥料の使用量を抑えた環境にやさしい農業への取組を推進するため、島根県が独自に認証する農産物。持続農業法に基づいて持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成し知事の認定を受けた農業者（エコファーマー）が生産し、堆肥などで自然にやさしい土作りを行った水田や畑で生産し、減農薬・減化学肥料で栽培したものが認証される。

・エネルギーの使用の合理化に関する法律【p2】

通称「省エネ法」。石油危機を契機として昭和 54 年に制定された法律であり、「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定された。平成 20 年の改正により、事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等）の 1 年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500 キロリットル以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けることが義務付けられた。

・LED【p47】

「発光ダイオード」と呼ばれる半導体のことで、「Light Emitting Diode」の頭文字をとったもの。1990 年代半ばから、新しい照明用光源として注目されるようになった。既存の照明器具と比べて、長寿命・小型・軽量・衝撃に強い・環境に有害な物質を含まないなどの特徴を有している。

・オゾン層【p9 ほか】

強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素 (O_2) がオゾン (O_3) に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層で、地上から 20~25km に存在する。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっている。

・温室効果【p2 ほか】

大気中の微量ガスが、地表面から宇宙空間に放出される熱の一部を吸収し、大気の温度が上昇する現象のこと。赤外線形で放出される熱を吸収する気体（温室効果ガス）には、二酸化炭素、フロンガスなどがあるが、近年は特に、人間の活動に伴う二酸化炭素の増加が著しく、気候の温暖化が懸念されている。

・温室効果ガス【p2 ほか】

大気中に存在する、太陽からの熱を地球に封じ込め、地球を暖める働きをもつ二酸化炭素などを指す。産業革命以降、大気中の濃度が人間活動によって上昇し、温室効果が加速されている。京都議定書において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC 類、PFC 類、SF6 が温室効果ガスと定められた。

力行

・環境アドバイザー【p72 ほか】

(財)しまね自然と環境財団理事長が、環境に関する広範囲かつ専門的な知識や豊富な経験を有する人材として、認定・委嘱した人のこと。環境アドバイザーは県民や事業者等の環境保全活動に関し、相談・助言を行うことが期待されている。

・環境カウンセラー【p72 ほか】

市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき、市民や NGO、事業者などの行う環境保全活動に対する助言など（＝環境カウンセリング）を行う人材。主に、会社などで環境管理・環境保全のための具体的な取組および計画作りの実績などのある方や、地域の環境保全活動の実施および企画運営などに関わった経験のある方が環境省の実施する審査を経て認定・登録されている。

・環境基準【p1 ほか】

環境基本法に基づき政府が設定する、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準のこと。現在、大気汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌汚染、ダイオキシン類による大気汚染・水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準が定められている。

・環境マネジメントシステム【p58 ほか】

事業者等が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境方針や環境目標等を設定し、これらの達成に向けて構築した組織体制、計画活動、責任、業務、手順等のシステムのこと。この国際規格として国際標準化機構（ISO）が定めた ISO14001 がある。

・環境リスク【p43 ほか】

化学物質が大量に生産され、消費されることにより、人間や生態系が複雑な経路を通じて長期間にわたり、微量の化学物質に暴露されることから生じる健康と環境に対する悪影響をおよぼすおそれ（可能性）のこと。

・クリーンエネルギー自動車【p14 ほか】

電気自動車やハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車など、炭素や有害物質の少ない燃料を使うことで、排気ガス中の二酸化炭素や硫黄酸化物などが少ない自動車。

・グリーン購入【p58 ほか】

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン調達も同義。

・グリーン調達方針【p58 ほか】

グリーン購入法に基づき、環境にやさしい財やサービスを調達するにあたっての方針を示したもの。島根県では、「島根県グリーン調達推進方針」として、「長期使用が可能であること」「再使用・リサイクルが可能であること」などを調達の方針としている。

・健康項目【p37 ほか】

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目。環境中の濃度については、「人の健康の保護に関する環境基準」が設けられており、すべての公共用水域に適用される。カドミウム、全シアン、鉛、6 価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB 等 26 項目が定められている。また、要監視項目としてクロロホルム等 27 項目が設定されている。

・賢明な利用【p6 ほか】

ラムサール条約にうたわれる基本理念。地域や国などが協力することによって、湿地の生きものや環境を守りながら活用し、未来へとつないでいくこと。

・光化学オキシダント【p39 ほか】

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽光線（紫外線）によって光化学反応を起こして作られるオゾン等の酸化性物質。光化学スモッグの主な原因とされている。

・コージェネレーション【p52】

燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その排熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房に利用するシステム。

サ行

・3R【p2 ほか】

廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再資源化 (Recycle) という3つの取組の頭文字をとったもの。環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードとして、経済産業省などが「3R政策」を推進している。

・産業廃棄物【p1 ほか】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・陶器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、以上19品目を処分するため処理したもの」の20種類の廃棄物が該当する。

・産業廃棄物減量税【p70 ほか】

島根県が産業廃棄物排出事業者などに課税している法定外目的税。県内最終処分場に産業廃棄物を搬入する産廃排出事業者や中間処理業者に課税による経済的動機を与えることを通じて、産廃減量化を促進するとともに、その税収を産廃再資源化促進、環境教育の充実など産廃施策費に充てることが目的。税率は産業廃棄物量1トンあたり1,000円。

・酸性雨【p9 ほか】

工場等からの排煙や自動車排出ガス等に含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で太陽光線、炭化水素、水分などの影響を受け酸化し、雨滴に取り込まれることにより、強い酸度の雨水として降下したもの。通常、pH(水素イオン濃度)5.6以下の雨を酸性雨という。

・CSR【p29 ほか】

Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任という意味で、企業は法律を守り、提供するサービスに責任を持ち、従業員が働きやすい環境をつくり、地域社会に貢献し、地域環境に配慮した活動をしなければならないという、企業のありかたを表現した言葉。

・COD【p37 ほか】

化学的酸素要求量のこと、Chemical Oxygen Demandの略称。湖沼や海域における水中の有機物による汚濁の程度を示す代表的な指標。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

- ・ **自然環境保全地域【p21 ほか】**

ほとんどの人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域やすぐれた自然環境を維持している地域であって、自然環境保全法または県自然環境保全条例に基づき指定された地域のこと。

- ・ **しまね田舎ツーリズム【p23 ほか】**

地域の自然、風土や歴史・文化に触れたり地域の人たちとの交流を楽しむ新たな旅行スタイルであるグリーンツーリズム、エコツーリズム、ブルーツーリズムなどを総称したもの。

- ・ **しまねグリーン製品【p57 ほか】**

島根県が認定している、循環資源を使用した製品。「県内の事業所で製造・加工される製品であること」「循環資源の利用率、安全性への配慮、規格等が認定基準に適合していること」などを要件として認定している。認定商品については、循環型社会構築の観点から、島根県が積極的に利用を呼びかけている。

- ・ **しまね・ハツ・建設ブランド【p62】**

島根県が認定している、県内事業者等により開発、施行または製造される新技術・新工法。県内の建設業者及び建設関連業者が開発、施工又は製造する新技術を募集し、「公共工事に活用できる技術であるか」について評価を行った上で、「しまね・ハツ・建設ブランド」として登録を行い、県が発注する公共工事等において、活用機会の拡大が図られるよう、積極的に技術情報の提供を行っている。

- ・ **循環型社会【p2 ほか】**

地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。

2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」においては、「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定められている。

- ・ **新エネルギー【p8 ほか】**

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」においては、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」として定義されており、太陽光発電や風力発電、バイオマス発電などが該当する。

- ・ **水源かん養【p28 ほか】**

樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、洪水調整、渇水緩和等河川流量の平準化を図るなどの森林が有し

ている機能のこと。また、農林業のうち、特に水田が有する保水・防災機能のこと。水田は広い面積に長期間水をためることによって効率よく水を土中に浸透させるため、かん養された地下水は浄化され、長い時間をかけて河川に還元され、河川流量の安定化に役立っている。

・ **生物多様性【p2 ほか】**

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のこと。

タ行

・ **ダイオキシン類【p40 ほか】**

有機塩素化合物であり、ポリ塩化ジベンゾフランとポリ塩化ジベンゾパラジオキシンの総称で、物の燃焼過程等で非意図的に生成され、極めて毒性が高く、その環境汚染は大きな問題となっている。そのため、廃棄物焼却施設から発生する排出ガス中のダイオキシン類を削減するため、大気汚染防止法及び廃棄物処理法の施行令の一部が改正された。

・ **地下水かん養【p35 ほか】**

降雨・河川水などが地下に浸透し、帯水層に水が供給されること。近年、市街地の表面がアスファルトやコンクリートに覆われて雨水が地下に染み込まなくなり、そのまま海へ流出してしまう減少が顕著になっている。その結果、地下水の塩水化、河川の洪水などの被害が発生しやすくなっている。

・ **地球温暖化【p1 ほか】**

人間の日常生活や事業活動に伴い排出される二酸化炭素等の温室効果ガスが原因で地球の平均気温が上がること。温暖化によって、生態系の変化、豪雨や干ばつの増加、海面上昇による土壌浸食、水資源や食糧生産の減少などの深刻な影響をもたらされると考えられている。

平成 17 年 2 月に京都議定書が発効され、これによって我が国は温室効果ガスの総排出量を 1990 年レベルに対し、2008 年から 2012 年までの間に 6%の削減が義務づけられている。

・ **窒素酸化物【p39 ほか】**

窒素の酸化物の総称であり、通称ノックス(Nox)ともいう。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分が一酸化窒素であり、これが大気環境中で酸素やオゾンなどと反応して二酸化窒素に酸化する。温室効果ガスのひとつであり、酸性雨の原因ともなっている。

・ **チャレンジ 25【p2 ほか】**

2009 年 9 月に鳩山内閣総理大臣（当時）が表明した、温室効果ガス排出量の 2020 年までに 1990 年比 25%削減に向けた、温暖化防止のための国民運動を「チャレンジ 25 キャンペーン」とし、2010 年 1 月より開始された。ホームページを通じて個人、企業などの単位で参加

することができる。

・ **中山間地域等直接支払制度【p28 ほか】**

中山間地域で農業生産を継続する農家に対して交付金を交付し、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度から導入された制度。平成17年度から、一部見直しを加えた形で再スタートした。

・ **ツリーバンク制度【p31 ほか】**

開発等により伐採が予定されている樹木を掘り取り、一定期間生育した後、公共施設等の緑化に活用する県の制度のこと。

・ **低炭素社会【p2 ほか】**

経済発展を妨げることなしに、温室効果ガス排出を大幅削減した社会のこと。炭素を含むエネルギー源である化石燃料への依存が、温室効果ガスを大量に発生させている。

危険な気候変動を避けるためにも、低炭素社会への移行が求められており、再生可能エネルギーやエネルギー効率の向上、断熱などによる無駄なエネルギー需要の削減など、様々な方策が考えられる。

ナ行

・ **ナラ枯れ【p29 ほか】**

カシノナガキクイムシ（カシナガ）が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯損する現象。本州の日本海側を中心に発生している。

・ **二酸化硫黄【p39 ほか】**

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体で、石炭や石油などの燃焼時に発生する。窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質であり、汚染された大気は呼吸器を刺激してぜんそくなどの障害を引き起こす。代表的な例として四日市ぜんそくが挙げられる。

・ **熱回収【p48】**

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。サーマルリサイクルともいう。サーマルリサイクルはリサイクルと同義語であり、マテリアルリサイクルと対比した言葉としてリサイクルの内容を分かりやすく説明する時などに私用される。

八行

・ばい煙【p39 ほか】

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん(いわゆるスス)、有害物質(カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物)をいう。大気汚染防止法では、33の項目に分けて、一定規模以上の施設が「ばい煙発生施設」として定められている。

・バイオ燃料【p51 ほか】

バイオマス由来の燃料。原料となる生物の生産と消費のバランスがとれていることから実質的に二酸化炭素の排出がない。サトウキビから精製されるバイオエタノールや、食用油から精製されるバイオディーゼル燃料などが該当する。

・バイオマス【p10 ほか】

バイオマスとは、生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、生物由来の再生可能な有機性資源のうちで化石資源を除いたものであり、バイオマスエネルギーとは、生物体を構成する有機物、例えば、木材、おがくず、ふん尿などを利用したエネルギーのこと。

・バイオマスプラスチック【p51 ほか】

トウモロコシなどのでんぷんや、食品廃棄物等のバイオマスによって作られるプラスチック製品。植物などを原料としており、微生物によって最終的二酸化炭素と水に分解されること、塩素を含んでいないこと、燃やした場合焼却温度が紙と同じといった点が普通のプラスチックと異なる。

・パークアンドライド【p40 ほか】

近くの駅・バス停までマイカーや自転車で向かい、そこから鉄道・バスなどの公共交通機関で職場まで通勤することにより、通勤時間帯の交通量を減らし、渋滞を緩和し、エネルギー消費を抑えるとともに、大気汚染物質の排出削減を目指すシステムのこと。

・BOD【p37 ほか】

生物化学的酸素要求量のこと、Biochemical Oxygen Demandの略称。河川の汚染の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚染源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量をmg/Lで表したものの。数値が大きいほど汚染が進んでいることを示す。

・ビオトープ【p23 ほか】

生物を意味するBioと場所を意味するTopeとの合成語で、動物や植物の生育環境のうち、湖沼、林野のように環境条件および動物性の生体構成が比較的一様な地理的最小単位の空間のこと。

・光（ひかり）害【p75 ほか】

良好な「照明環境」の形成が、漏れ光（照明機器から照射される光で、その目的とする照明対象範囲外に照射される光）によって阻害されている状況又はそれによる悪影響のこと。

・フィールドミュージアム【p22 ほか】

自然そのものを学習、体験、レクリエーションの場として活用される自然系博物館。島根県の主要な施設としては「三瓶自然館」があり、「フィールドセンター」、「野生鳥獣観察舎」、「自然観察入門広場」、「自然観察路」、「自転車路」、「登山路」等が整備されている。

・富栄養化【p36 ほか】

湖沼などの閉鎖水域が、長年にわたり流域から窒素化合物及びリン酸塩等の栄養塩類を供給されて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく自然現象をいう。近年では東京湾や瀬戸内海などの富栄養化も進んでいる。富栄養化になると、藻類の異常繁茂、水中の酸素消費量が高くなることによる貧酸素化、藻類が生産する有害物質による水生生物の死滅など、様々な弊害が生じる。また、水質の悪化も進み、透明度が低く、悪臭を放つようになり、緑色、褐色、赤褐色等に変色する。

・浮遊粒子状物質（SPM）【p39 ほか】

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が 10 ミクロン以下のものをいう。SPM は、微小のため、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。

・フロン【p53 ほか】

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称のこと。フロンは冷蔵庫等の冷媒やスプレーの噴射剤等に用いられ、大気中に放出されてもそのまま蓄積されるため、地球のオゾン層を破壊する原因であると指摘されている。

・粉じん【p40 ほか】

物の破砕やたい積等により飛散する物質を指す。このうち、大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」（現在アスベストが指定）、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めている。

・ポリ塩化ビフェニル（PCB）【p43 ほか】

ベンゼン環が 2 つつながったビフェニル骨格の水素が塩素で置換されたもの。熱安定性、電気絶縁性に優れ、コンデンサー等、様々な用途に利用されたが、カネミ油症事件などでその毒性が注目され、現在は製造・輸入が禁止されている。

マ行

・水と緑の森づくり税【p28 ほか】

島根県の県民税均等割として課税されている。水資源のかん養、県土保全、緑の景観等す

すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組むことを目指している。

・ **ミティゲーション【p23 ほか】**

開発に伴う環境への影響を緩和させること又は開発によって損なわれる環境を復元し、それらが不十分な場合には、その場所又は他の場所に同様な環境を再生したりすること。

・ **モーダルシフト【p42 ほか】**

輸送手段を変更するという意味合いの言葉であるが、交通に関連する環境保全対策の分野では、より環境負荷の小さい手段に切替える対策を総称してこのように呼んでいる。運輸部門の二酸化炭素発生量の大半は自動車によるため、狭義には二酸化炭素発生量の削減を目的とした、トラックによる貨物輸送から、鉄道や船舶に転換することをさすこともある。

・ **藻場【p29 ほか】**

沿岸域の海底でさまざまな海草・海藻が群落を形成している場所。海草・海藻類は、プランクトンをはじめとした多くの海棲生物に酸素を供給し、海水中の栄養分を吸収して水を浄化したり、地下茎で海底を安定させる機能もある。

ヤ行

・ **有機EL【p47 ほか】**

有機材料に電圧をかけることで発光し、既存の照明と比較して省エネルギー、発熱量が少ない、環境にやさしいなどの特徴がある。携帯電話やテレビのディスプレイとして実用化されている。

・ **ヨシ原【p36 ほか】**

ヨシの群落。ヨシには水の汚れを沈める働きや、水中のリンを養分として吸い取る働きがある。

ラ行

・ **ラムサール条約【p3 ほか】**

正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。条約が採択されたイランの町名にちなんでラムサール条約と呼ばれる。締約国が国際協力により湿地の保全や賢明な利用（ワイズユース=wise use）を進めることが目的。2005年11月に宍道湖・中海が登録されている。

2. 計画策定の経緯

1. 審議等の経緯

平成 22 年 6 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> 県民等意識調査 (調査期間：6 月 29 日～7 月 16 日)
平成 22 年 7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> 島根県環境審議会に「第 2 期島根県環境基本計画の策定」について諮問 第 2 期島根県環境基本計画検討部会を設置することを決定 第 1 回 第 2 期島根県環境基本計画検討部会開催
平成 22 年 9 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 回 第 2 期島根県環境基本計画検討部会開催
平成 22 年 10 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 回 第 2 期島根県環境基本計画検討部会開催
平成 22 年 11 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 回 第 2 期島根県環境基本計画検討部会開催
平成 22 年 11 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 回 島根県環境審議会開催
平成 22 年 12 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期島根県環境基本計画（案）を公表し、県民等の意見を募集 (募集期間：12 月 22 日～平成 23 年 1 月 24 日)
平成 23 年 1 月 15・16 日	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期島根県環境基本計画（案）住民説明会の開催 (松江市、浜田市)
平成 23 年 2 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> 第 5 回 第 2 期島根県環境基本計画検討部会開催
平成 23 年 3 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> 第 6 回 第 2 期島根県環境基本計画検討部会開催
平成 23 年 3 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 回 島根県環境審議会開催
平成 23 年 3 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> 島根県環境審議会から答申
平成 23 年 3 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期島根県環境基本計画策定

2. 島根県環境審議会委員名簿

氏名	所名等	備考
青山 幸子	島根県漁協女性部連合会会長	○
飯野 公央	島根大学法文学部准教授	
和泉 敏太郎	NPO 法人しまねバイオエタノール研究会理事長	
磯村 篤範	島根大学大学院法務研究科教授	○
岩井 三知恵	松江市立恵曇小学校校長	○
岸田 和俊	弁護士	○
木村 和夫	島根県商工会議所連合会幹事長	○部会長
木村 久美子	元島根県看護協会副会長	○
常國 文江	NPO 法人コアラッチ理事長	○
長岡 秀人	出雲市長（島根県市長会代表）	○
橋本 貴美子	消費生活アドバイザー	○
春木 宥子	医療法人社団創健会松江記念病院健康支援センター顧問	
反田 陽一	島根県農業協同組合中央会専務理事	
樋口 忠三	川本町長（島根県町村会副会長）	
福田 真子	連合島根女性委員会事務局長	
藤井 幸子	益田市地球温暖化対策地域協議会会員	
三浦 ミナコ	島根県連合婦人会常任理事	
森橋 静秋	島根県森林組合連合会副会長理事	○
山本 廣基	島根大学学長	会長

（五十音順 ○：第2期島根県環境基本計画検討部会委員）

3. 島根県環境基本条例

平成 9 年 10 月 17 日
島根県条例第 29 号

●目 次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

第 1 節 施策の策定等に係る指針（第 9 条）

第 2 節 環境基本計画（第 10 条）

第 3 節 環境の保全のための施策（第 11 条—第 22 条）

第 4 節 地球環境保全の推進等（第 23 条）

第 5 節 推進体制の整備等（第 24 条—第 26 条）

附 則

わたしたちは、緑豊かな山々からもたらされる清らかな水や心地よい大気に包まれ、人と自然が織りなす豊かな環境の恵みを受けて、今日のふるさと島根を築いてきた。

しかしながら、資源やエネルギーの大量消費などを伴う近時の社会経済活動は、人々の生活を物質的に豊かにし、その利便性を高める一方、環境への負荷の増大をもたらし、今日では、地域の環境のみならず地球の温暖化やオゾン層の破壊など人類の生存基盤である地球全体の環境さえも損なうおそれを生じさせている。

この島根においても、わたしたちの日常生活や通常の事業活動に伴う水質の汚濁や廃棄物の問題などが生じ、加えて、過疎化や高齢化の進行などにより森林や農地が有する環境の保全機能の維持が困難となる事態も生じている。

もとより、わたしたちは、健康で文化的な生活を営む上で良好な環境の恵沢を享受する権利を有しているとともに、良好な環境を守り、はぐくみ、これを将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

今こそ、わたしたちは、自らの日常生活や社会経済活動の在り方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していかなければならない。

ここに、わたしたちは、島根の環境を保全し、快適な環境の創造に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来にわたつて維持することができるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することを旨として、すべての者の自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を制定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適性に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、環境の状況、環境の保全に関して県が講じた施策等に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

第9条 県は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、良好な景観の形成その他の潤いと安らぎのある生活空間の形成が図られること。

第2節 環境基本計画

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、島根県環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全のための施策

(環境への配慮)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に検査、予測及び評価を行ない、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規則の措置)

第13条 県は、公害を防止するため、公害となる行為に関し、必要な規則の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全上の支障を防止するため、その支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(経済的措置)

第14条 県は、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適切な経済的な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する事業の推進)

第15条 県は、河川、湖沼等の水質の浄化、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、良好な景観の形成その他の潤いと安らぎのある生活空間の形成のため事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 16 条 県は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 17 条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第 18 条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 県は、第 17 条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第 20 条 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 21 条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(試験研究体制の整備等)

第 22 条 県は、環境の保全に関する施策の推進に資するため、試験研究の体制の整備並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。

第 4 節 地球環境保全の推進等

第 23 条 県は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、生物の多様性の確保その他の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 県は、国、他の地方公共団体、国際機関等と連携し、環境の保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等により、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第5節 推進体制の整備等

第24条 県は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 県は、市町村及び民間団体等と連携し、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(市町村に対する応援)

第25条 県は、市町村が実施する環境の保全に関する施策を支援するように努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第26条 県は、広域的な取組が必要とされる環境保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

附 則

この条例は公布の日から施行する。